

○ 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）（第一百五十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

※都市再生特別措置法の一部を改正する法律による改正後

改正案	現行
<p>（計画提案を踏まえた都市計画の決定等をしな場合にとるべき措置）</p> <p>第四十条 都市計画決定権者は、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をしない必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を、当該計画提案をした者（当該都市計画決定権者が第四十三条第二項の規定による通知を受けているときは、当該計画提案をした者及び当該通知をした行政庁。次条第二項において同じ。）に通知しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>（計画提案を踏まえた都市計画の決定等に関する処理期間）</p> <p>第四十一条（略）</p> <p>2 都市計画決定権者は、やむを得ない理由により前項の処理期間中に同項の規定による処理を行うことができないときは、その理由が存続する間、当該処理期間を延長することができる。この場合においては、同項の処理期間中に、当該計画提案をした者に対し、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。</p> <p>3 計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更について、都市計画法第十八条第一項又は第三項その他の法令の規定により意見を聴かれ、又は協議を受けた者は、都市計画決定権者が第一項の処理期間中に同項の規</p>	<p>（計画提案を踏まえた都市計画の決定等をしな場合にとるべき措置）</p> <p>第四十条 都市計画決定権者は、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をしない必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を、当該計画提案をした者（当該都市計画決定権者が第四十三条第二項の規定による通知を受けているときは、当該計画提案をした者及び当該通知をした行政庁）に通知しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>（計画提案を踏まえた都市計画の決定等に関する処理期間）</p> <p>第四十一条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更について、都市計画法第十八条第一項又は第三項その他の法令の規定により意見を聴かれ、又は協議を受けた者は、都市計画決定権者が前項の処理期間中に同項の規定</p>

定による処理を行うことができるよう、速やかに意見の申出又は協議を行わなければならない。

(都市再生整備計画)

第四十六条 (略)

2 都市再生整備計画には、第一号から第五号までに掲げる事項を記載するものとともに、第六号に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

一 都市再生整備計画の区域及びその面積

(削除)

二 前号の区域内における都市の再生に必要な次に掲げる事業に関する事項

イ〜へ (略)

三〜五 (略)

六 都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する方針

(削除)

3 前項第二号及び第三号に掲げる事項には、市町村が実施する事業又は事務（以下この節及び次節において「事業等」という。）に係るものを記載するほか、必要に応じ、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又はこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が実施する事業等（市町村が当該事業等に要す

による処理を行うことができるよう、速やかに意見の申出又は協議を行わなければならない。

(都市再生整備計画)

第四十六条 (略)

2 都市再生整備計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 都市再生整備計画の区域

二 都市再生整備計画の目標

三 前号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業に関する事項

イ〜へ (略)

四〜六 (略)

(新設)

七 その他国土交通省令で定める事項

3 前項第三号及び第四号に掲げる事項には、市町村が実施する事業又は事務（以下この節及び次節において「事業等」という。）に係るものを記載するほか、必要に応じ、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又はこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が実施する事業等（市町村が当該事業等に要す

る経費の一部を負担してその推進を図るものに限る。)に係るものを記載することができる。

4 (略)

5 第二項第二号イからへまでに掲げる事業に関する事項には、当該事業の実施のために必要な都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画(都市計画法第十五条第一項の規定により都道府県が定めることとされている都市計画(同法第八十七条の二第一項の規定により同項の指定都市が定めることとされているものを除く。))で政令で定めるものに限る。

()であつて第五十一条第一項の規定に基づき当該市町村が決定又は変更をすることができるもの(以下「市町村決定計画」という。))及び当該市町村による当該都市計画の決定又は変更の期限(以下「計画決定期限」という。))を記載することができる。

6 (略)

7 第二項第二号イに掲げる事業に関する事項には、国道(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。)

()若しくは都道府県道(同条第三号の都道府県道をいう。以下この条において同じ。))の新設若しくは改築又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物(同法第二条第二項に規定する道路の附属物をいう。)

()の新設若しくは改築(いずれも同法第十二条ただし書、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項並びに道路法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第六十三号)第五十八条第一項において「昭和三十一年道路法改正法」という。))附則第三項の規定により都道府県が行うこととされているもの(道路法第十七条第一項から第四項までの規定によ

る経費の一部を負担してその推進を図るものに限る。)に係るものを記載することができる。

4 (略)

5 第二項第三号イからへまでに掲げる事業に関する事項には、当該事業の実施のために必要な都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画(都市計画法第十五条第一項の規定により都道府県が定めることとされている都市計画(同法第八十七条の二第一項の規定により同項の指定都市が定めることとされているものを除く。))で政令で定めるものに限る。

()であつて第五十一条第一項の規定に基づき当該市町村が決定又は変更をすることができるもの(以下「市町村決定計画」という。))及び当該市町村による当該都市計画の決定又は変更の期限(以下「計画決定期限」という。))を記載することができる。

6 (略)

7 第二項第三号イに掲げる事業に関する事項には、国道(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。)

()若しくは都道府県道(同条第三号の都道府県道をいう。以下この条において同じ。))の新設若しくは改築又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物(同法第二条第二項に規定する道路の附属物をいう。)

()の新設若しくは改築(いずれも同法第十二条ただし書、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項並びに道路法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第六十三号)第五十八条第一項において「昭和三十一年道路法改正法」という。))附則第三項の規定により都道府県が行うこととされているもの(道路法第十七条第一項から第三項までの規定によ

り同条第一項の指定市、同条第二項の指定市以外の市、同条第三項の町村又は同条第四項の指定市以外の市町村が行うこととされているものを除く。)で政令で定めるものに限る。第五十八条において「国道の新設等」という。)であつて第五十八条第一項の規定に基づき当該市町村が行うことができるものに関する事業(以下「市町村施行国道新設等事業」という。))に関する事項を記載することができる。

8 第二項第三号に掲げる事項には、国道又は都道府県道の維持又は修繕(道路法第十三条第一項及び第十五条の規定により都道府県が行うこととされているもの(同法第十七条第一項から第四項までの規定により同条第一項の指定市、同条第二項の指定市以外の市、同条第三項の町村又は同条第四項の指定市以外の市町村が行うこととされているものを除く。))で政令で定めるものに限る。第五十八条において「国道の維持等」という。)であつて第五十八条第一項の規定に基づき当該市町村が行うことができるものに関する事業(以下「市町村施行国道維持等事業」という。))に関する事項を記載することができる。

9 (略)

10 第二項第二号イ若しくはへに掲げる事業に関する事項又は同項第三号に掲げる事項には、道路法第三十二条第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる施設、工作物又は物件(以下「施設等」という。))のうち、都市の再生に貢献し、道路(同法による道路に限る。第六十二条において同じ。))の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるものの設置(道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて

り同条第一項の指定市、同条第二項の指定市以外の市又は同条第三項の指定市以外の市町村が行うこととされているものを除く。)で政令で定めるものに限る。第五十八条において「国道の新設等」という。)であつて第五十八条第一項の規定に基づき当該市町村が行うことができるものに関する事業(以下「市町村施行国道新設等事業」という。))に関する事項を記載することができる。

8 第二項第四号に掲げる事項には、国道又は都道府県道の維持又は修繕(道路法第十三条第一項及び第十五条の規定により都道府県が行うこととされているもの(同法第十七条第一項から第三項までの規定により同条第一項の指定市、同条第二項の指定市以外の市又は同条第三項の指定市以外の市町村が行うこととされているものを除く。))で政令で定めるものに限る。第五十八条において「国道の維持等」という。)であつて第五十八条第一項の規定に基づき当該市町村が行うことができるものに関する事業(以下「市町村施行国道維持等事業」という。))に関する事項を記載することができる。

9 (略)

10 第二項第三号イ若しくはへに掲げる事業に関する事項又は同項第四号に掲げる事項には、道路法第三十二条第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる施設、工作物又は物件(以下「施設等」という。))のうち、都市の再生に貢献し、道路(同法による道路に限る。第六十二条において同じ。))の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるものの設置(道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて

講じられるものに限る。)であつて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可に係るものに関する事項を記載することができる。

11 (略)

12 第二項第四号に掲げる事項には、同項第一号の区域(都市再生緊急整備地域内にある土地の区域を除く。)のうち、都市開発事業を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき土地の区域であつて、当該区域における都市開発事業の施行後の土地の高度利用及び公共施設の整備の状況その他の状況からみて、都市開発事業の施行に関連して当該区域内の一団の土地の所有者及び借地権等を有する者(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者)による歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための経路の整備又は管理が必要となると認められるもの及び当該経路の整備又は管理に関する事項を記載することができる。

13 第二項第四号に掲げる事項には、同項第一号の区域のうち、広場、街灯、並木その他の都市の居住者その他の者の利便の増進に寄与する施設等であつて国土交通省令で定めるもの(以下「都市利便増進施設」という。)の配置及び利用の状況その他の状況からみて、当該区域内の一団の土地の所有者若しくは借地権等を有する者(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者又は借地権等を有する者)若しくは当該区域内の建築物の所有者(当該建築物に関する賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。第七十二条の三第一項にお

講じられるものに限る。)であつて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可に係るものに関する事項を記載することができる。

11 (略)

12 第二項第五号に掲げる事項には、同項第一号の区域(都市再生緊急整備地域内にある土地の区域を除く。)のうち、都市開発事業を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき土地の区域であつて、当該区域における都市開発事業の施行後の土地の高度利用及び公共施設の整備の状況その他の状況からみて、都市開発事業の施行に関連して当該区域内の一団の土地の所有者及び借地権等を有する者(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者)による歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための経路の整備又は管理が必要となると認められるもの及び当該経路の整備又は管理に関する事項を記載することができる。

13 第二項第五号に掲げる事項には、同項第一号の区域のうち、広場、街灯、並木その他の都市の居住者その他の者の利便の増進に寄与する施設等であつて国土交通省令で定めるもの(以下「都市利便増進施設」という。)の配置及び利用の状況その他の状況からみて、当該区域内の一団の土地の所有者若しくは借地権等を有する者(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者又は借地権等を有する者)若しくは当該区域内の建築物の所有者(当該建築物に関する賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。第七十二条の三第一項にお

いて同じ。)又は第七十三条第一項の規定により指定された都市再生整備推進法人による都市利便増進施設の一体的な整備又は管理(当該都市利便増進施設を利用して行われるまちづくりの推進を図る活動であつて、当該一体的な整備又は管理の効果を増大させるために必要なものを含む。以下同じ。)が必要となると認められる区域及び当該都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関する事項を記載することができる。

(削除)

14
16 (略)

(市町村都市再生整備協議会)

第四十六条の二 (略)

2 (略)

3 市町村協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関、前条第二項第二号イからへまでに掲げる事業(これらの事業と一体となつてその効果を増大させることとなる事業等を含む。)を実施し、又は実施することが見込まれる者及び都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共公益施設の管理者に対して、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

4・5 (略)

いて同じ。)又は第七十三条第一項の規定により指定された都市再生整備推進法人による都市利便増進施設の一体的な整備又は管理(当該都市利便増進施設を利用して行われるまちづくりの推進を図る活動であつて、当該一体的な整備又は管理の効果を増大させるために必要なものを含む。以下同じ。)が必要となると認められる区域及び当該都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関する事項を記載することができる。

14 市町村は、次条第一項の規定により市町村都市再生整備協議会が組織されている場合において、都市再生整備計画を作成しようとするときは、あらかじめ、当該市町村都市再生整備協議会の意見を聴かなければならない。

15
17 (略)

(市町村都市再生整備協議会)

第四十六条の二 (略)

2 (略)

3 市町村協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関、前条第二項第三号イからへまでに掲げる事業(これらの事業と一体となつてその効果を増大させることとなる事業等を含む。)を実施し、又は実施することが見込まれる者及び都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共公益施設の管理者に対して、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

4・5 (略)

(都市計画の決定等に係る権限の移譲)

第五十一条 市町村は、都市計画法第十五条第一項及び第八十七条の二第二項の規定にかかわらず、第四十六条第十五項後段(同条第十六項において準用する場合を含む。)の公告の日から計画決定期限が到来する日までの間に限り、都市再生整備計画に記載された市町村決定計画に係る都市計画の決定又は変更をすることができる。

2・3 (略)

4 都市計画法第八十七条の二第三項から第八項までの規定は、指定都市が第一項の規定により同法第十八条第三項に規定する都市計画の決定又は変更をしようとする場合について準用する。

(都市再生整備推進法人による都市計画の決定等の提案)

第五十七条の二 (略)

2 第三十七条第二項及び第三項並びに第三十八条から第四十条までの規定は、前項の規定による提案について準用する。この場合において、第三十七条第二項中「都市再生事業」とあるのは「公共施設又は第七十四条第三号口の国土交通省令で定める施設の整備又は管理」と、第四十条第一項中「者(当該都市計画決定権者が第四十三条第二項の規定による通知を受けているときは、当該計画提案をした者及び当該通知をした行政庁。次条第二項において同じ。)」とあるのは「都市再生整備推進法人」と読み替えるものとする。

(都市計画の決定等に係る権限の移譲)

第五十一条 市町村は、都市計画法第十五条第一項及び第八十七条の二第二項の規定にかかわらず、第四十六条第十六項後段(同条第十七項において準用する場合を含む。)の公告の日から計画決定期限が到来する日までの間に限り、都市再生整備計画に記載された市町村決定計画に係る都市計画の決定又は変更をすることができる。

2・3 (略)

4 都市計画法第八十七条の二第二項から第七項までの規定は、指定都市が第一項の規定により同法第十八条第三項に規定する都市計画の決定又は変更をしようとする場合について準用する。

(都市再生整備推進法人による都市計画の決定等の提案)

第五十七条の二 (略)

2 第三十七条第二項及び第三項並びに第三十八条から第四十条までの規定は、前項の規定による提案について準用する。この場合において、第三十七条第二項中「都市再生事業」とあるのは「公共施設又は第七十四条第三号口の国土交通省令で定める施設の整備又は管理」と、第四十条第一項中「者(当該都市計画決定権者が第四十三条第二項の規定による通知を受けているときは、当該計画提案をした者及び当該通知をした行政庁)」とあるのは「都市再生整備推進法人」と読み替えるものとする。

○ マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）（抄）（第百五十六条関係）（傍線部分は改正部分）
 ※高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律による改正後

改正案	現行
<p>（設立の認可）</p> <p>第九条 区分所有法第六十四条の規定により区分所有法第六十二条第一項に規定する建替え決議（以下単に「建替え決議」という。）の内容によりマンションの建替えを行う旨の合意をしたものとみなされた者（マンションの区分所有権又は敷地利用権を有する者であつてその後に当該建替え決議の内容により当該マンションの建替えを行う旨の同意をしたものを含む。以下「建替え合意者」という。）は、五人以上共同して、定款及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）の認可を受けて組合を設立することができる。</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 第一項の規定による認可の申請は、施行マンションとなるべきマンションの所在地が町村の区域内にあるときは、当該町村の長を経由して行わなければならない。</p> <p>（事業計画の縦覧及び意見書の処理）</p> <p>第十一条 第九条第一項の規定による認可の申請があつた場合において、施行マンションとなるべきマンションの敷地（これに隣接する土地を合</p>	<p>（設立の認可）</p> <p>第九条 区分所有法第六十四条の規定により区分所有法第六十二条第一項に規定する建替え決議（以下単に「建替え決議」という。）の内容によりマンションの建替えを行う旨の合意をしたものとみなされた者（マンションの区分所有権又は敷地利用権を有する者であつてその後に当該建替え決議の内容により当該マンションの建替えを行う旨の同意をしたものを含む。以下「建替え合意者」という。）は、五人以上共同して、定款及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて組合を設立することができる。</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 第一項の規定による認可の申請は、施行マンションとなるべきマンションの所在地の市町村長を経由して行わなければならない。</p> <p>（事業計画の縦覧及び意見書の処理）</p> <p>第十一条 都道府県知事は、第九条第一項の規定による認可の申請があつたときは、施行マンションとなるべきマンションの敷地（これに隣接す</p>

わけて施行再建マンションの敷地とする場合における当該土地（以下「隣接施行敷地」という。）を含む。）の所在地が市の区域内にあるときは、当該市の長は当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供し、当該マンションの敷地の所在地が町村の区域内にあるときは、都道府県知事は当該町村の長に当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない。ただし、当該申請に関し明らかに次条各号のいずれかに該当しない事実があり、認可すべきでないとき、この限りでない。

2 施行マンションとなるべきマンション又はその敷地（隣接施行敷地を含む。）について権利を有する者は、前項の規定により縦覧に供された事業計画について意見があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、都道府県知事等に意見書を提出することができる。

3 都道府県知事等は、前項の規定により意見書の提出があったときは、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであると認めるときは事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採択すべきでないとき、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

4 (略)

5 第九条第一項の規定による認可を申請した者が、第三項の規定により事業計画に修正を加え、その旨を都道府県知事等に申告したときは、その修正に係る部分について、更にこの条に規定する手続を行うべきものとする。

る土地を合わせて施行再建マンションの敷地とする場合における当該土地（以下「隣接施行敷地」という。）を含む。）の所在地の市町村長に、当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない。ただし、当該申請に関し明らかに次条各号のいずれかに該当しない事実があり、認可すべきでないとき、この限りでない。

2 施行マンションとなるべきマンション又はその敷地（隣接施行敷地を含む。）について権利を有する者は、前項の規定により縦覧に供された事業計画について意見があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、都道府県知事に意見書を提出することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定により意見書の提出があったときは、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであると認めるときは事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採択すべきでないとき、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

4 (略)

5 第九条第一項の規定による認可を申請した者が、第三項の規定により事業計画に修正を加え、その旨を都道府県知事に申告したときは、その修正に係る部分について、更にこの条に規定する手続を行うべきものとする。

(認可の基準)

第十二条 都道府県知事等は、第九条第一項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

一 (略)

二 定款又は事業計画の決定手続又は内容が法令(事業計画の内容にあつては、前条第三項に規定する都道府県知事の命令を含む。)に違反するものでないこと。

三 十 (略)

(認可の公告等)

第十四条 都道府県知事等は、第九条第一項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、組合の名称、施行マンションの名称及びその敷地の区域、施行再建マンションの敷地の区域、事業施行期間その他国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、関係市町村長に施行マンションの名称及びその敷地の区域、施行再建マンションの設計の概要及びその敷地の区域その他国土交通省令で定める事項を表示する図書を送付しなければならない。

2・3 (略)

(役員の職務)

第二十四条 (略)

2 (略)

(認可の基準)

第十二条 都道府県知事は、第九条第一項の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

一 (略)

二 定款又は事業計画の決定手続又は内容が法令(事業計画の内容にあつては、前条第三項に規定する都道府県知事の命令を含む。)に違反するものでないこと。

三 十 (略)

(認可の公告等)

第十四条 都道府県知事は、第九条第一項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、組合の名称、施行マンションの名称及びその敷地の区域、施行再建マンションの敷地の区域、事業施行期間その他国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、関係市町村長に施行マンションの名称及びその敷地の区域、施行再建マンションの設計の概要及びその敷地の区域その他国土交通省令で定める事項を表示する図書を送付しなければならない。

2・3 (略)

(役員の職務)

第二十四条 (略)

2 (略)

3 監事の職務は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は都道府県知事等に報告をすること。

四 (略)

4～8 (略)

(理事長の氏名等の届出及び公告)

第二十五条 組合は、理事長の氏名及び住所を、都道府県知事等に届け出なければならない。この場合において、施行マンションの所在地が町村の区域内にあるときは、当該町村の長を経由して行わなければならない。

2 都道府県知事等は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、理事長の氏名及び住所を公告しなければならない。

3 (略)

(定款又は事業計画の変更)

第三十四条 組合は、定款又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。

2 第九条第二項の規定は組合が定款及び事業計画を変更して新たに施行マンションに追加しようとする建替え決議マンションがある場合に、同

3 監事の職務は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は都道府県知事に報告をすること。

四 (略)

4～8 (略)

(理事長の氏名等の届出及び公告)

第二十五条 組合は、理事長の氏名及び住所を、施行マンションの所在地の市町村長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、理事長の氏名及び住所を公告しなければならない。

3 (略)

(定款又は事業計画の変更)

第三十四条 組合は、定款又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 第九条第二項の規定は組合が定款及び事業計画を変更して新たに施行マンションに追加しようとする建替え決議マンションがある場合に、同

条第四項の規定は組合が定款及び事業計画を変更して新たに施行マンションに追加しようとする一括建替え決議マンション群がある場合に、同条第五項の規定は組合が定款及び事業計画を変更して新たに施行マンションに追加しようとするマンションがある場合に、第十一条の規定は事業計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）の認可の申請があつた場合に、第九条第七項、第十二条及び第十四条の規定は前項の規定による認可について準用する。この場合において、第九条第二項中「建替え合意者の」とあるのは「新たに施行マンションとなるべき建替え決議マンションの建替え合意者（新たに施行マンションとなるべき建替え決議マンションが二以上ある場合にあつては、当該二以上の建替え決議マンションごとの建替え合意者）」と、同条第四項中「一括建替え合意者」とあるのは「新たに施行マンションとなるべき一括建替え決議マンション群の一括建替え合意者（新たに施行マンションとなるべき一括建替え決議マンション群が二以上ある場合にあつては、当該二以上の一括建替え決議マンション群ごとの一括建替え合意者）」と、「一括建替え決議マンション群」とあるのは「新たに施行マンションとなるべき一括建替え決議マンション群」と、同条第七項中「施行マンションとなるべきマンション」とあるのは「施行マンション又は新たに施行マンションとなるべきマンション」と、第十一条第一項中「施行マンション」とあるのは「施行マンション」とあり、及び「当該マンション」とあるのは「施行マンション又は新たに施行マンションとなるべきマンション」と、同条第二項中「施行マンションとなるべきマンション又はその敷地」とあるのは「施行マンション若しくは新たに施行マンションとなる

条第四項の規定は組合が定款及び事業計画を変更して新たに施行マンションに追加しようとする一括建替え決議マンション群がある場合に、同条第五項の規定は組合が定款及び事業計画を変更して新たに施行マンションに追加しようとするマンションがある場合に、第十一条の規定は事業計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）の認可の申請があつた場合に、第九条第七項、第十二条及び第十四条の規定は前項の規定による認可について準用する。この場合において、第九条第二項中「建替え合意者の」とあるのは「新たに施行マンションとなるべき建替え決議マンションの建替え合意者（新たに施行マンションとなるべき建替え決議マンションが二以上ある場合にあつては、当該二以上の建替え決議マンションごとの建替え合意者）」と、同条第四項中「一括建替え合意者」とあるのは「新たに施行マンションとなるべき一括建替え決議マンション群の一括建替え合意者（新たに施行マンションとなるべき一括建替え決議マンション群が二以上ある場合にあつては、当該二以上の一括建替え決議マンション群ごとの一括建替え合意者）」と、「一括建替え決議マンション群」とあるのは「新たに施行マンションとなるべき一括建替え決議マンション群」と、同条第七項中「施行マンションとなるべきマンション」とあるのは「施行マンション又は新たに施行マンションとなるべきマンション」と、第十一条第一項中「施行マンション」とあるのは「施行マンション及び新たに施行マンションとなるべきマンション」と、同条第二項中「施行マンションとなるべきマンション又はその敷地」とあるのは「施行マンション若しくは新たに施行マンションとなるべきマンション又はそれらの敷地

べきマンション又はそれらの敷地」と、第十四条第二項中「組合の成立又は定款若しくは事業計画」とあるのは「定款又は事業計画の変更」と、「組合員その他の」とあるのは「その変更について第三十四条第一項の規定による認可があつた際に従前から組合員であつた者以外の」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

(解散)

第三十八条 (略)

2・3 (略)

4 組合は、第一項第二号又は第三号に掲げる理由により解散しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。

5 前項の規定による認可の申請は、施行マンションの所在地が町村の区域内にあるときは、当該町村の長を経由して行わなければならない。

6 都道府県知事等は、組合の設立についての認可を取り消したとき、又は第四項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

7 (略)

(裁判所による監督)

第四十一条の二 (略)

2 (略)

」と、第十四条第二項中「組合の成立又は定款若しくは事業計画」とあるのは「定款又は事業計画の変更」と、「組合員その他の」とあるのは「その変更について第三十四条第一項の規定による認可があつた際に従前から組合員であつた者以外の」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

(解散)

第三十八条 (略)

2・3 (略)

4 組合は、第一項第二号又は第三号に掲げる理由により解散しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

5 前項の規定による認可の申請は、施行マンションの所在地の市町村長を経由して行わなければならない。

6 都道府県知事は、組合の設立についての認可を取り消したとき、又は第四項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

7 (略)

(裁判所による監督)

第四十一条の二 (略)

2 (略)

3 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、都道府県知事等に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4 都道府県知事等は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(決算報告)

第四十二条 清算人は、清算事務が終わったときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、決算報告書を作成し、これについて都道府県知事等の承認を得た後、これを組合員に報告しなければならない。

(施行の認可)

第四十五条 第五条第二項の規定によりマンション建替事業を施行しようとする者は、一人で施行しようとする者にあつては規程及び事業計画を定め、数人共同して施行しようとする者にあつては規約及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、そのマンション建替事業について都道府県知事等の認可を受けなければならない。

2 4 (略)

(認可の基準)

第四十八条 都道府県知事等は、第四十五条第一項の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

一 五 (略)

3 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4 都道府県知事は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(決算報告)

第四十二条 清算人は、清算事務が終わったときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、決算報告書を作成し、これについて都道府県知事の承認を得た後、これを組合員に報告しなければならない。

(施行の認可)

第四十五条 第五条第二項の規定によりマンション建替事業を施行しようとする者は、一人で施行しようとする者にあつては規程及び事業計画を定め、数人共同して施行しようとする者にあつては規約及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、そのマンション建替事業について都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 4 (略)

(認可の基準)

第四十八条 都道府県知事は、第四十五条第一項の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

一 五 (略)

(施行の認可の公告等)

第四十九条 都道府県知事等は、第四十五条第一項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、施行者の氏名又は名称、施行マンションの名称及びその敷地の区域、施行再建マンションの敷地の区域、事業施行期間その他国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、関係市町村長に施行マンションの名称及びその敷地の区域、施行再建マンションの設計の概要及びその敷地の区域その他国土交通省令で定める事項を表示する図書を送付しなければならない。

2・3 (略)

(規準又は規約及び事業計画の変更)

第五十条 個人施行者は、規準若しくは規約又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。

2・3 (略)

(施行者の変動)

第五十一条 (略)

2 (略)

3 一人で施行するマンション建替事業において、前二項の規定により施行者が数人となったときは、そのマンション建替事業は、第五条第二項の規定により数人共同して施行するマンション建替事業となるものとす

(施行の認可の公告等)

第四十九条 都道府県知事は、第四十五条第一項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、施行者の氏名又は名称、施行マンションの名称及びその敷地の区域、施行再建マンションの敷地の区域、事業施行期間その他国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、関係市町村長に施行マンションの名称及びその敷地の区域、施行再建マンションの設計の概要及びその敷地の区域その他国土交通省令で定める事項を表示する図書を送付しなければならない。

2・3 (略)

(規準又は規約及び事業計画の変更)

第五十条 個人施行者は、規準若しくは規約又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2・3 (略)

(施行者の変動)

第五十一条 (略)

2 (略)

3 一人で施行するマンション建替事業において、前二項の規定により施行者が数人となったときは、そのマンション建替事業は、第五条第二項の規定により数人共同して施行するマンション建替事業となるものとす

る。この場合において、施行者は、遅滞なく、第四十五条第一項の規約を定め、その規約について都道府県知事等の認可を受けなければならない。

4 前項の規定による認可の申請は、施行マンションの所在地が町村の区域内にあるときは、当該町村の長を経由して行わなければならない。

5 (略)

6 個人施行者について一般承継があり、又は個人施行者の有する区分所有権若しくは敷地利用権の一般承継以外の事由による承継があったことにより施行者に変動を生じたとき（第三項前段に規定する場合を除く。

）は、施行者は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、新たに施行者となった者の氏名又は名称及び住所並びに施行者でなくなった者の氏名又は名称を都道府県知事等に届け出なければならない。この場合において、施行マンションの所在地が町村の区域内にあるときは、当該町村の長を経由して行わなければならない。

7 都道府県知事等は、第三項後段の規定により定められた規約について認可したときは新たに施行者となった者の氏名又は名称その他国土交通省令で定める事項を、前項の規定による届出を受理したときは新たに施行者となった者及び施行者でなくなった者の氏名又は名称その他国土交通省令で定める事項を、遅滞なく、公告しなければならない。

8 (略)

(審査委員)

第五十三条 個人施行者は、都道府県知事等の承認を受けて、土地及び建

る。この場合において、施行者は、遅滞なく、第四十五条第一項の規約を定め、その規約について都道府県知事の認可を受けなければならない。

4 前項の規定による認可の申請は、施行マンションの所在地の市町村長を経由して行わなければならない。

5 (略)

6 個人施行者について一般承継があり、又は個人施行者の有する区分所有権若しくは敷地利用権の一般承継以外の事由による承継があったことにより施行者に変動を生じたとき（第三項前段に規定する場合を除く。

）は、施行者は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、施行マンションの所在地の市町村長を経由して、新たに施行者となった者の氏名又は名称及び住所並びに施行者でなくなった者の氏名又は名称を都道府県知事に届け出なければならない。

7 都道府県知事は、第三項後段の規定により定められた規約について認可したときは新たに施行者となった者の氏名又は名称その他国土交通省令で定める事項を、前項の規定による届出を受理したときは新たに施行者となった者及び施行者でなくなった者の氏名又は名称その他国土交通省令で定める事項を、遅滞なく、公告しなければならない。

8 (略)

(審査委員)

第五十三条 個人施行者は、都道府県知事の承認を受けて、土地及び建物

物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者のうちから、この法律及び規程又は規約で定める権限を行う審査委員三人以上を選任しなければならない。

2 (略)

(マンション建替事業の廃止及び終了)

第五十四条 個人施行者は、マンション建替事業を、事業の完成の不能により廃止し、又は終了しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その廃止又は終了について都道府県知事等の認可を受けなければならない。

2・3 (略)

(権利変換計画の決定及び認可)

第五十七条 施行者は、前条の規定による手続に必要な期間の経過後、遅滞なく、権利変換計画を定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。

2・4 (略)

(認可の基準)

第六十五条 都道府県知事等は、第五十七条第一項後段の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者のうちから、この法律及び規程又は規約で定める権限を行う審査委員三人以上を選任しなければならない。

2 (略)

(マンション建替事業の廃止及び終了)

第五十四条 個人施行者は、マンション建替事業を、事業の完成の不能により廃止し、又は終了しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その廃止又は終了について都道府県知事の認可を受けなければならない。

2・3 (略)

(権利変換計画の決定及び認可)

第五十七条 施行者は、前条の規定による手続に必要な期間の経過後、遅滞なく、権利変換計画を定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2・4 (略)

(認可の基準)

第六十五条 都道府県知事は、第五十七条第一項後段の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

一〇五 (略)

(施行者による管理規約の設定)

第九十四条 施行者は、政令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受け、施行再建マンション、その敷地及びその附属の建物（マンション建替事業の施行により建築されるものに限る。）の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項につき、管理規約を定めることができる。

2 (略)

3 施行者は、政令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受け、施行再建マンションに係る区分所有法第六十六条に規定する土地等又は区分所有法第六十八条第一項各号に掲げる物（附属施設にあつては、マンション建替事業の施行により建設されたものに限る。）の管理又は使用に関する団地建物所有者相互間の事項につき、管理規約を定めることができる。

4 (略)

(報告、勧告等)

第九十七条 (略)

2 都道府県知事等は、組合又は個人施行者に対し、マンション建替事業の施行の促進を図るため必要な措置を命ずることができる。

(組合に対する監督)

一〇五 (略)

(施行者による管理規約の設定)

第九十四条 施行者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受け、施行再建マンション、その敷地及びその附属の建物（マンション建替事業の施行により建築されるものに限る。）の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項につき、管理規約を定めることができる。

2 (略)

3 施行者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受け、施行再建マンションに係る区分所有法第六十六条に規定する土地等又は区分所有法第六十八条第一項各号に掲げる物（附属施設にあつては、マンション建替事業の施行により建設されたものに限る。）の管理又は使用に関する団地建物所有者相互間の事項につき、管理規約を定めることができる。

4 (略)

(報告、勧告等)

第九十七条 (略)

2 都道府県知事は、組合又は個人施行者に対し、マンション建替事業の施行の促進を図るため必要な措置を命ずることができる。

(組合に対する監督)

第九十八条 都道府県知事等は、組合の施行するマンション建替事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは権利変換計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その組合の事業又は会計の状況を検査することができる。

2 都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、その組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは権利変換計画に違反する疑いがあることを理由として組合の事業又は会計の状況の検査を請求したときは、その組合の事業又は会計の状況を検査しなければならない。

3 都道府県知事等は、前二項の規定により検査を行った場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは権利変換計画に違反していると認めるときは、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合のした処分の取消し、変更若しくは停止又は組合のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。

4 都道府県知事等は、組合が前項の規定による命令に従わないとき、又は組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があった日から起算して三十日を経過してもなお総会を招集しないときは、権利変換期日前に限り、その組合についての設立の認可を取り消すことができる。

5 都道府県知事等は、第二十八条第三項の規定により組合員から総会の招集の請求があった場合において、理事長及び監事が総会を招集しない

第九十八条 都道府県知事は、組合の施行するマンション建替事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは権利変換計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その組合の事業又は会計の状況を検査することができる。

2 都道府県知事は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、その組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは権利変換計画に違反する疑いがあることを理由として組合の事業又は会計の状況の検査を請求したときは、その組合の事業又は会計の状況を検査しなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定により検査を行った場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは権利変換計画に違反していると認めるときは、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合のした処分の取消し、変更若しくは停止又は組合のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。

4 都道府県知事は、組合が前項の規定による命令に従わないとき、又は組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があった日から起算して三十日を経過してもなお総会を招集しないときは、権利変換期日前に限り、その組合についての設立の認可を取り消すことができる。

5 都道府県知事は、第二十八条第三項の規定により組合員から総会の招集の請求があった場合において、理事長及び監事が総会を招集しないと

ときは、これらの組合員の申出に基づき、総会を招集しなければならない。第三十一条第四項において準用する第二十八条第三項の規定により総代から総代会の招集の請求があつた場合において、理事長及び監事が総代会を招集しないときも、同様とする。

6 都道府県知事等は、第二十三条第一項の規定により組合員から理事又は監事の解任の請求があつた場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときは、これらの組合員の申出に基づき、これを組合員の投票に付さなければならない。第三十二条第三項において準用する第二十三条第一項の規定により、組合員から総代の解任の請求があつた場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときも、同様とする。

7 都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、総会若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙若しくは解任の投票の方法が、この法律又は定款に違反することを理由として、その議決、選挙、当選又は解任の投票の取消しを請求した場合において、その違反の事実があると認めるときは、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すことができる。

(個人施行者に対する監督)

第九十九条 都道府県知事等は、個人施行者の施行するマンション建替事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規準、規約、事業計画若しくは権利変換計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その事業又は会計の状況を検査し、その結果、違反の事実があると認めるときは、その施行者に対し、

きは、これらの組合員の申出に基づき、総会を招集しなければならない。第三十一条第四項において準用する第二十八条第三項の規定により総代から総代会の招集の請求があつた場合において、理事長及び監事が総代会を招集しないときも、同様とする。

6 都道府県知事は、第二十三条第一項の規定により組合員から理事又は監事の解任の請求があつた場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときは、これらの組合員の申出に基づき、これを組合員の投票に付さなければならない。第三十二条第三項において準用する第二十三条第一項の規定により、組合員から総代の解任の請求があつた場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときも、同様とする。

7 都道府県知事は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、総会若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙若しくは解任の投票の方法が、この法律又は定款に違反することを理由として、その議決、選挙、当選又は解任の投票の取消しを請求した場合において、その違反の事実があると認めるときは、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すことができる。

(個人施行者に対する監督)

第九十九条 都道府県知事は、個人施行者の施行するマンション建替事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規準、規約、事業計画若しくは権利変換計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その事業又は会計の状況を検査し、その結果、違反の事実があると認めるときは、その施行者に対し、そ

その違反を是正するため必要な限度において、その施行者とした処分の取消し、変更若しくは停止又はその施行者とした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。

2 都道府県知事等は、個人施行者が前項の規定による命令に従わないときは、権利変換期日前に限り、その施行者に対するマンション建替事業の施行についての認可を取り消すことができる。

3 都道府県知事等は、前項の規定により認可を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

4 (略)

(危険又は有害な状況にあるマンションの建替えの勧告)

第二百二条 (略)

2 (略)

(削除)

3 6 (略)

7 第五項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公営住宅への入居)

第一百八条 前条の規定による申出に係る賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅が公営住宅である場合において、当該申出をした者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該公営住宅を管理する地

の違反を是正するため必要な限度において、その施行者とした処分の取消し、変更若しくは停止又はその施行者とした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。

2 都道府県知事は、個人施行者が前項の規定による命令に従わないときは、権利変換期日前に限り、その施行者に対するマンション建替事業の施行についての認可を取り消すことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定により認可を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

4 (略)

(危険又は有害な状況にあるマンションの建替えの勧告)

第二百二条 (略)

2 (略)

3 市町村長は、第一項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

4 7 (略)

8 第六項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公営住宅への入居)

第一百八条 前条の規定による申出に係る賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅が公営住宅である場合において、当該申出をした者が公営住宅法第二十三条各号に掲げる条件に該当する者であるときは、当該公

方公共団体は、公営住宅法第二十二条第一項及び第二十五条第一項の規定にかかわらず、その者を当該公営住宅に入居させるものとする。

一 公営住宅法第二十三条各号に掲げる条件に該当する者

二 次に掲げる条件に該当する者

イ 当該申出をした者の収入が公営住宅法第二十三条第一号イの政令で定める金額以下で当該公営住宅を管理する地方公共団体が条例で定める金額を超えないこと。

ロ その他当該地方公共団体が条例で定める条件に該当すること。

2・3 (略)

(特定公共賃貸住宅への入居)

第一百九条 第一百七十七条の規定による申出に係る賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅が特定公共賃貸住宅である場合において、当該申出をした者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該特定公共賃貸住宅を管理する地方公共団体は、その者を当該特定公共賃貸住宅に入居させるものとする。

一 特定優良賃貸住宅法第十八条第二項に規定する国土交通省令で定める基準のうち入居者の資格に係るものに該当する者

二 次に掲げる条件に該当する者

イ 当該申出をした者の収入が国土交通省令で定める金額以下で当該特定公共賃貸住宅を管理する地方公共団体が条例で定める金額を超

営住宅を管理する地方公共団体は、同法第二十二条第一項及び第二十五条第一項の規定にかかわらず、その者を当該公営住宅に入居させるものとする。

2・3 (略)

(特定公共賃貸住宅への入居)

第一百九条 第一百七十七条の規定による申出に係る賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅が特定公共賃貸住宅である場合において、当該申出をした者が特定優良賃貸住宅法第十八条第二項に規定する国土交通省令で定める基準のうち入居者の資格に係るものに該当する者であるときは、当該特定公共賃貸住宅を管理する地方公共団体は、その者を当該特定公共賃貸住宅に入居させるものとする。

えないこと。

ロ その他当該地方公共団体が条例で定める条件に該当すること。

2・3 (略)

(高齢者向け公共賃貸住宅への入居)

第二百二十条 第一百七十七条の規定による申出に係る賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅が高齢者向け公共賃貸住宅である場合において、当該申出をした者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該高齢者向け公共賃貸住宅を管理する地方公共団体は、その者を当該高齢者向け公共賃貸住宅に入居させるものとする。

一 高齢者居住安定確保法第四十五条第一項第三号に規定する入居者の資格に該当する者

二 次に掲げる条件に該当する者

イ 賃貸住宅の入居者又は国土交通省令で定める同居者が国土交通省令で定める年齢以上で当該高齢者向け公共賃貸住宅を管理する地方公共団体が条例で定める年齢以上であること。

ロ その他当該地方公共団体が条例で定める条件に該当すること。

2 (略)

(不服申立て)

第二百二十六条 (略)

2 組合又は個人施行者がこの法律に基づいてした処分その他公権力の行

2・3 (略)

(高齢者向け公共賃貸住宅への入居)

第二百二十条 第一百七十七条の規定による申出に係る賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅が高齢者向け公共賃貸住宅である場合において、当該申出をした者が高齢者居住安定確保法第四十五条第一項第三号に規定する入居者の資格に該当する者であるときは、当該高齢者向け公共賃貸住宅を管理する地方公共団体は、その者を当該高齢者向け公共賃貸住宅に入居させるものとする。

2 (略)

(不服申立て)

第二百二十六条 (略)

2 組合又は個人施行者がこの法律に基づいてした処分その他公権力の行

使に当たる行為に不服のある者は、都道府県知事等に対して審査請求を
することができる。

3 (略)

第二百二十八条 削除

(事務の区分)
第三百三十一条 第九条第七項(第三十四条第二項、第四十五条第四項、第
五十条第二項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。)、
第十一条第一項(第三十四条第二項において準用する場合を含む。)、
第十四条第三項(第三十四条第二項において準用する場合を含む。)、
第二十五条第一項、第三十八条第五項、第四十九条第三項(第五十条第
二項において準用する場合を含む。)、第五十一条第四項及び第六項並

使に当たる行為に不服のある者は、都道府県知事に対して審査請求をす
ることができる。

3 (略)

(大都市等の特例)

第二百二十八条 この法律中都道府県知事の権限に属する事務は、地方自治
法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指
定都市(以下この条において「指定都市」という。)、同法第二百五十
二条の二十二第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。
)及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市(以下この条に
おいて「特例市」という。)においては、政令で定めるところにより、
指定都市、中核市又は特例市(以下この条において「指定都市等」とい
う。)の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府
県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等
の長に適用があるものとする。

(事務の区分)

第三百三十一条 第九条第七項(第三十四条第二項、第四十五条第四項、第
五十条第二項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。)、
第十一条第一項(第三十四条第二項において準用する場合を含む。)、
第十四条第三項(第三十四条第二項において準用する場合を含む。)、
第二十五条第一項、第三十八条第五項、第四十九条第三項(第五十条第
二項において準用する場合を含む。)、第五十一条第四項及び第六項並

びに第九十七条第一項の規定により町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

第三百三十四条（略）

- 一（略）
- 二 第九十七条第二項又は第九十八条第三項の規定による都道府県知事等の命令に違反したとき。
- 三 第九十八条第一項又は第二項の規定による都道府県知事等の検査を拒み、又は妨げたとき。

第三百三十五条（略）

- 一（略）
- 二 第九十七条第二項又は第九十九条第一項の規定による都道府県知事等の命令に違反したとき。
- 三 第九十九条第一項の規定による都道府県知事等の検査を拒み、又は妨げたとき。

第三百三十八条（略）

- 一（略）
- 九 都道府県知事等又は総会若しくは総代会に対し、不実の申立てをし、又は事実を隠したとき。

十（略）

びに第九十七条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

第三百三十四条（略）

- 一（略）
- 二 第九十七条第二項又は第九十八条第三項の規定による都道府県知事の命令に違反したとき。
- 三 第九十八条第一項又は第二項の規定による都道府県知事の検査を拒み、又は妨げたとき。

第三百三十五条（略）

- 一（略）
- 二 第九十七条第二項又は第九十九条第一項の規定による都道府県知事の命令に違反したとき。
- 三 第九十九条第一項の規定による都道府県知事の検査を拒み、又は妨げたとき。

第三百三十八条（略）

- 一（略）
- 九 都道府県知事等又は総会若しくは総代会に対し、不実の申立てをし、又は事実を隠したとき。

十（略）

改正後	現行
<p>（工事完了の検査等） 第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県知事は、雨水貯留浸透施設の設置を伴う第一項の工事について、前項の検査の結果当該工事が第十一条の政令で定める技術的基準に適合すると認めるときは、遅滞なく、国土交通省令で定める基準を参酌して都道府県（当該雨水貯留浸透施設が指定都市等の区域内にある場合にあっては、当該指定都市等。第六項から第八項までにおいて同じ。）の条例で定めるところにより、次に掲げる土地又は建築物等（建築物その他の工作物をいう。以下同じ。）に、当該技術的基準に適合する雨水貯留浸透施設が存する旨を表示した標識を設けなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>4・5（略）</p> <p>6 都道府県は、第三項の規定による行為により損失を受けた者がある場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。</p> <p>7・8（略）</p>	<p>（工事完了の検査等） 第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県知事は、雨水貯留浸透施設の設置を伴う第一項の工事について、前項の検査の結果当該工事が第十一条の政令で定める技術的基準に適合すると認めるときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる土地又は建築物等（建築物その他の工作物をいう。以下同じ。）に、当該技術的基準に適合する雨水貯留浸透施設が存する旨を表示した標識を設けなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>4・5（略）</p> <p>6 都道府県（当該雨水貯留浸透施設が指定都市等の区域内にある場合にあっては、当該指定都市等。次項及び第八項において同じ。）は、第三項の規定による行為により損失を受けた者がある場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。</p> <p>7・8（略）</p>

(標識の設置等)

第二十四条 都道府県知事は、保全調整池を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して都道府県(当該保全調整池が指定都市等の区域内にある場合にあつては、当該指定都市等。次項において準用する第十七条第六項から第八項までにおいて同じ。)の条例で定めるところにより、次に掲げる土地又は建築物等に、保全調整池が存する旨を表示した標識を設けなければならない。

一・二 (略)

2 第十七条第四項から第八項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「前項各号」とあるのは「第二十条第一項各号」と、同条第五項及び第六項中「第三項」とあるのは「第二十四条第一項」と、同条第七項中「前項」とあるのは「第二十四条第二項において準用する第十七条第六項」と、同条第八項中「前項」とあるのは「第二十四条第二項において準用する第十七条第七項」と読み替えるものとする。

(標識の設置等)

第二十四条 都道府県知事は、保全調整池を指定したときは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる土地又は建築物等に、保全調整池が存する旨を表示した標識を設けなければならない。

一・二 (略)

2 第十七条第四項から第八項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「前項各号」とあるのは「第二十条第一項各号」と、同条第五項及び第六項中「第三項」とあるのは「第二十四条第一項」と、同条第六項中「当該雨水貯留浸透施設」とあるのは「当該保全調整池」と、同条第七項中「前項」とあるのは「第二十条第二項において準用する第十七条第六項」と、同条第八項中「前項」とあるのは「第二十四条第二項において準用する第十七条第七項」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 雑則（第九十七条―第一百条）</p> <p>第七章 罰則（第一百一条―第一百八条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第七条 この法律において「<u>景観行政団体</u>」とは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項及び第九十八条第一項において「指定都市」という。）の区域にあつては指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項及び第九十八条第一項において「中核市」という。）の区域にあつては中核市、その他の区域にあつては都道府県をいう。ただし、指定都市及び中核市以外の市町村であつて、第九十八条第一項の規定により第二章第一節から第四節まで、第四章及び第五章の規定に基づく事務（同条において「<u>景観行政事務</u>」という。）を処理する市町村の区域にあつては、当該市町村をいう。</p> <p>2～6（略）</p> <p>（削除）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 雑則（第九十七条―第九十九条）</p> <p>第七章 罰則（第一百条―第一百七条）</p> <p>附則</p> <p>（定義等）</p> <p>第七条 この法律において「<u>景観行政団体</u>」とは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）の区域にあつては指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）の区域にあつては中核市、その他の区域にあつては都道府県をいう。ただし、指定都市及び中核市以外の市町村であつて、都道府県に代わつて第二章第一節から第四節まで、第四章及び第五章の規定に基づく事務を処理することにつきあらかじめその長が都道府県知事と協議し、その同意を得た市町村の区域にあつては、当該市町村をいう。</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 第一項ただし書の規定により景観行政団体となる市町村は、当該規定</p>

(景観計画)

第八条 (略)

2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 (略)

(削除)

二〇四 (略)

(削除)

3 前項各号に掲げるもののほか、景観計画においては、景観計画区域に

おける良好な景観の形成に関する方針を定めるよう努めるものとする。

4 第二項第二号の行為の制限に関する事項には、政令で定める基準に従

い、次に掲げるものを定めなければならない。

一・二 (略)

五〇八 (略)

9 景観計画に定める第二項第四号ロ及びハに掲げる事項は、景観重要公

共施設の種類に応じて、政令で定める公共施設の整備又は管理に関する

方針又は計画に適合するものでなければならない。

10 第二項第四号ニに掲げる事項を定める景観計画は、同項第一号及び第

四号ニに掲げる事項並びに第三項に規定する事項については、農業振興

地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第四条第一項

に基づき景観行政団体となる日の三十日前までに、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(景観計画)

第八条 (略)

2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 (略)

二 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

三〇五 (略)

六 その他国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定める事項

(新設)

3 前項第三号の行為の制限に関する事項には、政令で定める基準に従い

、次に掲げるものを定めなければならない。

一・二 (略)

四〇七 (略)

8 景観計画に定める第二項第五号ロ及びハに掲げる事項は、景観重要公

共施設の種類に応じて、政令で定める公共施設の整備又は管理に関する

方針又は計画に適合するものでなければならない。

9 第二項第五号ニに掲げる事項を定める景観計画は、同項第一号、第二

号及び第五号ニに掲げる事項並びに同項第六号に掲げる事項のうち農林

水産省令で定める事項に係る部分については、農業振興地域の整備に関

の農業振興地域整備基本方針に適合するとともに、市町村である景観行政団体が定めるものにあつては、農業振興地域整備計画（同法第八条第一項の規定により定められた農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）に適合するものでなければならぬ。

11| 景観計画に定める第二項第四号ホに掲げる事項は、自然公園法第二条第五号に規定する公園計画に適合するものでなければならぬ。

（策定の手続）

第九条（略）

2・3（略）

4 景観行政団体は、景観計画に前条第二項第四号ロ又はハに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、当該景観重要公共施設の管理者（景観行政団体であるものを除く。）に協議し、その同意を得なければならない。

5 景観行政団体は、景観計画に前条第二項第四号ホに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、国立公園等管理者（国立公園にあつては環境大臣、国定公園にあつては都道府県知事をいう。以下同じ。）に協議し、その同意を得なければならない。

6～8（略）

（特定公共施設の管理者による要請）

する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第四条第一項の農業振興地域整備基本方針に適合するとともに、市町村である景観行政団体が定めるものにあつては、農業振興地域整備計画（同法第八条第一項の規定により定められた農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）に適合するものでなければならぬ。

10| 景観計画に定める第二項第五号ホに掲げる事項は、自然公園法第二条第五号に規定する公園計画に適合するものでなければならぬ。

（策定の手続）

第九条（略）

2・3（略）

4 景観行政団体は、景観計画に前条第二項第五号ロ又はハに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、当該景観重要公共施設の管理者（景観行政団体であるものを除く。）に協議し、その同意を得なければならない。

5 景観行政団体は、景観計画に前条第二項第五号ホに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、国立公園等管理者（国立公園にあつては環境大臣、国定公園にあつては都道府県知事をいう。以下同じ。）に協議し、その同意を得なければならない。

6～8（略）

（特定公共施設の管理者による要請）

第十条 特定公共施設の管理者は、景観計画を策定し、又は策定しようとする景観行政団体に対し、当該景観計画に係る景観計画区域（景観計画を策定しようとする景観行政団体に対しては、当該景観行政団体が策定しようとする景観計画に係る景観計画区域となるべき区域）内の当該管理者の管理に係る特定公共施設について、これを景観重要公共施設として当該景観計画に第八条第二項第四号ロ又はハに掲げる事項を定めるべきことを要請することができる。この場合においては、当該要請に係る景観計画の部分の素案を添えなければならない。

2 景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者は、景観行政団体に対し、当該景観計画について、第八条第二項第四号ロ又はハに掲げる事項の追加又は変更を要請することができる。前項後段の規定は、この場合について準用する。

3 (略)

(届出及び勧告等)

第十六条 (略)

2～6 (略)

7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。

一～三 (略)

四 景観計画に第八条第二項第四号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為

五 景観重要公共施設について、第八条第二項第四号ハ(1)から(6)までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）

第十条 特定公共施設の管理者は、景観計画を策定し、又は策定しようとする景観行政団体に対し、当該景観計画に係る景観計画区域（景観計画を策定しようとする景観行政団体に対しては、当該景観行政団体が策定しようとする景観計画に係る景観計画区域となるべき区域）内の当該管理者の管理に係る特定公共施設について、これを景観重要公共施設として当該景観計画に第八条第二項第五号ロ又はハに掲げる事項を定めるべきことを要請することができる。この場合においては、当該要請に係る景観計画の部分の素案を添えなければならない。

2 景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者は、景観行政団体に対し、当該景観計画について、第八条第二項第五号ロ又はハに掲げる事項の追加又は変更を要請することができる。前項後段の規定は、この場合について準用する。

3 (略)

(届出及び勧告等)

第十六条 (略)

2～6 (略)

7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。

一～三 (略)

四 景観計画に第八条第二項第五号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為

五 景観重要公共施設について、第八条第二項第五号ハ(1)から(6)までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）

を受けて行う行為

六 (略)

七 国立公園又は国定公園の区域内において、第八条第二項第四号ホに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為

八 (略)

九 景観計画に定められた工作物の建設等の制限の全てについて第七十二条第二項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等

十 地区計画等（都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等）をいう。以下同じ。）の区域（地区整備計画（同法第十二条の五第二項第一号に規定する地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）

）、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、防災街区整備地区整備計画（同法第三十二条第二項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、歴史的風致維持向上地区整備計画（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第三十一条第二項第一号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項第一号に規定する沿道地区整備計画をいう。第七十六条第

を受けて行う行為

六 (略)

七 国立公園又は国定公園の区域内において、第八条第二項第五号ホに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為

八 (略)

九 景観計画に定められた工作物の建設等の制限のすべてについて第七十二条第二項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等

十 地区計画等（都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等）をいう。以下同じ。）の区域（地区整備計画（同法第十二条の五第二項第三号に規定する地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）

）、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十二条第二項第二号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、防災街区整備地区整備計画（同法第三十二条第二項第三号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、歴史的風致維持向上地区整備計画（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第三十一条第二項第四号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項第二号に規定する沿道地区整備計画をいう。第七十六条第

一項において同じ。)又は集落地区整備計画(集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)第五条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。)が定められている区域に限る。)内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為

十一 (略)

(行為の着手の制限)

第十八条 第十六条第一項又は第二項の規定による届出をした者は、景観行政団体がその届出を受理した日から三十日(特定届出対象行為について前条第四項の規定により同条第二項の期間が延長された場合にあつては、その延長された期間)を経過した後でなければ、当該届出に係る行為(根切り工事その他の政令で定める工事に係るものを除く。第一百三十四条において同じ。)に着手してはならない。ただし、特定届出対象行為について前条第一項の命令を受け、かつ、これに基づき行う行為については、この限りでない。

2 (略)

(景観重要公共施設の整備)

第四十七条 景観計画に第八条第二項第四号口の景観重要公共施設の整備に関する事項が定められた場合においては、当該景観重要公共施設の整備は、当該景観計画に即して行われなければならない。

一項において同じ。)又は集落地区整備計画(集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)第五条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。)が定められている区域に限る。)内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為

十一 (略)

(行為の着手の制限)

第十八条 第十六条第一項又は第二項の規定による届出をした者は、景観行政団体がその届出を受理した日から三十日(特定届出対象行為について前条第四項の規定により同条第二項の期間が延長された場合にあつては、その延長された期間)を経過した後でなければ、当該届出に係る行為(根切り工事その他の政令で定める工事に係るものを除く。第一百三十四条において同じ。)に着手してはならない。ただし、特定届出対象行為について前条第一項の命令を受け、かつ、これに基づき行う行為については、この限りでない。

2 (略)

(景観重要公共施設の整備)

第四十七条 景観計画に第八条第二項第五号口の景観重要公共施設の整備に関する事項が定められた場合においては、当該景観重要公共施設の整備は、当該景観計画に即して行われなければならない。

(道路法の特例)

第四十九条 景観計画に第八条第二項第四号ハ(1)の許可の基準に関する事項が定められた景観重要道路についての道路法第三十三条、第三十六条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、同法第三十三条及び第三十六条第二項中「政令で定める基準」とあるのは「政令で定める基準及び景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ハ(1)の許可の基準」と、同法第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は良好な景観を形成する」とする。

(河川法の規定による許可の特例)

第五十条 景観計画に第八条第二項第四号ハ(2)の許可の基準が定められた景観重要公共施設である河川法による河川(以下この条において「景観重要河川」という。)の河川区域(同法第六条第一項(同法第百条第一項において準用する場合を含む。))に規定する河川区域をいう。)内の土地における同法第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項又は第二十七条第一項(これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。))の規定による許可を要する行為については、当該景観重要河川の河川管理者(同法第七条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。))に規定する河川管理者をいう。)は、当該行為が当該景観計画に定められた同号ハ(2)の許可の基準に適合しない場合には、これらの規定による許可をしてはならない。

(道路法の特例)

第四十九条 景観計画に第八条第二項第五号ハ(1)の許可の基準に関する事項が定められた景観重要道路についての道路法第三十三条、第三十六条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、同法第三十三条及び第三十六条第二項中「政令で定める基準」とあるのは「政令で定める基準及び景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第五号ハ(1)の許可の基準」と、同法第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は良好な景観を形成する」とする。

(河川法の規定による許可の特例)

第五十条 景観計画に第八条第二項第五号ハ(2)の許可の基準が定められた景観重要公共施設である河川法による河川(以下この条において「景観重要河川」という。)の河川区域(同法第六条第一項(同法第百条第一項において準用する場合を含む。))に規定する河川区域をいう。)内の土地における同法第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項又は第二十七条第一項(これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。))の規定による許可を要する行為については、当該景観重要河川の河川管理者(同法第七条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。))に規定する河川管理者をいう。)は、当該行為が当該景観計画に定められた同号ハ(2)の許可の基準に適合しない場合には、これらの規定による許可をしてはならない。

(都市公園法の規定による許可の特例等)

第五十一条 景観計画に第八条第二項第四号ハ(3)の許可の基準(都市公園法第五条第一項の許可に係るものに限る。以下この項において同じ。)
が定められた景観重要公共施設である同法による都市公園(以下この条において「景観重要都市公園」という。)における同法第五条第一項の許可を要する行為については、当該景観重要都市公園の公園管理者(同項に規定する公園管理者をいう。)
は、当該行為が当該景観計画に定められた同号ハ(3)の許可の基準に適合しない場合には、同項の許可をしてはならない。

2 景観計画に第八条第二項第四号ハ(3)の許可の基準(都市公園法第六条第一項又は第三項の許可に係るものに限る。)
が定められた景観重要都市公園についての同法第七条の規定の適用については、同条中「政令で定める技術的基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準及び景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ハ(3)の許可の基準」とする。

(海岸法の特例等)

第五十二条 景観計画に第八条第二項第四号ハ(4)の許可の基準(海岸法第七条第一項又は第八条第一項の許可に係るものに限る。)
が定められた景観重要公共施設である海岸保全区域等に係る海岸(次項において「景観重要海岸」という。)
についての同法第七条第二項及び第八条第二項の規定の適用については、同法第七条第二項中「及ぼすおそれがある」とあるのは「及ぼすおそれがあり、又は景観法第八条第一項に規定する

(都市公園法の規定による許可の特例等)

第五十一条 景観計画に第八条第二項第五号ハ(3)の許可の基準(都市公園法第五条第一項の許可に係るものに限る。以下この項において同じ。)
が定められた景観重要公共施設である同法による都市公園(以下この条において「景観重要都市公園」という。)
における同法第五条第一項の許可を要する行為については、当該景観重要都市公園の公園管理者(同項に規定する公園管理者をいう。)
は、当該行為が当該景観計画に定められた同号ハ(3)の許可の基準に適合しない場合には、同項の許可をしてはならない。

2 景観計画に第八条第二項第五号ハ(3)の許可の基準(都市公園法第六条第一項又は第三項の許可に係るものに限る。)
が定められた景観重要都市公園についての同法第七条の規定の適用については、同条中「政令で定める技術的基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準及び景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第五号ハ(3)の許可の基準」とする。

(海岸法の特例等)

第五十二条 景観計画に第八条第二項第五号ハ(4)の許可の基準(海岸法第七条第一項又は第八条第一項の許可に係るものに限る。)
が定められた景観重要公共施設である海岸保全区域等に係る海岸(次項において「景観重要海岸」という。)
についての同法第七条第二項及び第八条第二項の規定の適用については、同法第七条第二項中「及ぼすおそれがある」とあるのは「及ぼすおそれがあり、又は景観法第八条第一項に規定する

景観計画に定められた同条第二項第四号ハ(4)の許可の基準（前項の許可に係るものに限る。）に適合しないものである」と、同法第八条第二項中「前条第二項」とあるのは「景観法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する前条第二項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同条第二項中「前項の許可に係るもの」とあるのは、「次条第一項の許可に係るもの」と読み替えるものとする」とする。

2 景観計画に第八条第二項第四号ハ(4)の許可の基準（海岸法第三十七条の四又は第三十七条の五の許可に係るものに限る。以下この項において同じ。）が定められた景観重要海岸の一般公共海岸区域（同法第二条第二項に規定する一般公共海岸区域をいう。）内における同法第三十七条の四又は第三十七条の五の許可を要する行為については、当該景観重要海岸の海岸管理者（同法第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。）は、当該行為が当該景観計画に定められた同号ハ(4)の許可の基準に適合しない場合には、これらの規定による許可をしてはならない。

（港湾法の特例）

第五十三条 景観計画に第八条第二項第四号ハ(5)の許可の基準が定められた景観重要公共施設である港湾法による港湾についての同法第三十七条第二項の規定の適用については、同項中「又は第三条の三第九項」とあるのは「若しくは第三条の三第九項」と、「与えるものである」とあるのは「与えるものであり、又は景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ハ(5)の許可の基準に適合しないものであ

景観計画に定められた同条第二項第五号ハ(4)の許可の基準（前項の許可に係るものに限る。）に適合しないものである」と、同法第八条第二項中「前条第二項」とあるのは「景観法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する前条第二項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同条第二項中「前項の許可に係るもの」とあるのは、「次条第一項の許可に係るもの」と読み替えるものとする」とする。

2 景観計画に第八条第二項第五号ハ(4)の許可の基準（海岸法第三十七条の四又は第三十七条の五の許可に係るものに限る。以下この項において同じ。）が定められた景観重要海岸の一般公共海岸区域（同法第二条第二項に規定する一般公共海岸区域をいう。）内における同法第三十七条の四又は第三十七条の五の許可を要する行為については、当該景観重要海岸の海岸管理者（同法第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。）は、当該行為が当該景観計画に定められた同号ハ(4)の許可の基準に適合しない場合には、これらの規定による許可をしてはならない。

（港湾法の特例）

第五十三条 景観計画に第八条第二項第五号ハ(5)の許可の基準が定められた景観重要公共施設である港湾法による港湾についての同法第三十七条第二項の規定の適用については、同項中「又は第三条の三第九項」とあるのは「若しくは第三条の三第九項」と、「与えるものである」とあるのは「与えるものであり、又は景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第五号ハ(5)の許可の基準に適合しないものであ

る」とする。

(漁港漁場整備法の特例)

第五十四条 景観計画に第八条第二項第四号ハ(6)の許可の基準が定められた景観重要公共施設である漁港漁場整備法による漁港についての同法第三十九条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「又は漁港」とあるのは「若しくは漁港」と、「与える」とあるのは「与え、又は景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ハ(6)の許可の基準に適合しない」と、同条第三項中「保全上」とあるのは「保全上又は良好な景観の形成上」とする。

(景観農業振興地域整備計画)

第五十五条 市町村は、第八条第二項第四号ニに掲げる基本的な事項が定められた景観計画に係る景観計画区域のうち農業振興地域(農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項の規定により指定された地域をいう。内にあるものについて、農業振興地域整備計画を達成するとともに、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、その地域の特性にふさわしい農用地(同法第三条第一号に規定する農用地をいう。以下同じ。)及び農業用施設その他の施設の整備を一体的に推進する必要があると認める場合には、景観農業振興地域整備計画を定めることができる。

2 4 (略)

る」とする。

(漁港漁場整備法の特例)

第五十四条 景観計画に第八条第二項第五号ハ(6)の許可の基準が定められた景観重要公共施設である漁港漁場整備法による漁港についての同法第三十九条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「又は漁港」とあるのは「若しくは漁港」と、「与える」とあるのは「与え、又は景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第五号ハ(6)の許可の基準に適合しない」と、同条第三項中「保全上」とあるのは「保全上又は良好な景観の形成上」とする。

(景観農業振興地域整備計画)

第五十五条 市町村は、第八条第二項第五号ニに掲げる基本的な事項が定められた景観計画に係る景観計画区域のうち農業振興地域(農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項の規定により指定された地域をいう。内にあるものについて、農業振興地域整備計画を達成するとともに、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、その地域の特性にふさわしい農用地(同法第三条第一号に規定する農用地をいう。以下同じ。)及び農業用施設その他の施設の整備を一体的に推進する必要があると認める場合には、景観農業振興地域整備計画を定めることができる。

2 4 (略)

(農地法の特例)

第五十七条 前条第二項に規定する場合において、同項の規定により景観整備機構が指定されたときは、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長）は、前条第二項の勧告に係る協議が調ったことによりその勧告を受けた者がその勧告に係る農地又は採草放牧地（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地をいう。以下同じ。）につき当該景観整備機構のために使用貸借による権利又は賃借権を設定しようとするときは、同法第三条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の許可をすることができる。

2 (略)

第六十条 第八条第二項第四号ホに掲げる事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内における自然公園法第二十条第四項、第二十一条第四項及び第二十二条第四項の規定の適用については、これらの規定中「環境省令で定める基準」とあるのは、「環境省令で定める基準及び景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ホの許可の基準」とする。

(計画の認定)

第六十三条 (略)

2・3 (略)

(農地法の特例)

第五十七条 前条第二項に規定する場合において、同項の規定により景観整備機構が指定されたときは、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長）又は都道府県知事は、前条第二項の勧告に係る協議が調ったことによりその勧告を受けた者がその勧告に係る農地又は採草放牧地（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地をいう。以下同じ。）につき当該景観整備機構のために使用貸借による権利又は賃借権を設定しようとするときは、農地法第三条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の許可をすることができる。

2 (略)

第六十条 第八条第二項第五号ホに掲げる事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内における自然公園法第二十条第四項、第二十一条第四項及び第二十二条第四項の規定の適用については、これらの規定中「環境省令で定める基準」とあるのは、「環境省令で定める基準及び景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第五号ホの許可の基準」とする。

(計画の認定)

第六十三条 (略)

2・3 (略)

4 第二項の認定証の交付を受けた後でなければ、同項の建築物の建築等の工事（根切り工事その他の政令で定める工事を除く。第百二条第三号において同じ。）は、することができない。

5 (略)

(準景観地区の指定)

第七十四条 (略)

2・3 (略)

4 市町村は、第一項の規定により準景観地区を指定しようとするときは、あらかじめ、前項の規定により提出された意見書の写しを添えて、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、町村にあっては、都道府県知事の同意を得なければならない。

5・6 (略)

(景観協定の認可)

第八十三条 (略)

2 建築基準法第四条第一項の建築主事を置かない市町村である景観行政団体の長は、第八十一条第二項第二号に掲げる事項を定めた景観協定について前項の認可をしようとするときは、前条第二項の規定により提出された意見書の写しを添えて、都道府県知事に協議しなければならない。

3 (略)

4 第二項の認定証の交付を受けた後でなければ、同項の建築物の建築等の工事（根切り工事その他の政令で定める工事を除く。第百一条第三号において同じ。）は、することができない。

5 (略)

(準景観地区の指定)

第七十四条 (略)

2・3 (略)

4 市町村は、第一項の規定により準景観地区を指定しようとするときは、あらかじめ、前項の規定により提出された意見書の写しを添えて、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

5・6 (略)

(景観協定の認可)

第八十三条 (略)

2 建築基準法第四条第一項の建築主事を置かない市町村である景観行政団体の長は、第八十一条第二項第二号に掲げる事項を定めた景観協定について前項の認可をしようとするときは、前条第二項の規定により提出された意見書の写しを添えて、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

3 (略)

(市町村による景観行政事務の処理)

第九十八条 指定都市又は中核市以外の市町村は、当該市町村の区域内において、都道府県に代わって景観行政事務を処理することができる。

2 前項の規定により景観行政事務を処理しようとする市町村の長は、あらかじめ、これを処理することについて、都道府県知事と協議しなければならない。

3 その長が前項の規定による協議をした市町村は、景観行政事務の処理を開始する日の三十日前までに、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第九十九条・第一百条 (略)

第七章 罰則

第一百一条～第一百八条 (略)

(新設)

第九十八条・第九十九条 (略)

第七章 罰則

第一百条～第一百七条 (略)

改正案	現行
<p>（交通結節機能高度化構想） 第十二条（略）</p> <p>2 交通結節機能高度化構想には、次に掲げる事項の概要を記載しなければならぬ。</p> <p>一 一三（略） （削除） 四 五七（略） （削除） （削除）</p> <p>3 前項各号に掲げるもののほか、交通結節機能高度化構想には、次に掲げる事項の概要を記載するよう努めるものとする。</p> <p>一 交通結節施設の整備に要すると見込まれる期間</p> <p>二 交通結節機能の高度化と一体となつてその効果を十分に発揮させるための事業があるときは、その内容</p> <p>4 国土交通大臣は、交通結節機能高度化構想のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が基本方針に適合するものであると認めるときは、その同意をするものとする。</p> <p>5 前項の規定により交通結節機能高度化構想の同意を得た都道府県（以</p>	<p>（交通結節機能高度化構想） 第十二条（略）</p> <p>2 交通結節機能高度化構想には、次に掲げる事項の概要を記載しなければならぬ。</p> <p>一 一三（略） （削除） 四 交通結節施設の整備に要すると見込まれる期間 五 五八（略） 九 交通結節機能の高度化と一体となつてその効果を十分に発揮させるための事業があるときは、その内容</p> <p>十 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項 （新規）</p> <p>3 国土交通大臣は、交通結節機能高度化構想が基本方針に適合するものであると認めるときは、その同意をするものとする。</p> <p>4 前項の規定により交通結節機能高度化構想の同意を得た都道府県（以</p>

下「同意都道府県」という。）は、当該同意を得た交通結節機能高度化構想（次条第一項及び第十四条第一項において「同意交通結節機能高度化構想」という。）のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の同意を得なければならない。

6| 第四項の規定は、前項の場合について準用する。

(協議会)

第十三条 同意都道府県は、同意交通結節機能高度化構想（同意交通結節機能高度化構想の変更があったときは、その変更後のもの。次条第一項において同じ。）に係る交通結節機能の高度化を図るため、駅施設の整備を駅周辺施設の整備と一体的に行うために必要な協議を行うための協議会（以下単に「協議会」という。）を組織することができる。

2～8 (略)

(交通結節機能高度化計画)

第十四条 (略)

2 交通結節機能高度化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～十 (略)

(削除)

3～13 (略)

下「同意都道府県」という。）は、当該同意を得た交通結節機能高度化構想を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の同意を得なければならない。

5| 第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(協議会)

第十三条 同意都道府県は、前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により同意を得た交通結節機能高度化構想（次条第一項において「同意交通結節機能高度化構想」という。）に係る交通結節機能の高度化を図るため、駅施設の整備を駅周辺施設の整備と一体的に行うために必要な協議を行うための協議会（以下単に「協議会」という。）を組織することができる。

2～8 (略)

(交通結節機能高度化計画)

第十四条 (略)

2 交通結節機能高度化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～十 (略)

十一 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

3～13 (略)

○ 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）（抄）（第百六十条関係）

（傍線部分は改正部分）

※高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律による改正後

改正案	現行
<p>第六条（略）</p> <p>2 地域住宅計画には、第一号から第三号までに掲げる事項を記載するものとする。とともに、第四号に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。</p> <p>（削る）</p> <p>一 地域における住宅に対する多様な需要に対応するために必要な次に掲げる事業に関する事項</p> <p>イ 公的賃貸住宅等の整備に関する事業</p> <p>ロ 公共公益施設の整備に関する事業</p> <p>ハ その他国土交通省令で定める事業</p> <p>二 前号の事業と一体となつてその効果を増大させるために必要な事業又は事務に関する事項</p> <p>三 計画期間</p> <p>四 地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する方針</p> <p>（削る）</p> <p>3 前項第一号及び第二号に掲げる事項には、当該地域住宅計画を作成す</p>	<p>第六条（略）</p> <p>2 地域住宅計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 地域住宅計画の目標</p> <p>二 前号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業に関する事項</p> <p>イ 公的賃貸住宅等の整備に関する事業</p> <p>ロ 公共公益施設の整備に関する事業</p> <p>ハ その他国土交通省令で定める事業</p> <p>三 前号の事業と一体となつてその効果を増大させるために必要な事業又は事務に関する事項</p> <p>四 計画期間</p> <p>五 その他国土交通省令で定める事項</p> <p>3 前項第二号及び第三号に掲げる事項には、当該地域住宅計画を作成す</p>

る地方公共団体が実施する事業又は事務(以下「事業等」という。)に係るものを記載するほか、必要に応じ、機構、公社又は地域における良好な居住環境の形成を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人若しくはこれらに準ずる者として国土交通省令で定めるもの(以下「機構等」という。)が実施する事業等(当該地方公共団体が当該事業等に要する費用の一部を負担してその推進を図るものに限る。)に係るものを記載することができる。

4 (略)

5 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市以外の市町村(特定優良賃貸住宅に係る場合にあつては、町村)は、第二項第一号イに掲げる事業に関する事項に、特定優良賃貸住宅又は登録サービス付き高齢者向け住宅の整備に関する事業に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

6 地方公共団体は、公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第十五号に規定する公営住宅建替事業(以下「公営住宅建替事業」という。)の施行に併せて当該公営住宅建替事業が施行される土地の区域において新たに公共公益施設(障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十六項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供する施設その他の政令で定める施設に限る。)又は公営住宅法第三十条第二項に規定する公共賃貸住宅以外の特定優良賃貸住宅若しくは登録サービ

る地方公共団体が実施する事業又は事務(以下「事業等」という。)に係るものを記載するほか、必要に応じ、機構、公社又は地域における良好な居住環境の形成を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人若しくはこれらに準ずる者として国土交通省令で定めるもの(以下「機構等」という。)が実施する事業等(当該地方公共団体が当該事業等に要する費用の一部を負担してその推進を図るものに限る。)に係るものを記載することができる。

4 (略)

5 市町村(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市(以下「指定都市等」という。)を除く。第八項を除き、以下同じ。)は、第二項第二号イに掲げる事業に関する事項に、特定優良賃貸住宅又は登録サービス付き高齢者向け住宅の整備に関する事業に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

6 地方公共団体は、公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第十五号に規定する公営住宅建替事業(以下「公営住宅建替事業」という。)の施行に併せて当該公営住宅建替事業が施行される土地の区域において新たに公共公益施設(障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十六項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供する施設その他の政令で定める施設に限る。)又は公営住宅法第三十条第二項に規定する公共賃貸住宅以外の特定優良賃貸住宅若しくは登録サービ

ス付き高齢者向け住宅を整備することが地域における住宅に対する需要に応じた公的賃貸住宅等の供給及び良好な居住環境の形成のため必要と認められる場合には、第二項第一号イに掲げる事業に関する事項に、当該公営住宅建替事業に関する事項を記載することができる。

7 地方公共団体は、特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅を活用し、第二項第一号の事業の実施に伴い住宅の明渡し
の請求を受けた者その他当該地域住宅計画を作成する地方公共団体の区域内において住宅の確保に特に配慮を要する者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「配慮入居者」という。）に対する住宅を供給することが必要と認められる場合には、同項第二号に掲げる事項に、配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の当該配慮入居者に対する賃貸に関する事項を記載することができる。

8 地方公共団体は、地域住宅計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県にあつては関係市町村に、市町村にあつては都道府県に、当該地域住宅計画の写しを送付しなければならない。

9 (略)

(特定優良賃貸住宅法の規定による事務の町村長による実施)

第十一条 都道府県知事は、特定優良賃貸住宅法の規定又は第十三条の規定にかかわらず、これらの規定によりその権限に属する事務であつて、町村が作成した地域住宅計画に第六条第三項の規定により記載された特

ス付き高齢者向け住宅を整備することが地域における住宅に対する需要に応じた公的賃貸住宅等の供給及び良好な居住環境の形成のため必要と認められる場合には、第二項第二号イに掲げる事業に関する事項に、当該公営住宅建替事業に関する事項を記載することができる。

7 地方公共団体は、特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅を活用し、第二項第二号の事業の実施に伴い住宅の明渡し
の請求を受けた者その他当該地域住宅計画を作成する地方公共団体の区域内において住宅の確保に特に配慮を要する者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「配慮入居者」という。）に対する住宅を供給することが必要と認められる場合には、同項第三号に掲げる事項に、配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の当該配慮入居者に対する賃貸に関する事項を記載することができる。

8 地方公共団体は、地域住宅計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するるとともに、都道府県にあつては関係市町村に、市町村にあつては都道府県に、当該地域住宅計画の写しを送付しなければならない。

9 (略)

(特定優良賃貸住宅法の規定による事務の市町村長による実施)

第十一条 都道府県知事は、特定優良賃貸住宅法の規定又は第十三条の規定にかかわらず、これらの規定によりその権限に属する事務であつて、市町村が作成した地域住宅計画に第六条第三項の規定により記載された

定優良賃貸住宅の整備に関する事業に係るものについては、政令で定めるところにより、当該町村の長が行うことができる。

(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例)

第十三条 第六条第七項の規定により地域住宅計画に配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の当該配慮入居者に対する賃貸に関する事項を記載した地方公共団体の区域内において、特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者（第三項において「認定事業者」という。）は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。以下同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を当該地域住宅計画に記載された配慮入居者に賃貸することができる。

2・3 (略)

特定優良賃貸住宅の整備に関する事業に係るものについては、政令で定めるところにより、当該市町村の長が行うことができる。

(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例)

第十三条 第六条第七項の規定により地域住宅計画に配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の当該配慮入居者に対する賃貸に関する事項を記載した地方公共団体の区域内において、特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者（第三項において「認定事業者」という。）は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事（指定都市等の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を当該地域住宅計画に記載された配慮入居者に賃貸することができる。

2・3 (略)

改正案	現行
<p>（都道府県計画） 第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県は、都道府県計画を定めようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の国土交通省令で定める方法により、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該都道府県の区域内の市町村に協議しなければならない。この場合において、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第五条第一項の規定により地域住宅協議会を組織している都道府県にあっては、当該地域住宅協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4～6（略）</p> <p>7 都道府県は、都道府県計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、国土交通大臣に報告しなければならない。</p> <p>8（略）</p>	<p>（都道府県計画） 第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県は、都道府県計画を定めようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の国土交通省令で定める方法により、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、当該都道府県の区域内の市町村に協議しなければならない。この場合において、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第五条第一項の規定により地域住宅協議会を組織している都道府県にあっては、当該地域住宅協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4～6（略）</p> <p>7 都道府県は、都道府県計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国土交通大臣に報告しなければならない。</p> <p>8（略）</p>

○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）（抄）（第百六十二条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（道路管理者の基準適合義務等）</p> <p>第十条 道路管理者は、特定道路の新設又は改築を行うときは、当該特定道路（以下この条において「新設特定道路」という。）を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例（国道（道路法第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）にあつては、主務省令）で定める基準（以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。</p> <p>2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。</p> <p>3 5 (略)</p> <p>（特定路外駐車場に係る基準適合命令等）</p> <p>第十二条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。以下「知事等」という。）に届け出なければならない。ただし、駐車場法第十二条の規定による届出をしなければならぬ場合にあつては、同条の規定により知事等に提出すべき届出書に主務省令で定める書面を添付して届け出たときは、この限りでない。</p>	<p>（道路管理者の基準適合義務等）</p> <p>第十条 道路管理者は、特定道路の新設又は改築を行うときは、当該特定道路（以下この条において「新設特定道路」という。）を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する主務省令で定める基準（以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。</p> <p>2 4 (略)</p> <p>（特定路外駐車場に係る基準適合命令等）</p> <p>第十二条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市にあつては、それぞれの長。以下「知事等」という。）に届け出なければならない。ただし、駐車場法第十二条の規定による届出をしなければならない場合にあつては、同条</p>

2・3 (略)

(公園管理者等の基準適合義務等)

第十三条 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設（以下この条において「新設特定公園施設」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例（国の設置に係る都市公園にあつては、主務省令）で定める基準（以下この条において「都市公園移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2| 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。

3|5| (略)

(移動等円滑化基本構想)

第二十五条 (略)

2 基本構想には、次に掲げる事項について定めるものとする。

(削る)

一|四| (略)

3 前項各号に掲げるもののほか、基本構想には、重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針について定めるよう努めるものとする。

の規定により知事等に提出すべき届出書に主務省令で定める書面を添付して届け出たときは、この限りでない。

2・3 (略)

(公園管理者等の基準適合義務等)

第十三条 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設（以下この条において「新設特定公園施設」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する主務省令で定める基準（以下この条において「都市公園移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2|4| (略)

(移動等円滑化基本構想)

第二十五条 (略)

2 基本構想には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針

二|五| (略)

4| 市町村は、特定旅客施設の所在地を含む重点整備地区について基本構想を作成する場合には、当該基本構想に当該特定旅客施設を第二項第二号及び第三号の生活関連施設として定めなければならない。

5| 基本構想には、道路法第十二条ただし書及び第十五条並びに道路法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第六十三号。以下「昭和三十九年道路法改正法」という。）附則第三項の規定にかかわらず、国道又は都道府県道（道路法第三条第三号の都道府県道をいう。第三十二条第一項において同じ。）（道路法第十二条ただし書及び第十五条並びに昭和三十九年道路法改正法附則第三項の規定により都道府県が新設又は改築を行うこととされているもの（道路法第十七条第一項から第四項までの規定により同条第一項の指定市、同条第二項の指定市以外の市、同条第三項の町村又は同条第四項の指定市以外の市町村が行うこととされているものを除く。）に限る。以下同じ。）に係る道路特定事業を実施する者として、市町村（他の市町村又は道路管理者と共同して実施する場合にあつては、市町村及び他の市町村又は道路管理者。第三十二条において同じ。）を定めることができる。

6・7| (略)

8| 市町村は、基本構想を作成しようとする場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは、これに定めようとする特定事業に関する事項について、関係する施設設置管理者及び都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）と協議をしなければならない。

3| 市町村は、特定旅客施設の所在地を含む重点整備地区について基本構想を作成する場合には、当該基本構想に当該特定旅客施設を前項第二号及び第四号の生活関連施設として定めなければならない。

4| 基本構想には、道路法第十二条ただし書及び第十五条並びに道路法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第六十三号。以下「昭和三十九年道路法改正法」という。）附則第三項の規定にかかわらず、国道（道路法第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）又は都道府県道（道路法第三条第三号の都道府県道をいう。第三十二条第一項において同じ。）（道路法第十二条ただし書及び第十五条並びに昭和三十九年道路法改正法附則第三項の規定により都道府県が新設又は改築を行うこととされているもの（道路法第十七条第一項から第三項までの規定により同条第一項の指定市、同条第二項の指定市以外の市又は同条第三項の指定市以外の市町村が行うこととされているものを除く。）に限る。以下同じ。）に係る道路特定事業を実施する者として、市町村（他の市町村又は道路管理者と共同して実施する場合にあつては、市町村及び他の市町村又は道路管理者。第三十二条において同じ。）を定めることができる。

5・6| (略)

7| 市町村は、基本構想を作成しようとするときは、これに定めようとする特定事業に関する事項について、次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には関係する施設設置管理者及び都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）と協議をしなければならない。

9) 12) (略)

13) 第七項から前項までの規定は、基本構想の変更について準用する。

(基本構想の作成等の提案)

第二十七条 (略)

2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき基本構想の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、基本構想の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(道路特定事業の実施)

第三十一条 (略)

2) 5) (略)

6 道路管理者は、道路特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係する市町村、施設設置管理者及び公安委員会並びに前項に規定する工作物又は施設の管理者に送付しなければならない。

7 (略)

(市町村による国道等に係る道路特定事業の実施)

第三十二条 第二十五条第五項の規定により基本構想において道路特定事業を実施する者として市町村(道路法第十七条第一項の指定市を除く。

以下この条及び第五十五条から第五十七条までにおいて同じ。)が定め

8) 11) (略)

12) 第六項から前項までの規定は、基本構想の変更について準用する。

(基本構想の作成等の提案)

第二十七条 (略)

2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき基本構想の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、公表しなければならない。この場合において、基本構想の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(道路特定事業の実施)

第三十一条 (略)

2) 5) (略)

6 道路管理者は、道路特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係する市町村、施設設置管理者及び公安委員会並びに前項に規定する工作物又は施設の管理者に送付しなければならない。

7 (略)

(市町村による国道等に係る道路特定事業の実施)

第三十二条 第二十五条第四項の規定により基本構想において道路特定事業を実施する者として市町村(道路法第十七条第一項の指定市を除く。

以下この条及び第五十五条から第五十七条までにおいて同じ。)が定め

られたときは、前条第一項、同法第十二条ただし書及び第十五条並びに昭和三十九年道路法改正法附則第三項の規定にかかわらず、市町村は、単独で又は他の市町村若しくは道路管理者と共同して、国道又は都道府県道に係る道路特定事業計画を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。

2 (略)

3 市町村は、第一項の規定により国道に係る道路特定事業を実施しようとする場合においては、主務省令で定めるところにより、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。ただし、主務省令で定める軽易なものについては、この限りでない。

4～8 (略)

(都市公園特定事業の実施)

第三十四条 (略)

2～4 (略)

5 公園管理者等は、都市公園特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係する市町村及び施設設置管理者並びに前項に規定する他の工作物の管理者に送付しなければならない。

6 (略)

(交通安全特定事業の実施)

第三十六条 (略)

られたときは、前条第一項、同法第十二条ただし書及び第十五条並びに昭和三十九年道路法改正法附則第三項の規定にかかわらず、市町村は、単独で又は他の市町村若しくは道路管理者と共同して、国道又は都道府県道に係る道路特定事業計画を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。

2 (略)

3 市町村は、第一項の規定により国道に係る道路特定事業を実施しようとする場合においては、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽易なものについては、この限りでない。

4～8 (略)

(都市公園特定事業の実施)

第三十四条 (略)

2～4 (略)

5 公園管理者等は、都市公園特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係する市町村及び施設設置管理者並びに前項に規定する他の工作物の管理者に送付しなければならない。

6 (略)

(交通安全特定事業の実施)

第三十六条 (略)

2 前項の交通安全特定事業（第二条第二十八号イに掲げる事業に限る。

）は、当該交通安全特定事業により設置される信号機等が、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な信号機等に関する主務省令で定める基準を参酌して都道府県の条例で定める基準に適合するよう実施されなければならない。

3・4 (略)

5 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係する市町村及び道路管理者に送付しなければならない。

6 (略)

(土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例)

第三十九条 基本構想において定められた土地区画整理事業であつて土地区画整理法第三条第四項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行するものの換地計画（基本構想において定められた重点整備地区の区域内の宅地について定められたものに限る。）においては、重点整備地区の区域内の住民その他の者の共同の福祉又は利便のために必要な生活関連施設又は一般交通用施設で国、地方公共団体、公共交通事業者等その他政令で定める者が設置するもの（同法第二条第五項に規定する公共施設を除き、基本構想において第二十五条第二項第四号に掲げる事項として土地区画整理事業の実施に關しその整備を考慮すべきものと定められたものに限る。）の用に供するため、一定の土地を換地として定めないで、その土地を保留地として定めることができる。この場合におい

2 前項の交通安全特定事業（第二条第二十八号イに掲げる事業に限る。

）は、当該交通安全特定事業により設置される信号機等が、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な信号機等に関する主務省令で定める基準に適合するよう実施されなければならない。

3・4 (略)

5 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係する市町村及び道路管理者に送付しなければならない。

6 (略)

(土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例)

第三十九条 基本構想において定められた土地区画整理事業であつて土地区画整理法第三条第四項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行するものの換地計画（基本構想において定められた重点整備地区の区域内の宅地について定められたものに限る。）においては、重点整備地区の区域内の住民その他の者の共同の福祉又は利便のために必要な生活関連施設又は一般交通用施設で国、地方公共団体、公共交通事業者等その他政令で定める者が設置するもの（同法第二条第五項に規定する公共施設を除き、基本構想において第二十五条第二項第五号に掲げる事項として土地区画整理事業の実施に關しその整備を考慮すべきものと定められたものに限る。）の用に供するため、一定の土地を換地として定めないで、その土地を保留地として定めることができる。この場合におい

ては、当該保留地の地積について、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する全ての者の同意を得なければならない。

2～5 (略)

(移動等円滑化経路協定の認可)

第四十三条 (略)

(削除)

2| (略)

(移動等円滑化経路協定区域からの除外)

第四十五条 (略)

2・3 (略)

4 第四十三条第二項の規定は、前項の規定による届出があつた場合その他市町村長が第一項又は第二項の規定により移動等円滑化経路協定区域内の土地が当該移動等円滑化経路協定区域から除外されたことを知つた場合について準用する。

ては、当該保留地の地積について、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有するすべての者の同意を得なければならない。

2～5 (略)

(移動等円滑化経路協定の認可)

第四十三条 (略)

2| 建築主事を置かない市町村の市町村長は、第四十一条第二項第二号に掲げる事項に建築物に関するものを定めた移動等円滑化経路協定について同条第三項の認可をしようとするときは、前条第二項の規定により提出された意見書を添えて、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

3| (略)

(移動等円滑化経路協定区域からの除外)

第四十五条 (略)

2・3 (略)

4 第四十三条第三項の規定は、前項の規定による届出があつた場合その他市町村長が第一項又は第二項の規定により移動等円滑化経路協定区域内の土地が当該移動等円滑化経路協定区域から除外されたことを知つた場合について準用する。

(移動等円滑化経路協定の効力)

第四十六条 第四十三条第二項(第四十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定は、その公告のあった後において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等となった者(当該移動等円滑化経路協定について第四十一条第一項又は第四十四条第一項の規定による合意をしなかった者の有する土地の所有権を承継した者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(移動等円滑化経路協定の認可の公告のあった後移動等円滑化経路協定に加わる手続等)

第四十七条 移動等円滑化経路協定区域内の土地の所有者(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者)で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばないものは、第四十三条第二項(第四十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告があった後いつでも、市町村長に対して書面でその意思を表示することによって、当該移動等円滑化経路協定に加わることができる。

2 第四十三条第二項の規定は、前項の規定による意思の表示があった場合について準用する。

3 移動等円滑化経路協定は、第一項の規定により当該移動等円滑化経路協定に加わった者がその時において所有し、又は借地権等を有していた当該移動等円滑化経路協定区域内の土地(土地区画整理法第九十八条第

(移動等円滑化経路協定の効力)

第四十六条 第四十三条第三項(第四十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定は、その公告のあった後において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等となった者(当該移動等円滑化経路協定について第四十一条第一項又は第四十四条第一項の規定による合意をしなかった者の有する土地の所有権を承継した者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(移動等円滑化経路協定の認可の公告のあった後移動等円滑化経路協定に加わる手続等)

第四十七条 移動等円滑化経路協定区域内の土地の所有者(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者)で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばないものは、第四十三条第三項(第四十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告があった後いつでも、市町村長に対して書面でその意思を表示することによって、当該移動等円滑化経路協定に加わることができる。

2 第四十三条第三項の規定は、前項の規定による意思の表示があった場合について準用する。

3 移動等円滑化経路協定は、第一項の規定により当該移動等円滑化経路協定に加わった者がその時において所有し、又は借地権等を有していた当該移動等円滑化経路協定区域内の土地(土地区画整理法第九十八条第

一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地)について、前項において準用する第四十三条第二項の規定による公告のあつた後において土地所有者等となつた者(前条の規定の適用がある者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(一の所有者による移動等円滑化経路協定の設定)

第五十条 (略)

2 (略)

3 第四十三条第二項の規定は、第一項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けた移動等円滑化経路協定は、認可の日から起算して三年以内において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することになった時から、第四十三条第二項の規定による認可の公告のあつた移動等円滑化経路協定と同一の効力を有する移動等円滑化経路協定となる。

(主務大臣等)

第五十四条 (略)

2 第九条、第二十四条、第二十九条第一項、第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三項及び第五項、第三十二条第三項、第三十八条第二項、前条第一項並びに次条における主務大臣は国土交通大臣とし、第二十五条第十一項及び第十二項(これらの規定を同条第十三

一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地)について、前項において準用する第四十三条第三項の規定による公告のあつた後において土地所有者等となつた者(前条の規定の適用がある者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(一の所有者による移動等円滑化経路協定の設定)

第五十条 (略)

2 (略)

3 第四十三条第二項及び第三項の規定は、第一項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けた移動等円滑化経路協定は、認可の日から起算して三年以内において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することになった時から、第四十三条第三項の規定による認可の公告のあつた移動等円滑化経路協定と同一の効力を有する移動等円滑化経路協定となる。

(主務大臣等)

第五十四条 (略)

2 第九条、第二十四条、第二十九条第一項、第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三項及び第五項、第三十二条第三項、第三十八条第二項、前条第一項並びに次条における主務大臣は国土交通大臣とし、第二十五条第十項及び第十一項(これらの規定を同条第十二項

項において準用する場合を含む。)における主務大臣は国土交通大臣、
国家公安委員会及び総務大臣とする。

3・4 (略)

(事務の区分)

第五十六条 第三十二条の規定により国道に関して市町村が処理すること
とされている事務(費用の負担及び徴収に関するものを除く。)は、地
方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定す
る第一号法定受託事務とする。

において準用する場合を含む。)における主務大臣は国土交通大臣、国
家公安委員会及び総務大臣とする。

3・4 (略)

(事務の区分)

第五十六条 第三十二条の規定により国道に関して市町村が処理すること
とされている事務(費用の負担及び徴収に関するものを除く。)は、地
方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

改正案	現行
<p>（国、地方公共団体等の努力義務）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 国、地方公共団体、広域的地域活性化を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。第五条第八項において同じ。）、「広域的特定活動を行う民間事業者その他の関係者は、広域的地域活性化のための基盤整備を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。」</p> <p>（広域的地域活性化基盤整備計画）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 広域的な地域活性化基盤整備計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>（削る）</p> <p>一 拠点施設に関する事項（<u>広域的な地域活性化のために拠点施設の整備を特に促進することが必要な場合</u>にあつては、その拠点施設に</p>	<p>（国、地方公共団体等の努力義務）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 国、地方公共団体、広域的な地域活性化を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。第五条第七項において同じ。）、「広域的な特定活動を行う民間事業者その他の関係者は、広域的な地域活性化のための基盤整備を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。」</p> <p>（広域的な地域活性化基盤整備計画）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 広域的な地域活性化基盤整備計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 <u>広域的な地域活性化基盤整備計画の目標</u></p> <p>二 拠点施設に関する事項（<u>前号の目標を達成するために拠点施設の整備を特に促進することが必要な場合</u>にあつては、その拠点施設に</p>

する事項及び重点地区の区域)

二 広域的地域活性化のために必要な拠点施設関連基盤施設整備事業に関する事項

三 前号の拠点施設関連基盤施設整備事業と一体となつてその効果を一層高めるために必要な事業又は事務(以下「事業等」という。)に関する事項

四 計画期間
(削る)

3 前項各号に掲げるもののほか、広域的地域活性化基盤整備計画には、広域的地域活性化のための基盤整備に関する方針を定めるよう努めるものとする。

4 5 6 (略)

7 都道府県は、第二項第二号に掲げる事項に第二條第三項第二号に掲げる事業(同項第一号イ、ロ又は又に掲げる事業(同号又に掲げる事業にあつては、国土交通省令で定める事業に限る。))で他の都道府県との境界に係るものに限る。)に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該他の都道府県の意見を聴かなければならない。

8 第二項第三号に掲げる事項には、都道府県が実施する事業等に係るものを記載するほか、必要に応じ、市町村、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合、港湾法第四條第一項の規定による港務局又は広域的

関する事項及び重点地区の区域)

三 第一号の目標を達成するために必要な拠点施設関連基盤施設整備事業に関する事項

四 前号の拠点施設関連基盤施設整備事業と一体となつてその効果を一層高めるために必要な事業又は事務(以下「事業等」という。)に関する事項

五 計画期間

六 前各号に掲げるもののほか、広域的地域活性化のための基盤整備を推進するために必要な事項であつて国土交通省令で定めるもの

3 5 (略)

6 都道府県は、第二項第三号に掲げる事項に第二條第三項第二号に掲げる事業(同項第一号イ、ロ又は又に掲げる事業(同号又に掲げる事業にあつては、国土交通省令で定める事業に限る。))で他の都道府県との境界に係るものに限る。)に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該他の都道府県の意見を聴かなければならない。

7 第二項第四号に掲げる事項には、都道府県が実施する事業等に係るものを記載するほか、必要に応じ、市町村、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合、港湾法第四條第一項の規定による港務局又は広域的

地域活性化を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人若しくはこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める者（以下「市町村等」という。）が実施する事業等（都道府県が当該事業等に要する経費の一部を負担してその推進を図るものに限る。）に係るものを記載することができる。

9・10 | (略)

11| 第六項から前項までの規定は、広域的地域活性化基盤整備計画の変更について準用する。

(民間拠点施設整備事業計画の認定基準等)

第八条 (略)

一 当該拠点施設整備事業が、基本方針のうち第四条第二項第二号に掲げる事項及び広域的地域活性化基盤整備計画のうち当該重点地区の区域に係る第五条第二項第一号に掲げる事項に照らして適切なものであること。

二 四 (略)

2 (略)

(交付金の交付等)

第十九条 都道府県は、次項の交付金を充てて広域的地域活性化基盤整備計画に記載された第五条第二項第二号及び第三号の事業等の実施（同号の事業等にあつては、市町村等が実施する事業等に要する費用の一部の負担を含む。次項において同じ。）をしようとするときは、当

地域活性化を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人若しくはこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める者（以下「市町村等」という。）が実施する事業等（都道府県が当該事業等に要する経費の一部を負担してその推進を図るものに限る。）に係るものを記載することができる。

8・9 | (略)

10| 第五項から前項までの規定は、広域的地域活性化基盤整備計画の変更について準用する。

(民間拠点施設整備事業計画の認定基準等)

第八条 (略)

一 当該拠点施設整備事業が、基本方針のうち第四条第二項第二号に掲げる事項及び広域的地域活性化基盤整備計画のうち当該重点地区の区域に係る第五条第二項第二号に掲げる事項に照らして適切なものであること。

二 四 (略)

2 (略)

(交付金の交付等)

第十九条 都道府県は、次項の交付金を充てて広域的地域活性化基盤整備計画に記載された第五条第二項第三号及び第四号の事業等の実施（同号の事業等にあつては、市町村等が実施する事業等に要する費用の一部の負担を含む。次項において同じ。）をしようとするときは、当

該広域的地域活性化基盤整備計画を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 国は、都道府県に対し、前項の規定により提出された広域的地域活性化基盤整備計画に記載された第五条第二項第二号及び第三号の事業等の実施に要する経費に充てるため、第二条第三項第一号イからチまでに規定する施設の整備の状況その他の事項を基礎として国土交通省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

3・4 (略)

該広域的地域活性化基盤整備計画を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 国は、都道府県に対し、前項の規定により提出された広域的地域活性化基盤整備計画に記載された第五条第二項第三号及び第四号の事業等の実施に要する経費に充てるため、第二条第三項第一号イからチまでに規定する施設の整備の状況その他の事項を基礎として国土交通省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

3・4 (略)

改正案	現行
<p>（路外駐車場の整備等）</p> <p>第十一条 市町村は、軌道運送高度化実施計画において、地域公共交通一体型路外駐車場整備事業に関する事項が定められた場合であつて、第九条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、<u>駐車場法第四条第一項の駐車場整備計画において、当該地域公共交通一体型路外駐車場整備事業に関する事項の内容に即して、おおむねその位置、規模、整備主体及び整備の目標年次を定めた路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要を定めることができる。</u></p> <p>2・3（略）</p> <p>（路外駐車場の整備等）</p> <p>第十六条 市町村は、道路運送高度化実施計画において、地域公共交通一体型路外駐車場整備事業に関する事項が定められた場合であつて、第十四条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、<u>駐車場法第四条第一項の駐車場整備計画において、当該地域公共交通一体型路外駐車場整備事業に関する事項の内容に即して、おおむねその位置、規模、整備主体及び整備の目標年次を定めた路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要を定めることができる。</u></p> <p>2・3（略）</p>	<p>（路外駐車場の整備等）</p> <p>第十一条 市町村は、軌道運送高度化実施計画において、地域公共交通一体型路外駐車場整備事業に関する事項が定められた場合であつて、第九条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、<u>遅滞なく、駐車場法第四条第一項の駐車場整備計画において、当該地域公共交通一体型路外駐車場整備事業に関する事項の内容に即して、その位置、規模、整備主体及び整備の目標年次を明らかにした路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要を定めるものとする。</u></p> <p>2・3（略）</p> <p>（路外駐車場の整備等）</p> <p>第十六条 市町村は、道路運送高度化実施計画において、地域公共交通一体型路外駐車場整備事業に関する事項が定められた場合であつて、第十四条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、<u>遅滞なく、駐車場法第四条第一項の駐車場整備計画において、当該地域公共交通一体型路外駐車場整備事業に関する事項の内容に即して、その位置、規模、整備主体及び整備の目標年次を明らかにした路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要を定めるものとする。</u></p> <p>2・3（略）</p>

改正案	現行
<p>（歴史的風致維持向上計画の認定）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 市町村は、歴史的風致維持向上計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、第十一条第一項の規定により協議会が組織され、又は文化財保護法第九十条第一項の規定により当該市町村の教育委員会に地方文化財保護審議会が置かれている場合にあつては、当該協議会又は地方文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>7～10（略）</p> <p>11 市町村は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る歴史的風致維持向上計画を公表するとともに、当該通知を受けた旨を都道府県に通知しなければならない。</p> <p>（認定の取消し）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 市町村は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を、公表す</p>	<p>（歴史的風致維持向上計画の認定）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 市町村は、歴史的風致維持向上計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、第十一条第一項の規定により協議会が組織され、又は文化財保護法第九十条第一項の規定により当該市町村の教育委員会に地方文化財保護審議会が置かれている場合にあつては、当該協議会又は地方文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>7～10（略）</p> <p>11 市町村は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る歴史的風致維持向上計画を公表するとともに、当該通知を受けた旨を都道府県に通知しなければならない。</p> <p>（認定の取消し）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 市町村は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を、公表す</p>

るよう努めるとともに、都道府県に通知しなければならない。

(文化財保護法の規定による事務の認定市町村の教育委員会による実施)

)

第二十四条 文化庁長官は、次に掲げるその権限に属する事務であつて、
第五条第八項の認定を受けた町村(以下この条及び第二十九条において
「認定町村」という。)の区域内の重要文化財建造物等に係るものの全
部又は一部については、認定計画期間内に限り、政令で定めるところに
より、当該認定町村の教育委員会が行うこととすることができる。

一・二 (略)

2・6 (略)

(路外駐車場についての都市公園の占用の特例等)

第二十六条 認定市町村は、第五条第三項第三号に掲げる事項を記載した
歴史的風致維持向上計画が同条第八項の認定を受けたときは、駐車場整
備計画(駐車場法第四条第一項に規定する駐車場整備計画をいう。以下
この条において同じ。)において、その記載された事項の内容に即して
、おおむねその位置、規模、整備主体及び整備の目標年次を定めた特定
路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要を定めることができる。

2・3 (略)

(都市緑地法の規定による特別緑地保全地区における行為の制限に関する)

るとともに、都道府県に通知しなければならない。

(文化財保護法の規定による事務の認定市町村の教育委員会による実施)

)

第二十四条 文化庁長官は、次に掲げるその権限に属する事務であつて、
第五条第八項の認定を受けた町村(以下この条において「認定町村」と
いう。)の区域内の重要文化財建造物等に係るものの全部又は一部につ
いては、認定計画期間内に限り、政令で定めるところにより、当該認定
町村の教育委員会が行うこととすることができる。

一・二 (略)

2・6 (略)

(路外駐車場についての都市公園の占用の特例等)

第二十六条 認定市町村は、第五条第三項第三号に掲げる事項を記載した
歴史的風致維持向上計画が同条第八項の認定を受けたときは、遅滞なく
、駐車場整備計画(駐車場法第四条第一項に規定する駐車場整備計画を
いう。以下この条において同じ。)において、その記載された事項の内
容に即して、その位置、規模、整備主体及び整備の目標年次を明らかに
した特定路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要を定めるものとな
る。

2・3 (略)

(都市緑地法の規定による特別緑地保全地区における行為の制限に関する)

る事務の町村長による実施)

第二十九条 都道府県知事は、都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二条）第十四条第一項から第八項まで、同法第十五条において準用する同法第九条第一項及び第二項、同法第十六条において準用する同法第十条第二項において準用する同法第七条第五項及び第六項、同法第十七条第二項並びに同法第十九条において読み替えて準用する同法第十一条第一項及び第二項の規定によりその権限に属する事務であつて、認定重点区域内の特別緑地保全地区（同法第十二条第一項に規定する特別緑地保全地区をいう。）に係るものについては、認定計画期間内に限り、政令で定めるところにより、認定町村の長が行うことができる。

2 前項の規定により認定町村の長が同項に規定する事務を行う場合における都市緑地法の適用については、同法第四条第二項第四号ロ中「第十七条」とあるのは「第十七条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号。以下「地域歴史的風致法」という。）第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同条第六項中「同号ロからニまでに掲げる事項」とあるのは「同号ロからニまでに掲げる事項（地域歴史的風致法第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する第十七条の規定による土地の買入れ及び買い入れた土地の管理に関する事項を除く。）」と、同法第十六条において準用する同法第十条第一項中「都道府県等」とあるのは「地域歴史的風致法第二十四条第一項に規定する認定町村（以下単に「認定町村」という。）」と、同法第十七条第一項及び第三十一条第一項中「都道

る事務の市町村長による実施)

第二十九条 都道府県知事は、都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二条）第十四条第一項から第八項まで、同法第十五条において準用する同法第九条第一項及び第二項、同法第十六条において準用する同法第十条第二項において準用する同法第七条第五項及び第六項、同法第十七条第二項並びに同法第十九条において読み替えて準用する同法第十一条第一項及び第二項の規定によりその権限に属する事務であつて、認定重点区域内の特別緑地保全地区（同法第十二条第一項に規定する特別緑地保全地区をいう。）に係るものについては、認定計画期間内に限り、政令で定めるところにより、認定市町村（指定都市及び中核市であるものを除く。次項において同じ。）の長が行うことができる。

2 前項の規定により認定市町村の長が同項に規定する事務を行う場合における都市緑地法の適用については、同法第四条第二項第三号ロ(2)中「第十七条」とあるのは「第十七条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号。以下「地域歴史的風致法」という。）第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同条第六項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項（地域歴史的風致法第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する第十七条の規定による土地の買入れ及び買い入れた土地の管理に関する事項を除く。）」と、同法第十六条において準用する同法第十条第一項中「都道府県」とあるのは「地域歴史的風致法第七条第一項に規定する認定市町村（以下単に「認定市町村」という。）」と、同法第十七条第一項及び第三十一条第一項中「都道府県」とあるのは「認定市町村」と、

府県等」とあるのは「認定町村」と、同法第十七条第二項中「町村又は第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構（第六十九条第一号ハに掲げる業務を行うものに限る。以下この条及び次条において単に「緑地管理機構」という。）を、市長にあつては当該土地の買入れを希望する都道府県又は緑地管理機構を、」とあるのは「第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構（第六十九条第一号ハに掲げる業務を行うものに限る。以下この条及び次条において単に「緑地管理機構」という。）を」と、同条第三項中「都道府県、町村又は緑地管理機構」とあるのは「緑地管理機構」と、同法第三十一条第一項中「第十六条」とあるのは「地域歴史的風致法第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する第十六条」と、「第十七条第一項」とあるのは「地域歴史的風致法第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する第十七条第一項」と、「買入れ並びに都道府県又は町村が行う同条第三項の規定による土地の買入れ」とあるのは「買入れ」とする。

（歴史的風致維持向上地区計画）

第三十一条（略）

2 歴史的風致維持向上地区計画については、都市計画法第十二条の四第二項に定める事項のほか、都市計画に、第一号に掲げる事項を定めるものとするとともに、第二号から第四号までに掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

（削る）

（削る）

同法第十七条第二項中「市町村又は第六十八条第一項」とあるのは「第六十八条第一項」と、同条第三項中「市町村又は前項」とあるのは「前項」と、同法第三十一条第一項中「第十六条」とあるのは「地域歴史的風致法第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する第十六条」と、「第十七条第一項」とあるのは「地域歴史的風致法第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する第十七条第一項」と、「買入れ並びに市町村が行う同条第三項の規定による土地の買入れ」とあるのは「買入れ」とする。

（歴史的風致維持向上地区計画）

第三十一条（略）

2 歴史的風致維持向上地区計画については、都市計画法第十二条の四第二項に定める事項のほか、次に掲げる事項を都市計画に定めるものとする。

一 当該歴史的風致維持向上地区計画の目標

二 当該区域の土地利用に関する基本方針

(削る)

一 主として街区内の居住者、滞在者その他の者の利用に供される道路、公園その他の政令で定める施設（都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設（次条において単に「都市計画施設」という。）を除く。以下「地区施設」という。）及び建築物等の整備並びに土地の利用に関する計画（以下この章において「歴史的風致維持向上地区整備計画」という。）

二 当該歴史的風致維持向上地区計画の目標

三 当該区域の土地利用に関する基本方針

四 当該区域の整備及び保全に関する方針

3 前項第三号の基本方針には、次に掲げる事項を定めることができる。

一 三 (略)

4 歴史的風致維持向上地区整備計画においては、次に掲げる事項を定めることができる。

一 四 (略)

5・6 (略)

三 当該区域の整備及び保全に関する方針

四 主として街区内の居住者、滞在者その他の者の利用に供される道路、公園その他の政令で定める施設（都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設（次条において単に「都市計画施設」という。）を除く。以下「地区施設」という。）及び建築物等の整備並びに土地の利用に関する計画（以下この章において「歴史的風致維持向上地区整備計画」という。）

3 前項第二号の基本方針には、次に掲げる事項を定めることができる。

一 三 (略)

4 歴史的風致維持向上地区整備計画においては、次に掲げる事項のうち、歴史的風致維持向上地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする。

一 四 (略)

5・6 (略)

改正案	現行
<p>（土地の掘削の許可）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（削除）</p> <p>（温泉の採取の制限に関する命令）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>（削除）</p> <p>（審議会その他の合議制の機関への諮問）</p> <p>第三十二条 都道府県知事は、第三条第一項、第四条第一項（第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、第九条（第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、第十一条第一項又は第十二条の規定による処分をしようとするときは、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条の規定により置かれる審議会そ</p>	<p>（土地の掘削の許可）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県知事は、温泉を工業用に利用する目的で第一項の申請をした者に対して同項の許可をしようとするときは、あらかじめ経済産業局長に協議しなければならない。</p> <p>（温泉の採取の制限に関する命令）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2 都道府県知事は、工業用に利用する目的で温泉を採取する者に対して、前項の命令をするときは、あらかじめ経済産業局長に協議しなければならない。</p> <p>（審議会その他の合議制の機関への諮問）</p> <p>第三十二条 都道府県知事は、第三条第一項、第四条第一項（第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、第九条（第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、第十一条第一項又は第十二条第一項の規定による処分をしようとするときは、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条の規定により置かれる審</p>

他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

(聴聞の特例)

第三十三条 都道府県知事は、第九條第二項（第十一條第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、第十二條、第十四條の九第二項又は第三十一條第二項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第九條（第十一條第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、第十二條、第十四條の九又は第三十一條の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(報告徴収)

第三十四條 (略)

(削除)

(立入検査)

第三十五條 (略)

(削除)

議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

(聴聞の特例)

第三十三条 都道府県知事は、第九條第二項（第十一條第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、第十二條第一項、第十四條の九第二項又は第三十一條第二項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第九條（第十一條第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、第十二條第一項、第十四條の九又は第三十一條の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(報告徴収)

第三十四條 (略)

2| 経済産業局長は、この法律の施行に必要な限度において、工業用に利用する目的で温泉源から温泉を採取する者又はその利用施設の管理者に対し、温泉のゆう出量、温度、成分、利用状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(立入検査)

第三十五條 (略)

2| 経済産業局長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、温泉を工業用に利用する施設に立ち入り、温泉のゆう出量、温度、成

2| 第二十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第三十六条 第四章、第三十三条第一項(第三十一条第二項の規定による処分に係る部分に限る。)、第三十四条(温泉を湧出させる目的で土地を掘削する者に対する報告の徴収に係る部分を除く。)又は第三十五条第一項(温泉を湧出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所への立入検査に係る部分を除く。)の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、地域保健法(昭和二十二年法律第一百号)第五條第一項の政令で定める市(次項において「保健所を設置する市」という。)又は特別区の長が行うこととすることができる。

2 (略)

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第八条第三項(第十一条第二項において準用する場合を含む。)、
第九条第二項若しくは第十条(これらの規定を第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、第十二条、第十四条の八第三

分若しくは利用状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

3| 第二十八条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による立入検査について準用する。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第三十六条 第四章、第三十三条第一項(第三十一条第二項の規定による処分に係る部分に限る。)、第三十四条第一項(温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者に対する報告の徴収に係る部分を除く。)又は第三十五条第一項(温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所への立入検査に係る部分を除く。)の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、地域保健法(昭和二十二年法律第一百号)第五條第一項の政令で定める市(次項において「保健所を設置する市」という。)又は特別区の長が行うこととすることができる。

2 (略)

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第八条第三項(第十一条第二項において準用する場合を含む。)、
第九条第二項若しくは第十条(これらの規定を第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、第十二条第一項、第十四条の

項、第十四条の九第二項又は第三十一条第二項の規定による命令に違反した者

三〇七 (略)

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一〇六 (略)

七 第二十八条第一項又は第三十五条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

八第三項、第十四条の九第二項又は第三十一条第二項の規定による命令に違反した者

三〇七 (略)

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一〇六 (略)

七 第二十八条第一項又は第三十五条第一項若しくは第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

改正案	現行
<p>(国立公園事業の執行)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 地方公共団体及び政令で定めるその他の公共団体（以下「公共団体」という。）は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に協議して、国立公園事業の一部を執行することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第二項の協議をしようとする者又は前項の認可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した協議書又は申請書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 一六 (略)</p> <p>5 前項の協議書又は申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の環境省令で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>6 第二項の協議をした者又は第三項の認可を受けた者（以下「国立公園事業者」という。）は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、公共団体にあつては環境大臣に協議しなければならない、国及び公共団体以外の者にあつては環境大臣の認可を受けなければならない。ただし、環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>7 前項の協議をしようとする者又は同項の認可を受けようとする者は、</p>	<p>(国立公園事業の執行)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 地方公共団体及び政令で定めるその他の公共団体（以下「公共団体」という。）は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に協議し、その同意を得て、国立公園事業の一部を執行することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第二項の同意を得ようとする者又は前項の認可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 一六 (略)</p> <p>5 前項の申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の環境省令で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>6 第二項の同意を得た者又は第三項の認可を受けた者（以下「国立公園事業者」という。）は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、公共団体にあつては環境大臣に協議し、その同意を得なければならない、国及び公共団体以外の者にあつては環境大臣の認可を受けなければならない。ただし、環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>7 前項の同意を得ようとする者又は同項の認可を受けようとする者は、</p>

環境省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した協議書又は申請書を環境大臣に提出しなければならない。

8 第五項の規定は、前項の協議書又は申請書について準用する。

9・10 (略)

(承継)

第十二条 国立公園事業者である法人が合併（国立公園事業者である法人と国立公園事業者でない法人の合併であつて、国立公園事業者である法人が存続するものを除く。）又は分割（その国立公園事業者の全部を承継させるものに限る。）をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその国立公園事業者の全部を承継する法人（以下この項において「合併法人等」という。）が公共団体である場合にあつては環境大臣に協議したとき、合併法人等が国及び公共団体以外の法人である場合にあつては環境大臣の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該国立公園事業者の地位を承継する。

2～4 (略)

(認可の失効及び取消し等)

第十四条 国立公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第十条第三項の認可は、その効力を失う。

環境省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。

9・10 (略)

(承継)

第十二条 国立公園事業者である法人が合併（国立公園事業者である法人と国立公園事業者でない法人の合併であつて、国立公園事業者である法人が存続するものを除く。）又は分割（その国立公園事業者の全部を承継させるものに限る。）をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその国立公園事業者の全部を承継する法人（以下この項において「合併法人等」という。）が公共団体である場合にあつては環境大臣に協議し、その同意を得たとき、合併法人等が国及び公共団体以外の法人である場合にあつては環境大臣の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該国立公園事業者の地位を承継する。

2～4 (略)

(認可の失効及び取消し等)

第十四条 国立公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第十条第二項の同意又は同条第三項の認可は、その効力を失う。

2 前項の規定により第十条第三項の認可が失効したときは、当該認可が失効した者は、その日から三十日以内に、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

3 (略)

(国定公園事業の執行)

第十六条 (略)

2 都道府県以外の公共団体は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に協議して、国定公園事業の一部を執行することができる。

3 (略)

4 第十条第四項及び第五項の規定は第二項の協議及び前項の認可について、第十条第六項から第九項まで、第十二条第一項及び第十三条の規定は第二項の協議をした者について、第十条第六項から第十項まで、第十一条から第十三条まで、第十四条第三項及び前条の規定は前項の認可を受けた者について、第十四条第一項及び第二項の規定は前項の認可について準用する。この場合において、これらの規定中「環境大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第十条第十項中「国立公園」とあるのは「国定公園」と、第十一条、第十四条第一項及び前条第一項中「国立公園事業」とあるのは「国定公園事業」と、第十二条第一項及び第二項中「その国立公園事業」とあるのは「その国定公園事業」と、同条第一項中「公共団体である」とあるのは「都道府県以外の公共団体である」と、第十三条中「国立公園事業の」とあるのは「国定公園事業の」と、前条第

2 前項の規定により第十条第二項の同意又は同条第三項の認可が失効したときは、当該同意又は認可が失効した者は、その日から三十日以内に、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

3 (略)

(国定公園事業の執行)

第十六条 (略)

2 都道府県以外の公共団体は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に協議し、その同意を得て、国定公園事業の一部を執行することができる。

3 (略)

4 第十条第四項及び第五項並びに第十四条第一項及び第二項の規定は第二項の同意及び前項の認可について、第十条第六項から第九項まで、第十二条第一項及び第十三条の規定は第二項の同意を得た者について、第十条第六項から第十項まで、第十一条から第十三条まで、第十四条第三項及び前条の規定は前項の認可を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「環境大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第十条第十項中「国立公園」とあるのは「国定公園」と、第十一条、第十四条第一項及び前条第一項中「国立公園事業」とあるのは「国定公園事業」と、第十二条第一項及び第二項中「その国立公園事業」とあるのは「その国定公園事業」と、同条第一項中「公共団体である」とあるのは「都道府県以外の公共団体である」と、第十三条中「国立公園事業の」とあるのは「国定公園事業の」と、前条第一項中「国立公園の」と

一 項中「国立公園の」とあるのは「国定公園の」と読み替えるものとする。

(特別地域)

第二十条 (略)

2～4 (略)

5 都道府県知事は、国定公園について第三項の許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が当該国定公園の風致に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境省令で定める行為に該当するときは、環境大臣に協議しなければならない。

6～9 (略)

(特別保護地区)

第二十一条 (略)

2～4 (略)

5 都道府県知事は、国定公園について第三項の許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が当該国定公園の景観に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境省令で定める行為に該当するときは、環境大臣に協議しなければならない。

6～8 (略)

(海域公園地区)

第二十二条 (略)

あるのは「国定公園の」と読み替えるものとする。

(特別地域)

第二十条 (略)

2～4 (略)

5 都道府県知事は、国定公園について第三項の許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が当該国定公園の風致に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境省令で定める行為に該当するときは、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。

6～9 (略)

(特別保護地区)

第二十一条 (略)

2～4 (略)

5 都道府県知事は、国定公園について第三項の許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が当該国定公園の景観に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境省令で定める行為に該当するときは、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。

6～8 (略)

(海域公園地区)

第二十二条 (略)

<p>2 4 (略)</p> <p>5 都道府県知事は、国定公園について第三項の許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が当該国定公園の海域の景観に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境省令で定める行為に該当するときは、環境大臣に協議しなければならない。</p> <p>6 8 (略)</p> <p>(国に関する特例)</p> <p>第六十八条 (略)</p> <p>2 都道府県知事は、国定公園について前項の規定による協議を受けた場合において、当該協議に係る行為が当該国定公園の風致又は景観に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境省令で定める行為に該当するときは、環境大臣に協議しなければならない。</p> <p>3 4 (略)</p>	<p>2 4 (略)</p> <p>5 都道府県知事は、国定公園について第三項の許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が当該国定公園の海域の景観に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境省令で定める行為に該当するときは、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>6 8 (略)</p> <p>(国に関する特例)</p> <p>第六十八条 (略)</p> <p>2 都道府県知事は、国定公園について前項の規定による協議を受けた場合において、当該協議に係る行為が当該国定公園の風致又は景観に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境省令で定める行為に該当するときは、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>3 4 (略)</p>
--	--

改正案	現行
<p>（指定ばい煙総量削減計画）</p> <p>第五条の三（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 都道府県知事は、前条第一項の指定ばい煙総量削減計画を定めたときは、<u>第一項各号に掲げる事項を公表するよう努めなければならない。</u></p> <p>5・6（略）</p>	<p>（指定ばい煙総量削減計画）</p> <p>第五条の三（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 都道府県知事は、前条第一項の指定ばい煙総量削減計画を定めたときは、<u>第一項各号に掲げる事項を公告しなければならない。</u></p> <p>5・6（略）</p>

改正案	現行
<p>（地域の指定）</p> <p>第三条 都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。第三項（次条第三項において準用する場合を含む。）及び同条第一項において同じ。）は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認められる地域を、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定により地域を指定しようとするときは、<u>関係町村長の意見を聴かなければならない。</u>これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（規制基準の設定）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2 町村は、前条第一項の規定により指定された地域（以下「指定地域」という。）の全部又は一部について、当該地域の自然的、社会的条件に特別の事情があるため、前項の規定により定められた規制基準によつては当該地域の住民の生活環境を保全することが十分でない<u>と認めるときは、</u>条例で、環境大臣の定める範囲内において、同項の規制基準に代え</p>	<p>（地域の指定）</p> <p>第三条 都道府県知事は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定しなければならぬ。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定により地域を指定しようとするときは、<u>関係市町村長の意見をきかなければならない。</u>これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（規制基準の設定）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2 市町村は、前条第一項の規定により指定された地域（以下「指定地域」という。）の全部又は一部について、当該地域の自然的、社会的条件に特別の事情があるため、前項の規定により定められた規制基準によつては当該地域の住民の生活環境を保全することが十分でない<u>と認めるときは、</u>条例で、環境大臣の定める範囲内において、同項の規制基準にか</p>

て適用すべき規制基準を定めることができる。

3 (略)

(常時監視)

第十八条 都道府県知事(市の区域に係る自動車騒音の状況については、市長。次項において同じ。)は、自動車騒音の状況を常時監視しなければならない。

2 (略)

(公表)

第十九条 都道府県知事は、当該都道府県の区域(町村の区域に限る。)に係る自動車騒音の状況を公表するものとする。

2 市長は、当該市の区域に係る自動車騒音の状況を公表するものとする。

(環境大臣の指示)

第十九条の二 (略)

一 (略)

二 都道府県知事、市長又は第二十五条の政令で定める町村の長(第二十二條の規定による協力を求め、又は意見を述べることに關する事務

(関係行政機関の協力)

えて適用すべき規制基準を定めることができる。

3 (略)

(常時監視)

第十八条 都道府県知事は、自動車騒音の状況を常時監視しなければならない。

2 (略)

(公表)

第十九条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る自動車騒音の状況を公表するものとする。

(環境大臣の指示)

第十九条の二 (略)

一 (略)

二 都道府県知事又は第二十五条の政令で定める市町村(特別区を含む。)の長(第二十二條の規定による協力を求め、又は意見を述べることに關する事務

(関係行政機関の協力)

第二十二條 都道府県知事又は市長は、この法律の目的を達成するため必要があるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、特定施設の状態、特定建設作業の状態等に関する資料の送付その他の協力を求め、又は騒音の防止に関し意見を述べることができる。

(政令で定める町村の長による事務の処理)

第二十五條 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める町村の長が行うこととすることができる。

(事務の区分)

第二十六條 第十八條の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第二十二條 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、特定施設の状態、特定建設作業の状態等に関する資料の送付その他の協力を求め、又は騒音の防止に関し意見を述べることができる。

(政令で定める市町村の長による事務の処理)

第二十五條 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市町村(特別区を含む。)の長が行うこととすることができる。

(事務の区分)

第二十六條 第十八條の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

改正案	現行
<p>（費用負担計画） 第六条（略）</p> <p>2 前項の費用負担計画に定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>（削除）</p> <p>3・4（略）</p> <p>5 施行者は、第一項の規定により費用負担計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めなければならない。</p>	<p>（費用負担計画） 第六条（略）</p> <p>2 前項の費用負担計画に定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、公害防止事業の実施に必要な事項</p> <p>3・4（略）</p> <p>5 施行者は、第一項の規定により費用負担計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（都道府県廃棄物処理計画）</p> <p>第五条の五（略）</p> <p>2 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>（削除）</p> <p>3（略）</p> <p>4 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。</p> <p>（一般廃棄物処理計画）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一〜五（略）</p> <p>（削除）</p>	<p>（都道府県廃棄物処理計画）</p> <p>第五条の五（略）</p> <p>2 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理に<u>関し必要な事項</u></p> <p>3（略）</p> <p>4 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>（一般廃棄物処理計画）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一〜五（略）</p> <p>六 <u>その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項</u></p>

<p>3・4 (略)</p> <p>5 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。</p> <p>(技術管理者)</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の技術管理者は、環境省令で定める資格(市町村が第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者にあつては、環境省令で定める基準を参酌して当該市町村の条例で定める資格)を有する者でなければならない。</p>	<p>3・4 (略)</p> <p>5 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>(技術管理者)</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の技術管理者は、環境省令で定める資格を有する者でなければならない。</p>
--	--

改正案	現行
<p>(総量削減計画) 第四条の三 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 都道府県知事は、総量削減計画を定めるときは、その内容を公表するよう努めなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(生活排水対策推進計画の策定等) 第十四条の九 (略)</p> <p>2 生活排水対策推進計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 生活排水対策推進計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、生活排水対策に係る啓発に関する事項を定めるよう努めるものとする。</p> <p>4 7 (略)</p> <p>8 第四項から前項までの規定は、生活排水対策推進計画の変更について準用する。</p>	<p>(総量削減計画) 第四条の三 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 都道府県知事は、総量削減計画を定めるときは、その内容を公告しなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(生活排水対策推進計画の策定等) 第十四条の九 (略)</p> <p>2 生活排水対策推進計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 生活排水対策に係る啓発に関する事項</p> <p>四 その他生活排水対策の実施の推進に関し必要な事項</p> <p>3 6 (略)</p> <p>7 第三項から前項までの規定は、生活排水対策推進計画の変更について準用する。</p>

(政令で定める市の長による事務の処理)

第二十八条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務(第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第二項、第十四条の八第一項、第十四条の九第六項並びに第十六条第一項に規定する事務を除く。)の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市(特別区を含む。)の次項において同じ。)の長が行うこととすることができる。

2
(略)

(政令で定める市の長による事務の処理)

第二十八条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務(第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第二項、第十四条の八第一項、第十四条の九第五項並びに第十六条第一項に規定する事務を除く。)の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市(特別区を含む。)の次項において同じ。)の長が行うこととすることができる。

2
(略)

○ 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十九号）（抄）（第七十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（農用地土壌汚染対策計画） 第五条（略）</p> <p>2 対策計画においては、農林水産省令、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>3 3 6（略）</p>	<p>（農用地土壌汚染対策計画） 第五条（略）</p> <p>2 対策計画においては、農林水産省令、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>四 <u>その他必要な事項</u></p> <p>3 3 6（略）</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 規制等（第三条―第十三条）</p> <p>第三章 悪臭防止対策の推進（第十四条―第十九条）</p> <p>第四章 雑則（第二十条―第二十三条）</p> <p>第五章 罰則（<u>第二十四条―第三十条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（規制地域）</p> <p>第三条 都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。次条及び第六条において同じ。）は、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域を、工場その他の事業場（以下単に「事業場」という。）における事業活動に伴って発生する悪臭原因物（特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。以下同じ。）の排出（漏出を含む。以下同じ。）を規制する地域（以下「規制地域」という。）として指定しなければならぬ。</p> <p>（市町村長の意見の聴取）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 規制等（第三条―第十三条）</p> <p>第三章 悪臭防止対策の推進（第十四条―第十九条）</p> <p>第四章 雑則（第二十条―<u>第二十四条</u>）</p> <p>第五章 罰則（<u>第二十五条―第三十一条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（規制地域）</p> <p>第三条 都道府県知事は、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域を、工場その他の事業場（以下単に「事業場」という。）における事業活動に伴って発生する悪臭原因物（特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。以下同じ。）の排出（漏出を含む。以下同じ。）を規制する地域（以下「規制地域」という。）として指定しなければならぬ。</p> <p>（市町村長の意見の聴取）</p>

第五条 都道府県知事は、規制地域の指定をし、及び規制基準を定めようとするときは、当該規制地域を管轄する町村長の意見を聴かなければならない。これらを変更し、規制地域の指定を解除し、又は規制基準を廃止しようとするときも、同様とする。

2 都道府県知事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、同項に規定する町村長のほか、当該規制地域の周辺地域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。）の意見を聴くものとする。

3 市長は、規制地域の指定をし、及び規制基準を定めようとする場合において、必要があると認めるときは、当該規制地域の周辺地域を管轄する市町村長の意見を聴くものとする。これらを変更し、規制地域の指定を解除し、又は規制基準を廃止しようとするときも、同様とする。

（都道府県知事等に対する要請）

第九条 市町村長は、当該市町村の住民の生活環境を保全するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事若しくは関係市長に対し、規制地域を指定し、若しくは規制基準を設定し、若しくは強化すべきことを要請し、又は関係市町村長に対し、悪臭原因物を排出する事業場について前条第一項若しくは第二項の規定による措置を執るべきことを要請することができる。

（関係行政機関等の協力）

第五条 都道府県知事は、規制地域の指定をし、及び規制基準を定めようとするときは、当該規制地域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見をきかなければならない。これらを変更し、規制地域の指定を解除し、又は規制基準を廃止しようとするときも、同様とする。

2 都道府県知事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、同項に規定する市町村長のほか、当該規制地域の周辺地域を管轄する市町村長の意見をきくものとする。

（都道府県知事等に対する要請）

第九条 市町村長は、当該市町村の住民の生活環境を保全するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事に対し、規制地域を指定し、若しくは規制基準を設定し、若しくは強化すべきことを要請し、又は関係市町村長に対し、悪臭原因物を排出する事業場について前条第一項若しくは第二項の規定による措置を執るべきことを要請することができる。

（関係行政機関等の協力）

第二十一条 都道府県知事又は市長は、この法律の目的を達成するため必要があるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、悪臭原因物を発生する事業場の事業活動、悪臭原因物の排出防止技術その他悪臭の防止に関し必要な事項につき、資料又は情報の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができる。

2 (略)

第二十三条 (略)

第五章 罰則

第二十四条～第二十九条 (略)

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十四条、第二十七条又は第二十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第二十一条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、悪臭原因物を発生する事業場の事業活動、悪臭原因物の排出防止技術その他悪臭の防止に関し必要な事項につき、資料又は情報の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができる。

2 (略)

(政令で定める市の長による事務の処理)

第二十三条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市(特別区を含む。)の長が行うこととすることができる。

第二十四条 (略)

第五章 罰則

第二十五条～第三十条 (略)

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十五条、第二十八条又は第二十九条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

改 正 案	現 行
<p>（原生自然環境保全地域に関する保全事業の執行） 第十六条（略）</p> <p>2 地方公共団体は、環境大臣に協議して、原生自然環境保全地域に関する保全事業の一部を執行することができる。</p> <p>（国等に関する特例）</p> <p>第二十一条 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第十七条第一項ただし書又は第十九条第三項第五号の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>（自然環境保全地域に関する保全事業の執行） 第二十四条（略）</p> <p>2 地方公共団体は、環境大臣に協議して、自然環境保全地域に関する保全事業の一部を執行することができる。</p>	<p>（原生自然環境保全地域に関する保全事業の執行） 第十六条（略）</p> <p>2 地方公共団体は、環境大臣に協議し、その同意を得て、原生自然環境保全地域に関する保全事業の一部を執行することができる。</p> <p>（国等に関する特例）</p> <p>第二十一条 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第十七条第一項ただし書又は第十九条第三項第五号の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、国の機関にあつては環境大臣に協議し、地方公共団体にあつては環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>（自然環境保全地域に関する保全事業の執行） 第二十四条（略）</p> <p>2 地方公共団体は、環境大臣に協議し、その同意を得て、自然環境保全地域に関する保全事業の一部を執行することができる。</p>

改正案	現行
<p>（動物愛護管理推進計画）</p> <p>第六條（略）</p> <p>2 動物愛護管理推進計画には、次の事項を定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（削除）</p> <p>三（略）</p> <p>（削除）</p> <p>3 動物愛護管理推進計画には、前項各号に掲げる事項のほか、動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項を定めるように努めるものとする。</p> <p>4（略）</p> <p>5 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するように努めなければならない。</p>	<p>（動物愛護管理推進計画）</p> <p>第六條（略）</p> <p>2 動物愛護管理推進計画には、次の事項を定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項</p> <p>四（略）</p> <p>五 其他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項</p> <p>3（略）</p> <p>4 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 関係府県知事は、府県計画を定めようとするときは、環境大臣に協議しな<u>ければ</u>ならない。</p> <p>3 環境大臣は、前項の協議を受けたときは、関係行政機関の長に協議しな<u>ければ</u>ならない。</p> <p>4 関係府県知事は、府県計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、<u>関係市町村に送付しな</u>ければならない。</p> <p>5（略）</p> <p>（指定物質削減指導方針）</p> <p>第十二条の四（略）</p> <p>2 指導方針においては、目標年度において削減の目標を達成することを<u>目途として、指定物質の削減に関する指導の方針を定めるものとする。</u></p> <p>3・4（略）</p>	<p>（瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 関係府県知事は、府県計画を定めようとするときは、環境大臣に協議し、その同意を得なければ<u>な</u>らない。</p> <p>3 環境大臣は、前項の同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しな<u>ら</u>なければならない。</p> <p>4 関係府県知事は、府県計画を定めたときは、遅滞なく、これを<u>関係市町村に送付するとともに、公表しな</u>ければならない。</p> <p>5（略）</p> <p>（指定物質削減指導方針）</p> <p>第十二条の四（略）</p> <p>2 指導方針においては、目標年度において削減の目標を達成することを<u>目途として、指定物質の削減に関する指導の方針その他必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>3・4（略）</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第三条）</p> <p>第二章 特定工場等に関する規制（第四条—第十三条）</p> <p>第三章 特定建設作業に関する規制（第十四条・第十五条）</p> <p>第四章 道路交通振動に係る要請（第十六条）</p> <p>第五章 雑則（第十七条—第二十三条）</p> <p>第六章 罰則（第二十四条—第二十八条）</p> <p>附則</p> <p>（地域の指定）</p> <p>第三条 都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。第三項（次条第三項において準用する場合を含む。）及び同条第一項において同じ。）は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の地域で振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認めるものを指定しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、関係町村長の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第三条）</p> <p>第二章 特定工場等に関する規制（第四条—第十三条）</p> <p>第三章 特定建設作業に関する規制（第十四条・第十五条）</p> <p>第四章 道路交通振動に係る要請（第十六条）</p> <p>第五章 雑則（第十七条—第二十四条）</p> <p>第六章 罰則（第二十五条—第二十九条）</p> <p>附則</p> <p>（地域の指定）</p> <p>第三条 都道府県知事は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の地域で振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認めるものを指定しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 （略）</p>

(規制基準の設定)

第四条 (略)

2 町村は、前条第一項の規定により指定された地域(以下「指定地域」という。)の全部又は一部について、当該地域の自然的、社会的条件に特別の事情があるため、前項の規定により定められた規制基準によつては当該地域の住民の生活環境を保全することが十分でない^{と認める}ときは、条例で、環境大臣の定める範囲内において、同項の規制基準に代えて適用すべき規制基準を定めることができる。

3 (略)

(関係行政機関の協力)

第二十条 都道府県知事又は市長は、この法律の目的を達成するため必要がある^{と認める}ときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、特定施設、特定建設作業若しくは道路交通振動の状況に関する資料の送付その他の協力を求め、又は振動の防止に関し意見を述べる^{ことができる}。

(規制基準の設定)

第四条 (略)

2 市町村は、前条第一項の規定により指定された地域(以下「指定地域」という。)の全部又は一部について、当該地域の自然的、社会的条件に特別の事情があるため、前項の規定により定められた規制基準によつては当該地域の住民の生活環境を保全することが十分でない^{と認める}ときは、条例で、環境大臣の定める範囲内において、同項の規制基準に代えて適用すべき規制基準を定めることができる。

3 (略)

(関係行政機関の協力)

第二十条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要がある^{と認める}ときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、特定施設、特定建設作業又は道路交通振動の状況に関する資料の送付その他の協力を求め、又は振動の防止に関し意見を述べる^{ことができる}。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第二十三条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市(特別区を含む。)の長が行う^{ことができる}。

第二十三条 (略)

第六章 罰則

第二十四条～第二十八条 (略)

第二十四条 (略)

第六章 罰則

第二十五条～第二十九条 (略)

改正案	現行
<p>(湖沼水質保全計画) 第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 湖沼水質保全計画においては、次の事項を定めるものとする。 一 四 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 都道府県知事は、湖沼水質保全計画を定めようとするときは、当該湖沼水質保全計画に定められる事業を実施する者（国を除く。）及び関係市町村長の意見を聴き、かつ、当該指定湖沼を管理する河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七条（同法第百条において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。以下同じ。）及び環境大臣に協議しなければならない。</p> <p>6 環境大臣は、前項の協議を受けたときは、公害対策会議の意見を聴かなければならない。</p> <p>7 都道府県知事は、湖沼水質保全計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係市町村長に送付しなければならない。</p>	<p>(湖沼水質保全計画) 第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 湖沼水質保全計画においては、次の事項を定めるものとする。 一 四 (略)</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、湖沼の水質の保全のために必要な措置に関すること。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 都道府県知事は、湖沼水質保全計画を定めようとするときは、当該湖沼水質保全計画に定められる事業を実施する者（国を除く。）及び関係市町村長の意見を聴き、かつ、当該指定湖沼を管理する河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七条（同法第百条において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。以下同じ。）に協議するとともに、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>6 環境大臣は、前項の同意をしようとするときは、公害対策会議の議を経なければならない。</p> <p>7 都道府県知事は、湖沼水質保全計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係市町村長に送付するとともに、公表しなければならない。</p>

<p>8 (略)</p> <p>(汚濁負荷量の総量の削減)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 湖沼総量削減計画においては、当該総量削減指定地域における汚濁負荷量の総量の削減の目標、目標年度及び目標達成の方途を定めるものとする。この場合において、当該削減の目標に関しては、水質汚濁防止法第四条の二第二項後段の例に準じて定めるものとする。</p> <p>3 3 6 (略)</p> <p>(流出水対策推進計画の策定)</p> <p>第二十六条 (略)</p> <p>2 流出水対策推進計画においては、次の事項を定めるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 流出水対策推進計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、流出水対策に係る啓発に関する事項を定めるよう努めるものとする。</p>	<p>8 (略)</p> <p>(汚濁負荷量の総量の削減)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 湖沼総量削減計画においては、当該総量削減指定地域における削減の目標、目標年度、目標達成の方途その他汚濁負荷量の総量の削減に關し必要な事項を定めるものとする。この場合において、削減の目標に關しは、水質汚濁防止法第四条の二第二項後段の例に準じて定めるものとする。</p> <p>3 3 6 (略)</p> <p>(流出水対策推進計画の策定)</p> <p>第二十六条 (略)</p> <p>2 流出水対策推進計画においては、次の事項を定めるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 流出水対策に係る啓発に關すること。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、流出水対策の実施の推進のために必要な措置に關すること。</p>
<p>8 (略)</p> <p>(汚濁負荷量の総量の削減)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 湖沼総量削減計画においては、当該総量削減指定地域における汚濁負荷量の総量の削減の目標、目標年度及び目標達成の方途を定めるものとする。この場合において、当該削減の目標に関しては、水質汚濁防止法第四条の二第二項後段の例に準じて定めるものとする。</p> <p>3 3 6 (略)</p> <p>(流出水対策推進計画の策定)</p> <p>第二十六条 (略)</p> <p>2 流出水対策推進計画においては、次の事項を定めるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 流出水対策推進計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、流出水対策に係る啓発に関する事項を定めるよう努めるものとする。</p>	<p>8 (略)</p> <p>(汚濁負荷量の総量の削減)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 湖沼総量削減計画においては、当該総量削減指定地域における削減の目標、目標年度、目標達成の方途その他汚濁負荷量の総量の削減に關し必要な事項を定めるものとする。この場合において、削減の目標に關しは、水質汚濁防止法第四条の二第二項後段の例に準じて定めるものとする。</p> <p>3 3 6 (略)</p> <p>(流出水対策推進計画の策定)</p> <p>第二十六条 (略)</p> <p>2 流出水対策推進計画においては、次の事項を定めるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 流出水対策に係る啓発に關すること。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、流出水対策の実施の推進のために必要な措置に關すること。</p>

○ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）（抄）（第百八十条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（窒素酸化物重点対策計画） 第十六条（略）</p> <p>2 窒素酸化物重点対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 〓三（略）</p> <p>（粒子状物質重点対策計画） 第十八条（略）</p> <p>2 粒子状物質重点対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 〓三（略）</p>	<p>（窒素酸化物重点対策計画） 第十六条（略）</p> <p>2 窒素酸化物重点対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 〓三（略）</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、窒素酸化物重点対策の実施のために必要な措置に関する事項</p> <p>（粒子状物質重点対策計画） 第十八条（略）</p> <p>2 粒子状物質重点対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 〓三（略）</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、粒子状物質重点対策の実施のために必要な措置に関する事項</p>

○ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（抄）（第百八十一条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(国等に関する特例) 第五十四条 (略)</p> <p>2 国の機関又は地方公共団体は、第九条第二号及び第三号に掲げる場合以外の場合に国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等をしようとするとき、第十二条第一項第二号から第七号までに掲げる場合以外の場合に希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をしようとするとき、又は第三十七条第四項若しくは第三十八条第四項第三号の許可を受けるべき行為に該当する行為をしようとするときは、環境省令で定める場合を除き、あらかじめ、<u>環境大臣に協議しなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(国等に関する特例) 第五十四条 (略)</p> <p>2 国の機関又は地方公共団体は、第九条第二号及び第三号に掲げる場合以外の場合に国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等をしようとするとき、第十二条第一項第二号から第七号までに掲げる場合以外の場合に希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をしようとするとき、又は第三十七条第四項若しくは第三十八条第四項第三号の許可を受けるべき行為に該当する行為をしようとするときは、環境省令で定める場合を除き、あらかじめ、<u>国の機関にあつては環境大臣に協議し、地方公共団体にあつては環境大臣に協議しその同意を得なければならない。</u></p> <p>3 (略)</p>

改正案	現行
<p>第十六条（略）</p> <p>2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、次の各号に掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該各号に定める者が行うものとする。</p> <p>一 二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であつて政令で定めるもの 政府</p> <p>二 前号に掲げる地域又は水域以外の地域又は水域 次のイ又はロに掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該イ又はロに定める者</p> <p>イ 騒音に係る基準（航空機の騒音に係る基準及び新幹線鉄道の列車の騒音に係る基準を除く。）の類型を当てはめる地域であつて市に属するもの その地域が属する市の長</p> <p>ロ イに掲げる地域以外の地域又は水域 その地域又は水域が属する都道府県の知事</p> <p>3・4（略）</p> <p>（公害防止計画の作成）</p>	<p>第十六条（略）</p> <p>2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であつて政令で定めるものにあつては政府が、それ以外の地域又は水域にあつてはその地域又は水域が属する都道府県の知事が、それぞれ行うものとする。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（公害防止計画の作成）</p>

第十七条 都道府県知事は、次のいずれかに該当する地域について、環境基本計画を基本として、当該地域において実施する公害の防止に関する施策に係る計画（以下「公害防止計画」という。）を作成することができる。

一・二 (略)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(事務の区分)

第四十条の二 第十六条第二項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務（政令で定めるものを除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(設置及び所掌事務)

第四十五条 (略)

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

第十七条 環境大臣は、次のいずれかに該当する地域について、関係都道府県知事に対し、その地域において実施されるべき公害の防止に関する施策に係る基本方針を示して、その施策に係る計画（以下「公害防止計画」という。）の策定を指示するものとする。

一・二 (略)

2 前項の基本方針は、環境基本計画を基本として策定するものとする。

3 関係都道府県知事は、第一項の規定による指示を受けたときは、同項の基本方針に基づき公害防止計画を作成し、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。

4 環境大臣は、第一項の規定による指示及び前項の同意をするに当たっては、あらかじめ、公害対策会議の議を経なければならない。

5 環境大臣は、第一項の規定による指示をするに当たっては、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

(事務の区分)

第四十条の二 第十六条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務（政令で定めるものを除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(設置及び所掌事務)

第四十五条 (略)

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(削除)

一 公害の防止に関する施策であつて基本的かつ総合的なものの企画に
関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、他の法令の規定によりその権限に属させ
られた事務

一 公害防止計画に関し、第十七条第四項に規定する事項を処理するこ
と。

二 前号に掲げるもののほか、公害の防止に関する施策であつて基本的
かつ総合的なものの企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進
すること。

三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定によりその権限に属さ
せられた事務

○ 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）（抄）（第百八十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（水質保全計画） 第五条（略）</p> <p>2 水質保全計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 五（略）</p> <p>3 9（略）</p> <p>10 都道府県知事は、水質保全計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。</p> <p>11・12（略）</p>	<p>（水質保全計画） 第五条（略）</p> <p>2 水質保全計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 五（略）</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、指定水域の水質の保全のために必要な措置に関する事項</p> <p>3 9（略）</p> <p>10 都道府県知事は、水質保全計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>11・12（略）</p>

改正案	現行
<p>（市町村分別収集計画）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 市町村分別収集計画においては、当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>（削除）</p> <p>3（略）</p> <p>4 市町村は、市町村分別収集計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>5（略）</p> <p>（都道府県分別収集促進計画）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 都道府県分別収集促進計画においては、当該都道府県の区域内の容器包装廃棄物の分別収集の促進に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知</p>	<p>（市町村分別収集計画）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 市町村分別収集計画においては、当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項</p> <p>3（略）</p> <p>4 市町村は、市町村分別収集計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出するとともに、公表しなければならない。</p> <p>5（略）</p> <p>（都道府県分別収集促進計画）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 都道府県分別収集促進計画においては、当該都道府県の区域内の容器包装廃棄物の分別収集の促進に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知</p>

<p>識の普及並びに当該都道府県の区域内の市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進に関する事項</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 都道府県は、都道府県分別収集促進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>6・7 (略)</p>	<p>識の普及、当該都道府県の区域内の市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進その他の分別収集の促進に関する事項</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 都道府県は、都道府県分別収集促進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを環境大臣に提出するとともに、公表しなければならない。</p> <p>6・7 (略)</p>
---	---

改正案	現行
<p>（総量削減計画）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2 都道府県知事は、前条第一項の総量削減計画を定めようとするときは、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村長の意見を聴くとともに、公聴会の開催その他の指定地域の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 都道府県知事は、前条第一項の総量削減計画を定めたときは、第一項各号に掲げる事項を公表するよう努めなければならない。</p> <p>5・6 （略）</p> <p>（ダイオキシン類土壌汚染対策計画）</p> <p>第三十一条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 都道府県知事は、対策計画を定めようとするときは、関係市町村長の意見を聴くとともに、公聴会の開催その他の対策地域の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4～7 （略）</p>	<p>（総量削減計画）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2 都道府県知事は、前条第一項の総量削減計画を定めようとするときは、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村長の意見を聴くとともに、公聴会を開き、指定地域の住民の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 都道府県知事は、前条第一項の総量削減計画を定めたときは、第一項各号に掲げる事項を公告しなければならない。</p> <p>5・6 （略）</p> <p>（ダイオキシン類土壌汚染対策計画）</p> <p>第三十一条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 都道府県知事は、対策計画を定めようとするときは、関係市町村長の意見を聴くとともに、公聴会を開き、対策地域の住民の意見を聴かなければならない。</p> <p>4～7 （略）</p>

○ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）（抄）（第八十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県等の区域内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（削除）</p> <p>3 都道府県等は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を定め、又はこれを<u>変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。</u></p>	<p>（ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県等の区域内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に<u>関し必要な事項</u></p> <p>3 都道府県等は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を定め、又はこれを<u>変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</u></p>

○ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）（抄）（第百八十七条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（鳥獣保護事業計画）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 鳥獣保護事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 〇七（略）</p> <p>（削除）</p> <p>八 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項</p> <p>（削除）</p> <p>3 鳥獣保護事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。</p> <p>4 〇（略）</p> <p>5 都道府県知事は、鳥獣保護事業計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、環境大臣に報告しなければならない。</p> <p>（特定鳥獣保護管理計画）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 特定鳥獣保護管理計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p>	<p>（鳥獣保護事業計画）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 鳥獣保護事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 〇七（略）</p> <p>八 鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項</p> <p>九 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項</p> <p>十 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項</p> <p>3 〇（略）</p> <p>4 都道府県知事は、鳥獣保護事業計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、環境大臣に報告しなければならない。</p> <p>（特定鳥獣保護管理計画）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 特定鳥獣保護管理計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p>

一〇六 (略)

(削除)

3| 特定鳥獣保護管理計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、特定鳥獣の保護管理のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。

4| (略)

5| 都道府県知事は、特定鳥獣保護管理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、利害関係人の意見を聴かなければならない。

6・7| (略)

8| 第四条第四項及び第五項の規定は、特定鳥獣保護管理計画について準用する。

(鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)

第九条 (略)

2・13 (略)

14 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種及び同法第五条第一項に規定する緊急指定種（以下「国内希少野生動植物種等」という。）に係る第一項の鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等については、同法第十条第一項の許可を受けたとき、同法第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等としてするとき、又は同法第五十四条第二項の規定により国の機関若しくは地方公共団体が環境大臣に協議したときは、第一項の許可（環境大臣に係るものに限る。）を受けることを要し

一〇六 (略)

七| その他特定鳥獣の保護管理のために必要な事項

3| (略)

4| 都道府県知事は、特定鳥獣保護管理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会を開いて利害関係人の意見を聴かなければならない。

5・6| (略)

7| 第四条第三項及び第四項の規定は、特定鳥獣保護管理計画について準用する。

(鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)

第九条 (略)

2・13 (略)

14 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種及び同法第五条第一項に規定する緊急指定種（以下「国内希少野生動植物種等」という。）に係る第一項の鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等については、同法第十条第一項の許可を受けたとき、同法第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等としてするとき、又は同法第五十四条第二項の規定により国の機関が環境大臣に協議をしたとき若しくは地方公共団体が環境大臣に協議しその同意を得たときは、第一項の許可（環境大臣

ない。

(対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限)

第十二条 (略)

2・5 (略)

6 第二条第六項の規定は第一項の規定による禁止若しくは制限又は第三項の規定により環境大臣がする制限について、第四条第四項及び第七条第五項の規定は第二項の規定による禁止若しくは制限又は第三項の規定により都道府県知事がする制限について準用する。

(特定鳥獣に係る特例)

第十四条 (略)

2・3 (略)

4 第四条第四項、第七条第五項及び第十二条第四項の規定は第二項の規定による期間の延長及び前項の規定による禁止又は制限の解除について、同条第五項の規定は前項の規定による禁止又は制限の解除について、第三十四条第三項及び第四項の規定は第一項の規定による区域の指定について準用する。この場合において、同条第三項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びに区域及び存続期間」と、同条第四項中「前項の規定による公示」とあるのは「第十四条第四項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

に係るものに限る。) を受けることを要しない。

(対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限)

第十二条 (略)

2・5 (略)

6 第二条第六項の規定は第一項の規定による禁止若しくは制限又は第三項の規定により環境大臣がする制限について、第四条第三項及び第七条第四項の規定は第二項の規定による禁止若しくは制限又は第三項の規定により都道府県知事がする制限について準用する。

(特定鳥獣に係る特例)

第十四条 (略)

2・3 (略)

4 第四条第三項、第七条第四項及び第十二条第四項の規定は第二項の規定による期間の延長及び前項の規定による禁止又は制限の解除について、同条第五項の規定は前項の規定による禁止又は制限の解除について、第三十四条第三項及び第四項の規定は第一項の規定による区域の指定について準用する。この場合において、同条第三項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びに区域及び存続期間」と、同条第四項中「前項の規定による公示」とあるのは「第十四条第四項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

(指定猟法禁止区域)

第十五条 (略)

2～12 (略)

13 環境大臣又は都道府県知事は、指定猟法禁止区域の指定をしたときは、当該指定猟法禁止区域の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

14 前項の標識に関し必要な事項は、環境省令で定める。ただし、都道府県知事が設置する標識の寸法は、この項本文の環境省令の定めるところを参酌して、都道府県の条例で定める。

(鳥獣保護区)

第二十八条 (略)

2・3 (略)

4 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をし、又はその変更をしようとするときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して十四日(都道府県知事にあつては、その定めるおおむね十四日の期間)を経過する日までの間、当該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案(次項及び第六項において「指針案」という。)を公衆の縦覧に供しなければならない。

5 (略)

6 環境大臣又は都道府県知事は、指針案について異議がある旨の前項の意見書の提出があつたとき、その他鳥獣保護区の指定又は変更に関し広

(指定猟法禁止区域)

第十五条 (略)

2～12 (略)

13 環境大臣又は都道府県知事は、指定猟法禁止区域の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該指定猟法禁止区域の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

(鳥獣保護区)

第二十八条 (略)

2・3 (略)

4 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をし、又はその変更をしようとするときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して十四日を経過する日までの間、当該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案(次項及び第六項において「指針案」という。)を公衆の縦覧に供しなければならない。

5 (略)

6 環境大臣又は都道府県知事は、指針案について異議がある旨の前項の意見書の提出があつたとき、その他鳥獣保護区の指定又は変更に関し広

く意見を聴く必要があると認めるときは、環境大臣があつては公聴会を開催するものとし、都道府県知事にあつては公聴会の開催その他の必要な措置を講ずるものとする。

7・8 (略)

9 第二項並びに第十五条第二項、第三項、第十三項及び第十四項の規定は第七項ただし書の規定による更新について、第三条第三項の規定は第一項の規定により環境大臣が行う指定及びその変更（鳥獣保護区の区域を拡張するものに限る。）について、第四条第四項及び第十二条第四項の規定は第一項の規定により都道府県知事が行う指定及びその変更（第四条第四項の場合にあつては、鳥獣保護区の区域を拡張するものに限る。）について、第十五条第二項、第三項、第十三項及び第十四項の規定は第一項の規定による指定及びその変更について準用する。この場合において、同条第二項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びに鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針」と、同条第三項中「前項の規定による公示」とあるのは「第二十八条第九項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

10・11 (略)

(鳥獣保護区における保全事業)

第二十八条の二 (略)

2 (略)

3 地方公共団体は、次に掲げる場合にあつては環境大臣に協議してその

く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

7・8 (略)

9 第二項並びに第十五条第二項、第三項及び第十三項の規定は第七項ただし書の規定による更新について、第三条第三項の規定は第一項の規定により環境大臣が行う指定及びその変更（鳥獣保護区の区域を拡張するものに限る。）について、第四条第三項及び第十二条第四項の規定は第一項の規定により都道府県知事が行う指定及びその変更（第四条第三項の場合にあつては、鳥獣保護区の区域を拡張するものに限る。）について、第十五条第二項、第三項及び第十三項の規定は第一項の規定による指定及びその変更について準用する。この場合において、同条第二項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びに鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針」と、同条第三項中「前項の規定による公示」とあるのは「第二十八条第九項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

10・11 (略)

(鳥獣保護区における保全事業)

第二十八条の二 (略)

2 (略)

3 地方公共団体は、環境大臣に協議し、その同意を得て、国指定鳥獣保

同意を得、それ以外の場合にあつては環境大臣に協議して、国指定鳥獣保護区における保全事業の一部を行うことができる。

一 当該保全事業として希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。

二 当該保全事業として第九条第一項第三号の環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。

4 都道府県以外の地方公共団体は、前項各号に掲げる場合に該当する場合にあつては都道府県知事に協議してその同意を得、それ以外の場合にあつては都道府県知事に協議して、都道府県指定鳥獣保護区における保全事業の一部を行うことができる。

5 都道府県が第一項の規定による保全事業を行う場合において第三項各号に掲げる場合に該当するとき又は都道府県知事が前項の規定により保全事業について同意をしようとする場合は、都道府県又は都道府県知事は、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。

(削除)

(削除)

6 (略)

(特別保護地区)

第二十九条 (略)

2・3 (略)

護区における保全事業の一部を行うことができる。

4 都道府県以外の地方公共団体は、都道府県知事に協議し、その同意を得て、都道府県指定鳥獣保護区における保全事業の一部を行うことができる。

5 都道府県が第一項の規定による保全事業を行い、又は都道府県知事が前項の規定により保全事業について同意をしようとする場合において、次に掲げるときは、都道府県又は都道府県知事は、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。

一 当該保全事業として希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。

二 当該保全事業として第九条第一項第三号に規定する環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。

6 (略)

(特別保護地区)

第二十九条 (略)

2・3 (略)

4 第二項の規定は第一項の規定による指定の変更について、第三条第三項の規定は第一項の規定により環境大臣が行う指定及びその変更（特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について、第四条第四項及び第十二条第四項の規定は第一項の規定により都道府県知事が行う指定及びその変更（第四条第四項の場合にあつては、特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について、第十五条第二項、第三項、第十三項及び第十四項並びに第二十八条第二項から第六項までの規定は第一項の規定による指定及びその変更（同条第三項から第六項までの場合にあつては、特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について準用する。この場合において、第十二条第四項中「届け出なければ」とあるのは「協議しなければ」と、第十五条第二項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びに特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針」と、同条第三項中「前項の規定による公示」とあるのは「第二十九条第四項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

5 5 10 (略)

(休猟区の指定)

第三十四条 (略)

2 2 4 (略)

5 都道府県知事は、休猟区の指定をしたときは、当該休猟区の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

4 第二項の規定は第一項の規定による指定の変更について、第三条第三項の規定は第一項の規定により環境大臣が行う指定及びその変更（特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について、第四条第三項及び第十二条第四項の規定は第一項の規定により都道府県知事が行う指定及びその変更（第四条第三項の場合にあつては、特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について、第十五条第二項、第三項及び第十三項並びに第二十八条第二項から第六項までの規定は第一項の規定による指定及びその変更（同条第三項から第六項までの場合にあつては、特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について準用する。この場合において、第十二条第四項中「届け出なければ」とあるのは「協議しなければ」と、第十五条第二項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びに特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針」と、同条第三項中「前項の規定による公示」とあるのは「第二十九条第四項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

5 5 10 (略)

(休猟区の指定)

第三十四条 (略)

2 2 4 (略)

5 都道府県知事は、休猟区の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該休猟区の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない

6 前項の標識に関し必要な事項（当該標識の寸法を除く。）は、環境省令で定める。

7 第五項の標識の寸法は、環境省令で定める基準を参酌して、都道府県の条例で定める。

（特定猟具使用禁止区域等）

第三十五条 （略）

2～11 （略）

12 第二十四条第三項及び第五項の規定は承認について、同条第十項の規定は承認を受けた者について、前条第三項から第七項までの規定は第一項の指定について準用する。この場合において、第二十四条第五項中「販売許可証」とあるのは「承認証」と、同条第十項中「前項各号」とあるのは「第三十五条第十一項各号」と、前条第三項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びにその名称、区域、存続期間及び禁止又は制限に係る特定猟具の種類」と、同条第四項中「前項の規定による公示」とあるのは「第三十五条第十二項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

ならない。

（特定猟具使用禁止区域等）

第三十五条 （略）

2～11 （略）

12 第二十四条第三項及び第五項の規定は承認について、同条第十項の規定は承認を受けた者について、前条第三項から第五項までの規定は第一項の指定について準用する。この場合において、第二十四条第五項中「販売許可証」とあるのは「承認証」と、同条第十項中「前項各号」とあるのは「第三十五条第十一項各号」と、前条第三項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びにその名称、区域、存続期間及び禁止又は制限に係る特定猟具の種類」と、同条第四項中「前項の規定による公示」とあるのは「第三十五条第十二項において準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

○ 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成十五年法律第九十八号）（抄）（第百八十八条関係）（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">(実施計画) 第四条 (略) 2～5 (略)</p> <p>6 都道府県等は、実施計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。</p> <p>7 (略)</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">(実施計画) 第四条 (略) 2～5 (略)</p> <p>6 都道府県等は、実施計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>7 (略)</p>

改正案	現行
<p>（エコツーリズム推進協議会）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項第一号に規定するエコツーリズム推進全体構想（以下「全体構想」という。）には、基本方針に即して、<u>おおむね</u>次の事項を定めるものとする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>4 市町村は、その組織した協議会が全体構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告しなければならない。</p> <p>5～9（略）</p>	<p>（エコツーリズム推進協議会）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項第一号に規定するエコツーリズム推進全体構想（以下「全体構想」という。）には、基本方針に即して、<u>次</u>の事項を定めるものとする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>4 市町村は、その組織した協議会が全体構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に報告しなければならない。</p> <p>5～9（略）</p>

改正案	現行
<p>（保険医療機関又は保険薬局の指定） 第六十五条（略） 2・3（略） 4 厚生労働大臣は、第二項の病院又は診療所について第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その申請に係る病床の全部又は一部を除いて、第六十三条第三項第一号の指定を行うことができる。</p> <p>一 当該病院又は診療所の医師、歯科医師、看護師その他の従業者の人員が、医療法第二十一条第一項第一号又は第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める員数及び同条第三項に規定する厚生労働省令で定める基準を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した員数を満たしていないとき。</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（保険医療機関又は保険薬局の指定） 第六十五条（略） 2・3（略） 4 厚生労働大臣は、第二項の病院又は診療所について第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その申請に係る病床の全部又は一部を除いて、第六十三条第三項第一号の指定を行うことができる。</p> <p>一 当該病院又は診療所の医師、歯科医師、看護師その他の従業者の人員が、医療法第二十一条第一項第一号又は第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める員数を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した員数を満たしていないとき。</p> <p>二・三（略）</p>

改正案	現行
<p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十二（略）</p> <p>二十三 地区整備計画 都市計画法第十二条の五第二項第一号に掲げる地区整備計画をいう。</p> <p>二十四（略）</p> <p>二十五 特定建築物地区整備計画 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号。以下「密集市街地整備法」という。）第三十二條第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。</p> <p>二十六 防災街区整備地区整備計画 密集市街地整備法第三十二條第二項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。</p> <p>二十七（略）</p> <p>二十八 歴史的風致維持向上地区整備計画 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号。以下「地域歴史的風致法」という。）第三十一條第二項第一号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。</p> <p>二十九（略）</p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十二（略）</p> <p>二十三 地区整備計画 都市計画法第十二条の五第二項第三号に掲げる地区整備計画をいう。</p> <p>二十四（略）</p> <p>二十五 特定建築物地区整備計画 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号。以下「密集市街地整備法」という。）第三十二條第二項第二号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。</p> <p>二十六 防災街区整備地区整備計画 密集市街地整備法第三十二條第二項第三号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。</p> <p>二十七（略）</p> <p>二十八 歴史的風致維持向上地区整備計画 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号。以下「地域歴史的風致法」という。）第三十一條第二項第四号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。</p> <p>二十九（略）</p>

三十 沿道地区整備計画 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号。以下「沿道整備法」という。）第九
条第二項第一号に掲げる沿道地区整備計画をいう。

三十一～三十五（略）

（建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例）

第六十八条の四 次に掲げる条件に該当する地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画（防災街区整備地区計画にあつては、密集市街地整備法第三十二条第二項第一号に規定する地区防災施設（以下単に「地区防災施設」という。）の区域が定められているものに限る。以下この条において同じ。）の区域内にある建築物で、当該地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画の内容（都市計画法第十二条の六第二号、密集市街地整備法第三十二条の二第二号又は沿道整備法第九条の二第二号の規定による公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度（以下この条において「公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度」という。）を除く。）に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度に関する第二号の条例の規定は、適用しない。

一 地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整

三十 沿道地区整備計画 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号。以下「沿道整備法」という。）第九
条第二項第二号に掲げる沿道地区整備計画をいう。

三十一～三十五（略）

（建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例）

第六十八条の四 次に掲げる条件に該当する地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画（防災街区整備地区計画にあつては、密集市街地整備法第三十二条第二項第二号に規定する地区防災施設（以下単に「地区防災施設」という。）の区域が定められているものに限る。以下この条において同じ。）の区域内にある建築物で、当該地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画の内容（都市計画法第十二条の六第二号、密集市街地整備法第三十二条の二第二号又は沿道整備法第九条の二第二号の規定による公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度（以下この条において「公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度」という。）を除く。）に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度に関する第二号の条例の規定は、適用しない。

一 地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整

備計画又は沿道地区整備計画が定められている区域のうち、次に掲げる事項が定められている区域であること。

イ (略)

ロ (1)から(3)までに掲げる区域の区分に従い、当該(1)から(3)までに定める施設の配置及び規模

- (1) 地区整備計画の区域 都市計画法第十二条の五第二項第一号に規定する地区施設又は同条第五項第一号に規定する施設
- (2) 防災街区整備地区整備計画の区域 密集市街地整備法第三十二条第二項第二号に規定する地区施設
- (3) 沿道地区整備計画の区域 沿道整備法第九条第二項第一号に規定する沿道地区施設又は同条第四項第一号に規定する施設

設

二 (略)

(地区計画等の区域内における建築物の建ぺい率の特例)

第六十八条の五の六 次に掲げる条件に該当する地区計画等(集落地区計画を除く。)の区域内の建築物については、第一号イに掲げる地区施設等の下にある部分で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの建築面積は、第五十三条第一項及び第二項、第五十七条の五第一項及び第二項、第五十九条第一項、第五十九条の二第一項、第六十条の二第一項、第六十八条の八、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する

備計画又は沿道地区整備計画が定められている区域のうち、次に掲げる事項が定められている区域であること。

イ (略)

ロ (1)から(3)までに掲げる区域の区分に従い、当該(1)から(3)までに定める施設の配置及び規模

- (1) 地区整備計画の区域 都市計画法第十二条の五第二項第三号に規定する地区施設又は同条第五項第二号に規定する施設
- (2) 防災街区整備地区整備計画の区域 密集市街地整備法第三十二条第二項第三号に規定する地区施設
- (3) 沿道地区整備計画の区域 沿道整備法第九条第二項第二号に規定する沿道地区施設又は同条第四項第二号に規定する施設

設

二 (略)

(地区計画等の区域内における建築物の建ぺい率の特例)

第六十八条の五の六 次に掲げる条件に該当する地区計画等(集落地区計画を除く。)の区域内の建築物については、第一号イに掲げる地区施設等の下にある部分で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの建築面積は、第五十三条第一項及び第二項、第五十七条の五第一項及び第二項、第五十九条第一項、第五十九条の二第一項、第六十条の二第一項、第六十八条の八、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する

建築物の建ぺい率の算定の基礎となる建築面積に算入しない。

一 地区整備計画等（集落地区整備計画を除く。）が定められている区域のうち、次に掲げる事項が定められている区域であること。

イ その配置が地盤面の上に定められている通路その他の公共空地である地区施設等（第六十八条の四第一号ロに規定する施設、地域歴史的風致法第三十一条第二項第一号に規定する地区施設又は地区防災施設をいう。以下同じ。）

ロ（略）

二（略）

（道路の位置の指定に関する特例）

第六十八条の六 地区計画等に道の配置及び規模又はその区域が定められている場合には、当該地区計画等の区域（次の各号に掲げる地区計画等の区分に応じて、当該各号に定める事項が定められている区域に限る。次条第一項において同じ。）における第四十二条第一項第五号の規定による位置の指定は、地区計画等に定められた道の配置又はその区域に即して行わなければならない。ただし、建築物の敷地として利用しようとする土地の位置と現に存する道路の位置との関係その他の事由によりこれにより難いと認められる場合においては、この限りでない。

一 地区計画 再開発等促進区若しくは開発整備促進区（いずれも

都市計画法第十二条の五第五項第一号に規定する施設の配置及び

建築物の建ぺい率の算定の基礎となる建築面積に算入しない。

一 地区整備計画等（集落地区整備計画を除く。）が定められている区域のうち、次に掲げる事項が定められている区域であること。

イ その配置が地盤面の上に定められている通路その他の公共空地である地区施設等（第六十八条の四第一号ロに規定する施設、地域歴史的風致法第三十一条第二項第四号に規定する地区施設又は地区防災施設をいう。以下同じ。）

ロ（略）

二（略）

（道路の位置の指定に関する特例）

第六十八条の六 地区計画等に道の配置及び規模又はその区域が定められている場合には、当該地区計画等の区域（次の各号に掲げる地区計画等の区分に応じて、当該各号に定める事項が定められている区域に限る。次条第一項において同じ。）における第四十二条第一項第五号の規定による位置の指定は、地区計画等に定められた道の配置又はその区域に即して行わなければならない。ただし、建築物の敷地として利用しようとする土地の位置と現に存する道路の位置との関係その他の事由によりこれにより難いと認められる場合においては、この限りでない。

一 地区計画 再開発等促進区若しくは開発整備促進区（いずれも

都市計画法第十二条の五第五項第二号に規定する施設の配置及び

規模が定められているものに限る。）又は地区整備計画

二・三 (略)

四 沿道地区計画 沿道再開発等促進区（沿道整備法第九条第四項第一号に規定する施設の配置及び規模が定められているものに限る。）又は沿道地区整備計画

五 (略)

規模が定められているものに限る。）又は地区整備計画

二・三 (略)

四 沿道地区計画 沿道再開発等促進区（沿道整備法第九条第四項第二号に規定する施設の配置及び規模が定められているものに限る。）又は沿道地区整備計画

五 (略)

○ 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）（抄）（附則第八十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

※今通常国会に予算関連法案として提出されている「地方交付税法等の一部を改正する法律案」による改正後

改正案		現行			
<p>改正案</p>	<p>（測定単位及び単位費用） 第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。</p>	<p>現行</p>	<p>（測定単位及び単位費用） 第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。</p>		
<p>道府県</p>	<p>七 災害復旧費</p>	<p>（略） 災害復旧事業費の財源に充てるため発行に ついて同意又は許可を得た地方債（発行に ついて地方財政法（昭和二十三年法律第百 九号）第五条の三第六項の規定による届出 がされた地方債のうち同条第一項の規定に よる協議を受けたならば同条第十一項に規 定する基準に照らして同意をすることとな</p>	<p>道府県</p>	<p>七 災害復旧費</p>	<p>（略） 災害復旧事業費の財源に充てるため発行に ついて同意又は許可を得た地方債に係る</p>

<p>類 測定単位の種</p>	<p>測定単位の数値の算定の基礎</p>	<p>表示単位</p>	<p>2 地方行政に要する経費のうち個別算定経費以外のものの測定単位は、道府県又は市町村ごとに、人口及び面積とする。</p> <p>3 前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令の定めるところにより算定する。</p>	<p>市町村</p>	<p>一〇十六 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>ると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。)に係る元利償還金(償還期限の満了の日において元金の全部を償還することとして発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、その償還が元金均等半年賦償還の方法によることとした場合における元利償還金に相当する額。以下同じ。)</p>
<p>類 測定単位の種</p>	<p>測定単位の数値の算定の基礎</p>	<p>表示単位</p>		<p>2 地方行政に要する経費のうち個別算定経費以外のものの測定単位は、道府県又は市町村ごとに、人口及び面積とする。</p> <p>3 前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令の定めるところにより算定する。</p>	<p>市町村</p>	<p>一〇十六 (略)</p>	

一〇四十七 (略)	四十八 個人 の道府県民 税又は市町 村民税に係 る特別減税 等による平 成六年度か ら平成八年 度まで及び 平成十年 から平成十 八年度まで の各年度の 減収を補填 するため当 該各年度に おいて特別 に起こすこ とができる こととされ た地方債の	(1)～(7) (略)	(8) 地方財政法 第三十三条の五の四の規定によ り平成十五年度から平成十八年度まで の各年度において起こすことができる こととされた地方債の額	千円	(略)
--------------	---	-------------	--	----	-----

一〇四十七 (略)	四十八 個人 の道府県民 税又は市町 村民税に係 る特別減税 等による平 成六年度か ら平成八年 度まで及び 平成十年 から平成十 八年度まで の各年度の 減収を補填 するため当 該各年度に おいて特別 に起こすこ とができる こととされ た地方債の	(1)～(7) (略)	(8) 地方財政法(昭和二十三年法律第百 九号)第三十三条の五の四の規定によ り平成十五年度から平成十八年度まで の各年度において起こすことができる こととされた地方債の額	千円	(略)
--------------	---	-------------	--	----	-----

<p>額 四十九〜五十 (略)</p>		<p>(略)</p>
<p>額 四十九〜五十 (略)</p>		<p>(略)</p>
<p>4 第一項の測定単位ごとの単位費用は、別表第一に定めるとおりとする。 。 5 第二項の測定単位ごとの単位費用は、別表第二に定めるとおりとする。 。 6 地方行政に係る制度の改正その他特別の事由によつて前二項の単位費用を変更する必要がある場合には、国会の閉会中であるときに限り、政令で前二項の単位費用についての特例を設けることができる。 この場合においては、政府は、次の国会でこの法律を改正する措置をとらなければならない。</p>	<p>4 第一項の測定単位ごとの単位費用は、別表第一に定めるとおりとする。 。 5 第二項の測定単位ごとの単位費用は、別表第二に定めるとおりとする。 。 6 地方行政に係る制度の改正その他特別の事由によつて前二項の単位費用を変更する必要がある場合には、国会の閉会中であるときに限り、政令で前二項の単位費用についての特例を設けることができる。 この場合においては、政府は、次の国会でこの法律を改正する措置をとらなければならない。</p>	
<p>附則 (平成二十四年度及び平成二十五年度における臨時財政対策のための特例加算) 第四条の三 平成二十四年度及び平成二十五年度において、地方財政の状況等に鑑み、交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、当該各年度分の交付税の総額については、前条第四項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。</p>	<p>附則 (平成二十四年度及び平成二十五年度における臨時財政対策のための特例加算) 第四条の三 平成二十四年度及び平成二十五年度において、地方財政の状況等に鑑み、交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、当該各年度分の交付税の総額については、前条第四項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。</p>	
<p>2 前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の</p>	<p>2 前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の</p>	

五の二第一項に規定する地方債（以下この項において「臨時財政対策債」という。）で当該各年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可をするもの（発行について同法第五条の三第六項の規定による届出がされるもののうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）の予定額の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一 第十二条第三項の表第五十号(1)から(5)までに規定する地方債及び臨時財政対策債に係る当該各年度における元利償還金の支払に充てられた必要な額の総額の見込額

二 その他総務大臣及び財務大臣が協議して定める額

五の二第一項に規定する地方債（以下この項において「臨時財政対策債」という。）で当該各年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可をするもの

の予定額の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一 第十二条第三項の表第五十号(1)から(5)までに規定する地方債及び臨時財政対策債に係る当該各年度における元利償還金の支払に充てられた必要な額の総額の見込額

二 その他総務大臣及び財務大臣が協議して定める額

改正案	現行
<p>（債券発行等）</p> <p>第三十条 港務局は、港湾施設の建設、改良又は復旧の費用に充てるため、債券を発行することができる。</p> <p>2 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の三第一項、第二項及び第六項（許可をどうかを判断するために必要とされる基準に係る部分に限る。）並びに第五条の四第一項（第一号及び第二号を除く。）、第二項及び第六項（同法第五条の三第一項ただし書に係る部分に限る。）の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同法第五条の四第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる地方公共団体」とあるのは、「次に掲げる港務局及び当該年度の前年度に生じた損失について港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十一条第二項の規定による補てんを受けた港務局」と読み替えるものとする。</p> <p>3 港務局は、第一項の規定により発行した債券の償還に充てるため、毎事業年度、定款の定めるところにより償還準備金を積み立てなければならない。</p> <p>4 前項の償還準備金は、債券の償還の目的以外に使用してはならない。</p>	<p>（債券発行等）</p> <p>第三十条 港務局は、港湾施設の建設、改良又は復旧の費用に充てるため、債券を発行することができる。</p> <p>2 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の三第一項、第二項及び第六項（許可をどうかを判断するために必要とされる基準に係る部分に限る。）並びに第五条の四第一項（第一号及び第二号を除く。）、第二項及び第六項（同法第五条の三第一項ただし書に係る部分に限る。）の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同法第五条の四第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる地方公共団体」とあるのは、「次に掲げる港務局及び当該年度の前年度に生じた損失について港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十一条第二項の規定による補てんを受けた港務局」と読み替えるものとする。</p> <p>3 港務局は、第一項の規定により発行した債券の償還に充てるため、毎事業年度、定款の定めるところにより償還準備金を積み立てなければならない。</p> <p>4 前項の償還準備金は、債券の償還の目的以外に使用してはならない。</p>

改正案	現行
<p>（特別土地保有税の非課税） 第五百八十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一〇二十六（略）</p> <p>二十七 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第六条第一項に規定する特定工場に係る同項、同法第七条第一項又は同法第八条第一項の届出をした者が同法第四条第一項の規定により公表された準則又は同法第四条の二第一項の規定により定められた同項に規定する都道府県準則若しくは同条第二項の規定により定められた同項に規定する市準則のうち環境施設の面積の敷地面積に対する割合に関する事項に係るものに適合するため配置する環境施設の用に供する土地で政令で定めるもの</p> <p>二十八〇三十（略）</p> <p>三・四（略）</p> <p>第五百八十七条の二 土地区画整理法による土地区画整理事業（農住組合法第八条第一項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第七条第一項第一号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四十六条第一項の規定により土</p>	<p>（特別土地保有税の非課税） 第五百八十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一〇二十六（略）</p> <p>二十七 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第六条第一項に規定する特定工場に係る同項、同法第七条第一項又は同法第八条第一項の届出をした者が同法第四条第一項の規定により公表された準則又は同法第四条の二第一項の規定により定められた同項に規定する地域準則のうち環境施設の面積の敷地面積に対する割合に関する事項に係るものに適合するため配置する環境施設の用に供する土地で政令で定めるもの</p> <p>二十八〇三十（略）</p> <p>三・四（略）</p> <p>第五百八十七条の二 土地区画整理法による土地区画整理事業（農住組合法第八条第一項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第七条第一項第一号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四十六条第一項の規定により土</p>

地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四十五条第一項第一号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業を含む。以下この項において「土地区画整理事業」という。）又は土地改良法による土地改良事業の施行に係る土地で、土地区画整理法第百条の二（農住組合法第八条第一項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四十六条第一項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。）又は土地改良法第五十三条の七（同法第八十九条の二第八項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定によつて当該土地区画整理事業の施行者又は当該土地改良事業を行う者が管理する土地（以下この項において「保留地予定地等」という。）に対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。ただし、当該保留地予定地等である土地が土地区画整理事業の施行に係るものであつて、第五百八十五条第五項において準用する第七十三条の二第十一項の規定により当該土地区画整理事業の施行者以外の者又は土地区画整理組合の参加組合員が当該保留地予定地等である土地について土地の所有者等とみなされた場合においては、この限りでない。

2
(略)

附則

地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四十五条第一項第一号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業を含む。以下この項において「土地区画整理事業」という。）又は土地改良法による土地改良事業の施行に係る土地で、土地区画整理法第百条の二（農住組合法第八条第一項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四十六条第一項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。）又は土地改良法第五十三条の七（同法第八十九条の二第八項、第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。）の規定によつて当該土地区画整理事業の施行者又は当該土地改良事業を行う者が管理する土地（以下この項において「保留地予定地等」という。）に対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。ただし、当該保留地予定地等である土地が土地区画整理事業の施行に係るものであつて、第五百八十五条第五項において準用する第七十三条の二第十一項の規定により当該土地区画整理事業の施行者以外の者又は土地区画整理組合の参加組合員が当該保留地予定地等である土地について土地の所有者等とみなされた場合においては、この限りでない。

2
(略)

附則

(不動産取得税の課税標準の特例)

第十一条 (略)

2 14 (略)

15 土地改良法第五十三条の三の二第二項(同法第八十九条の二第三項、第九十六条又は第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する同法第五十三条の三第二項に規定する土地を取得することが適当と認める者が、同法第五十三条の三の二第一項(同法第八十九条の二第三項、第九十六条又は第九十六条の四第一項)において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により換地計画において定められた換地であつて、同法第五十三条の三の二第一項第一号に掲げる土地として定められたものを取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の三分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

16 (略)

(市街化区域農地に対して課する昭和四十七年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第十九条の二 昭和四十七年度以降の各年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地(農地のうち都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域内の農地(同法第八条第一項第十四号に掲げる生産緑地地区の区域内の農地及び同法第四条第六項に規定する都市計画施設

(不動産取得税の課税標準の特例)

第十一条 (略)

2 14 (略)

15 土地改良法第五十三条の三の二第二項(同法第八十九条の二第三項、第九十六条又は第九十六条の四において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する同法第五十三条の三第二項に規定する土地を取得することが適当と認める者が、同法第五十三条の三の二第一項(同法第八十九条の二第三項、第九十六条又は第九十六条の四)において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により換地計画において定められた換地であつて、同法第五十三条の三の二第一項第一号に掲げる土地として定められたものを取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の三分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

16 (略)

(市街化区域農地に対して課する昭和四十七年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第十九条の二 昭和四十七年度以降の各年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地(農地のうち都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域内の農地(同法第八条第一項第十四号に掲げる生産緑地地区の区域内の農地及び同法第四条第六項に規定する都市計画施設

として定められた公園又は緑地の区域内の農地で同法第五十五条第一項の規定による都道府県知事等の指定を受けたものその他の政令で定める農地を除く。)をいう。以下同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準となるべき価格については、当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地(以下「類似宅地」という。)の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格によつて定められるべきものとする。

2
4 (略)

として定められた公園又は緑地の区域内の農地で同法第五十五条第一項の規定による都道府県知事の指定を受けたものその他の政令で定める農地を除く。)をいう。以下同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準となるべき価格については、当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地(以下「類似宅地」という。)の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格によつて定められるべきものとする。

2
4 (略)

改正案	現行
<p>（収去酒類等の非課税）</p> <p>第六条の四 次に掲げる酒類がその製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる場合には、当該酒類には、酒税を課さない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）<u>第六十九条第四項</u>（立入検査等）の規定により収去される酒類</p> <p>三 （略）</p>	<p>（収去酒類等の非課税）</p> <p>第六条の四 次に掲げる酒類がその製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる場合には、当該酒類には、酒税を課さない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）<u>第六十九条第三項</u>（立入検査等）の規定により収去される酒類</p> <p>三 （略）</p>

改正案	現行
<p>（都市緑地法の特例）</p> <p>第百十五条の二十一 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為であつて都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十四条第一項の規定により許可を要するものをしようとする場合における同条第八項後段の規定の適用については、同項後段中「<u>都道府県知事等に協議しなければ</u>」とあるのは、「同項の許可の権限を有する者にその旨を通知しなければ」とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為が都市緑地法第二十条第一項の規定に基づく条例の規定により許可を要することとされる場合における当該条例の規定の適用については、前二項の規定の例による。</p>	<p>（都市緑地法の特例）</p> <p>第百十五条の二十一 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為であつて都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十四条第一項の規定により許可を要するものをしようとする場合における同条第八項後段の規定の適用については、同項後段中「<u>都道府県知事に協議しなければ</u>」とあるのは、「同項の許可の権限を有する者にその旨を通知しなければ」とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為が都市緑地法第二十条第一項の規定に基づく条例の規定により許可を要することとされる場合における当該条例の規定の適用については、前二項の規定の例による。</p>

改 正 案	現 行
<p>（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）</p> <p>第三十三条 個人の有する資産（所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものを除く。以下この条、次条第二項及び第三十三条の四において同じ。）で次の各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合（次条第一項の規定に該当する場合を除く。）において、その者が当該各号に規定する補償金、対価又は清算金の額（当該資産の譲渡（消滅及び価値の減少を含む。以下この款において同じ。）に要した費用がある場合には、当該補償金、対価又は清算金の額のうちから支出したものとして政令で定める金額を控除した金額。以下この条において同じ。）の全部又は一部に相当する金額をもつて当該各号に規定する収用、買取り、換地処分、権利変換、買収又は消滅（以下第三十三条の四までにおいて「収用等」という。）のあつた日の属する年の十二月三十一日までに当該収用等により譲渡した資産と同種の資産その他のこれに代わるべき資産として政令で定めるもの（以下この款において「代替資産」という。）の取得（所有権移転外リース取引による取得を除き、製作及び建設を含む。以下この款において同じ。）をしたときは、その者については、その選択により、当該収用等により取得した補償金、対価又は清算金の額が当該代替資産に係る取得に要した金額（以下第三十七条の九の二まで及</p>	<p>（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）</p> <p>第三十三条 個人の有する資産（所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものを除く。以下この条、次条第二項及び第三十三条の四において同じ。）で次の各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合（次条第一項の規定に該当する場合を除く。）において、その者が当該各号に規定する補償金、対価又は清算金の額（当該資産の譲渡（消滅及び価値の減少を含む。以下この款において同じ。）に要した費用がある場合には、当該補償金、対価又は清算金の額のうちから支出したものとして政令で定める金額を控除した金額。以下この条において同じ。）の全部又は一部に相当する金額をもつて当該各号に規定する収用、買取り、換地処分、権利変換、買収又は消滅（以下第三十三条の四までにおいて「収用等」という。）のあつた日の属する年の十二月三十一日までに当該収用等により譲渡した資産と同種の資産その他のこれに代わるべき資産として政令で定めるもの（以下この款において「代替資産」という。）の取得（所有権移転外リース取引による取得を除き、製作及び建設を含む。以下この款において同じ。）をしたときは、その者については、その選択により、当該収用等により取得した補償金、対価又は清算金の額が当該代替資産に係る取得に要した金額（以下第三十七条の九の二まで及</p>

び第三十七条の九の五において「取得価額」という。）以下である場合に
あつては、当該譲渡した資産（第三号の清算金を同号の土地等とともに
取得した場合には、当該譲渡した資産のうち当該清算金の額に対応す
るものとして政令で定める部分。以下この項において同じ。）の譲渡が
なかつたものとし、当該補償金、対価又は清算金の額が当該取得価額を
超える場合にあつては、当該譲渡した資産のうちその超える金額に相当
するものとして政令で定める部分について譲渡があつたものとして、第
三十一条（第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される
場合を含む。第三十三条の四第一項第一号、第三十四条第一項第一号、
第三十四条の二第一項第一号、第三十四条の三第一項第一号、第三十五
条第一項第一号及び第三十五条の二第一項を除き、以下第三十七条の九
の五までにおいて同じ。）若しくは第三十二条又は所得税法第三十二条
若しくは第三十三条の規定を適用することができる。

一・二（略）

三 土地又は土地の上に存する権利（以下第三十三条の三までにおいて
「土地等」という。）につき土地区画整理法による土地区画整理事業
、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置
法（昭和五十年法律第六十七号。以下第三十四条の二までにおいて「
大都市地域住宅等供給促進法」という。）による住宅街区整備事業、
新都市基盤整備法による土地整理又は土地改良法による土地改良事業
が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により土地区
画整理法第九十四条（大都市地域住宅等供給促進法第八十二条第一項
及び新都市基盤整備法第三十七条において準用する場合を含む。）の

び第三十七条の九の五において「取得価額」という。）以下である場合に
あつては、当該譲渡した資産（第三号の清算金を同号の土地等とともに
取得した場合には、当該譲渡した資産のうち当該清算金の額に対応す
るものとして政令で定める部分。以下この項において同じ。）の譲渡が
なかつたものとし、当該補償金、対価又は清算金の額が当該取得価額を
超える場合にあつては、当該譲渡した資産のうちその超える金額に相当
するものとして政令で定める部分について譲渡があつたものとして、第
三十一条（第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される
場合を含む。第三十三条の四第一項第一号、第三十四条第一項第一号、
第三十四条の二第一項第一号、第三十四条の三第一項第一号、第三十五
条第一項第一号及び第三十五条の二第一項を除き、以下第三十七条の九
の五までにおいて同じ。）若しくは第三十二条又は所得税法第三十二条
若しくは第三十三条の規定を適用することができる。

一・二（略）

三 土地又は土地の上に存する権利（以下第三十三条の三までにおいて
「土地等」という。）につき土地区画整理法による土地区画整理事業
、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置
法（昭和五十年法律第六十七号。以下第三十四条の二までにおいて「
大都市地域住宅等供給促進法」という。）による住宅街区整備事業、
新都市基盤整備法による土地整理又は土地改良法による土地改良事業
が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により土地区
画整理法第九十四条（大都市地域住宅等供給促進法第八十二条第一項
及び新都市基盤整備法第三十七条において準用する場合を含む。）の

規定による清算金（土地区画整理法第九十条（大都市地域住宅等供給促進法第八十二条第一項及び新都市基盤整備法第三十六条において準用する場合を含む。）の規定により換地又は当該権利の目的となるべき宅地若しくはその部分を定められなかったこと及び大都市地域住宅等供給促進法第七十四条第四項又は第九十条第一項の規定により大都市地域住宅等供給促進法第七十四条第四項に規定する施設住宅の一部等又は大都市地域住宅等供給促進法第九十条第二項に規定する施設住宅若しくは施設住宅敷地に関する権利を定められなかったことにより支払われるものを除く。）又は土地改良法第五十四条の二第四項（同法第八十九条の二十項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する清算金（同法第五十三条の二の二第一項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により地積を特に減じて換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分を定めたこと又は換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分を定められなかったことにより支払われるものを除く。）を取得するとき（政令で定める場合に該当する場合を除く。）。

三の二（八）（略）

2（6）（略）

（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特
別控除）

第三十四条の二（略）

規定による清算金（土地区画整理法第九十条（大都市地域住宅等供給促進法第八十二条第一項及び新都市基盤整備法第三十六条において準用する場合を含む。）の規定により換地又は当該権利の目的となるべき宅地若しくはその部分を定められなかったこと及び大都市地域住宅等供給促進法第七十四条第四項又は第九十条第一項の規定により大都市地域住宅等供給促進法第七十四条第四項に規定する施設住宅の一部等又は大都市地域住宅等供給促進法第九十条第二項に規定する施設住宅若しくは施設住宅敷地に関する権利を定められなかったことにより支払われるものを除く。）又は土地改良法第五十四条の二第四項（同法第八十九条の二十項、第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。）に規定する清算金（同法第五十三条の二の二第一項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。）の規定により地積を特に減じて換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分を定めたこと又は換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分を定められなかったことにより支払われるものを除く。）を取得するとき（政令で定める場合に該当する場合を除く。）。

三の二（八）（略）

2（6）（略）

（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特
別控除）

第三十四条の二（略）

2 前項に規定する特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合とは、次に掲げる場合をいう。

一 八 (略)

九 地方公共団体又は景観法（平成十六年法律第百十号）第九十二条第一項に規定する景観整備機構（政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）が同法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ロに規定する景観重要公共施設の整備に関する事業（当該事業が当該景観整備機構により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。）の用に供するために、当該景観計画の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合（第三十三条第一項第二号、第三十三条の二第一項第一号若しくは前条第二項第一号に掲げる場合又は第二号、第四号若しくは前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

十 二十五 (略)

3・4 (略)

（農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除）

第三十四条の三 (略)

2 前項に規定する農地保有の合理化等のために譲渡した場合は、次に掲げる場合をいう。

一 三 (略)

四 農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）第五条

2 前項に規定する特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合とは、次に掲げる場合をいう。

一 八 (略)

九 地方公共団体又は景観法（平成十六年法律第百十号）第九十二条第一項に規定する景観整備機構（政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）が同法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第五号ロに規定する景観重要公共施設の整備に関する事業（当該事業が当該景観整備機構により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。）の用に供するために、当該景観計画の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合（第三十三条第一項第二号、第三十三条の二第一項第一号若しくは前条第二項第一号に掲げる場合又は第二号、第四号若しくは前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

十 二十五 (略)

3・4 (略)

（農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除）

第三十四条の三 (略)

2 前項に規定する農地保有の合理化等のために譲渡した場合は、次に掲げる場合をいう。

一 三 (略)

四 農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）第五条

第三項の規定により同条第一項又は第二項の実施計画において定められた工業等導入地区内の土地等（農業振興地域の整備に関する法律第三条に規定する農用地等及び当該農用地等の上に存する権利に限る。）

（を当該実施計画に係る農村地域工業等導入促進法第四条第二項第二号に規定する工場用地等の用に供するため譲渡した場合

五 土地等（土地改良法第二条第一項に規定する農用地及び当該農用地の上に存する権利に限る。）につき同条第二項第一号から第三号までに掲げる土地改良事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により同法第五十四条の二第四項（同法第八十九条の二第十項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する清算金（当該土地等について、同法第八条第五項第二号に規定する施設の用若しくは同項第三号に規定する農用地以外の用途に供する土地又は同法第五十三条の三の二第一項第一号に規定する農用地に供することを予定する土地に充てるため同法第五十三条の二の二第二項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により、地積を特に減じて換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分を定めたこと又は換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分が定められなかったことにより支払われるものに限る。）を取得するとき。

六〇九（略）

三〇四（略）

第三項の規定により同条第一項又は第二項の実施計画において定められた工業等導入地区内の土地等（農業振興地域の整備に関する法律第三条に規定する農用地等及び当該農用地等の上に存する権利に限る。）

（を当該実施計画に係る農村地域工業等導入促進法第四条第二項第四号に規定する工場用地等の用に供するため譲渡した場合

五 土地等（土地改良法第二条第一項に規定する農用地及び当該農用地の上に存する権利に限る。）につき同条第二項第一号から第三号までに掲げる土地改良事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により同法第五十四条の二第四項（同法第八十九条の二第十項、第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。）に規定する清算金（当該土地等について、同法第八条第五項第二号に規定する施設の用若しくは同項第三号に規定する農用地以外の用途に供する土地又は同法第五十三条の三の二第一項第一号に規定する農用地に供することを予定する土地に充てるため同法第五十三条の二の二第一項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。）の規定により、地積を特に減じて換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分を定めたこと又は換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分が定められなかったことにより支払われるものに限る。）を取得するとき。

六〇九（略）

三〇四（略）

(関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却)

第四十三条の二 青色申告書を提出する法人が、関西文化学術研究都市建設促進法(昭和六十二年法律第七十二号)第五条第二項に規定する建設計画の同意の日から平成二十五年三月三十一日までの間に、同法第二条第四項に規定する文化学術研究施設のうち政令で定める要件を満たす研究所用の施設に含まれる研究所用の建物及びその附属設備並びに機械及び装置(政令で定める規模のものに限る。以下この項において「研究施設」という。)で、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は研究施設を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該研究施設をその用に供した場合を除く。)には、その用に供した日を含む事業年度の当該研究施設の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該研究施設の普通償却限度額と特別償却限度額(当該研究施設の取得価額の百分の十二(建物及びその附属設備については、百分の六)に相当する金額をいう。)との合計額とする。

2 (略)

(収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例)

第六十四条 法人(清算中の法人を除く。以下この条、次条、第六十五条第三項及び第五項並びに第六十五条の二において同じ。)の有する資産(棚卸資産を除く。以下この条、次条、第六十五条第三項及び第六十五

(関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却)

第四十三条の二 青色申告書を提出する法人が、関西文化学術研究都市建設促進法(昭和六十二年法律第七十二号)第五条第一項に規定する建設計画の同意の日から平成二十五年三月三十一日までの間に、同法第二条第四項に規定する文化学術研究施設のうち政令で定める要件を満たす研究所用の施設に含まれる研究所用の建物及びその附属設備並びに機械及び装置(政令で定める規模のものに限る。以下この項において「研究施設」という。)で、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は研究施設を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該研究施設をその用に供した場合を除く。)には、その用に供した日を含む事業年度の当該研究施設の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該研究施設の普通償却限度額と特別償却限度額(当該研究施設の取得価額の百分の十二(建物及びその附属設備については、百分の六)に相当する金額をいう。)との合計額とする。

2 (略)

(収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例)

第六十四条 法人(清算中の法人を除く。以下この条、次条、第六十五条第三項及び第五項並びに第六十五条の二において同じ。)の有する資産(棚卸資産を除く。以下この条、次条、第六十五条第三項及び第六十五

条の二において同じ。)で次の各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合(第六十五条第一項の規定に該当する場合を除く。)において、当該法人が当該各号に規定する補償金、対価又は清算金の額(当該資産の譲渡(消滅及び価値の減少を含む。以下この款において同じ。))に要した経費がある場合には、当該補償金、対価又は清算金の額のうちから支出したものと政令で定める金額を控除した金額。以下この条及び次条において同じ。)の全部又は一部に相当する金額をもつて当該各号に規定する収用、買取り、換地処分、権利変換、買収又は消滅(以下この款において「収用等」という。)のあつた日を含む事業年度において当該収用等により譲渡した資産と同種の資産その他のこれに代わるべき資産として政令で定めるもの(以下第六十五条までにおいて「代替資産」という。)の取得(所有権移転外リース取引による取得を除き、製作及び建設を含む。以下第六十五条までにおいて同じ。)をし、当該代替資産につき、その取得価額(その額が当該補償金、対価又は清算金の額(既に代替資産の取得に充てられた額があるときは、その額を控除した額)を超える場合には、その超える金額を控除した金額。次条第九項において同じ。)に、補償金、対価若しくは清算金の額から当該譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額の当該補償金、対価若しくは清算金の額に対する割合(次条において「差益割合」という。)を乗じて計算した金額(以下この項及び第八項において「圧縮限度額」という。)の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立て

条の二において同じ。)で次の各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合(第六十五条第一項の規定に該当する場合を除く。)において、当該法人が当該各号に規定する補償金、対価又は清算金の額(当該資産の譲渡(消滅及び価値の減少を含む。以下この款において同じ。))に要した経費がある場合には、当該補償金、対価又は清算金の額のうちから支出したものと政令で定める金額を控除した金額。以下この条及び次条において同じ。)の全部又は一部に相当する金額をもつて当該各号に規定する収用、買取り、換地処分、権利変換、買収又は消滅(以下この款において「収用等」という。)のあつた日を含む事業年度において当該収用等により譲渡した資産と同種の資産その他のこれに代わるべき資産として政令で定めるもの(以下第六十五条までにおいて「代替資産」という。)の取得(所有権移転外リース取引による取得を除き、製作及び建設を含む。以下第六十五条までにおいて同じ。)をし、当該代替資産につき、その取得価額(その額が当該補償金、対価又は清算金の額(既に代替資産の取得に充てられた額があるときは、その額を控除した額)を超える場合には、その超える金額を控除した金額。次条第九項において同じ。)に、補償金、対価若しくは清算金の額から当該譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額の当該補償金、対価若しくは清算金の額に対する割合(次条において「差益割合」という。)を乗じて計算した金額(以下この項及び第八項において「圧縮限度額」という。)の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立て

る方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときは、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二（略）

三 土地又は土地の上に存する権利（以下この款において「土地等」という。）につき土地区画整理法による土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（以下第六十五条の四までにおいて「大都市地域住宅等供給促進法」という。）による住宅街区整備事業、新都市基盤整備法による土地整理又は土地改良法による土地改良事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により土地区画整理法第九十四条（大都市地域住宅等供給促進法第八十二条第一項及び新都市基盤整備法第三十七条において準用する場合を含む。）の規定による清算金（土地区画整理法第九十条（大都市地域住宅等供給促進法第八十二条第一項及び新都市基盤整備法第三十六条において準用する場合を含む。）の規定により換地又は当該権利の目的となるべき宅地若しくはその部分を定められなかつたこと及び大都市地域住宅等供給促進法第七十四条第四項又は第九十条第一項の規定により大都市地域住宅等供給促進法第七十四条第四項に規定する施設住宅の一部等又は大都市地域住宅等供給促進法第九十条第二項に規定する施設住宅若しくは施設住宅敷地に関する権利を定められなかつたことにより支払われるものを除く。）又は土地改良法第五十四条の二第四項（同法第八十九条の二第十項、第九十六条及び

る方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときは、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二（略）

三 土地又は土地の上に存する権利（以下この款において「土地等」という。）につき土地区画整理法による土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（以下第六十五条の四までにおいて「大都市地域住宅等供給促進法」という。）による住宅街区整備事業、新都市基盤整備法による土地整理又は土地改良法による土地改良事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により土地区画整理法第九十四条（大都市地域住宅等供給促進法第八十二条第一項及び新都市基盤整備法第三十七条において準用する場合を含む。）の規定による清算金（土地区画整理法第九十条（大都市地域住宅等供給促進法第八十二条第一項及び新都市基盤整備法第三十六条において準用する場合を含む。）の規定により換地又は当該権利の目的となるべき宅地若しくはその部分を定められなかつたこと及び大都市地域住宅等供給促進法第七十四条第四項又は第九十条第一項の規定により大都市地域住宅等供給促進法第七十四条第四項に規定する施設住宅の一部等又は大都市地域住宅等供給促進法第九十条第二項に規定する施設住宅若しくは施設住宅敷地に関する権利を定められなかつたことにより支払われるものを除く。）又は土地改良法第五十四条の二第四項（同法第八十九条の二第十項、第九十六条及び

第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。)に規定する清算金(同法第五十三条の二の二第一項(同法第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。)

の規定により地積を特に減じて換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分を定めたこと又は換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分を定められなかったことにより支払われるものを除く。)を取得するとき(政令で定める場合に該当する場合を除く。)

三の二〇八 (略)

2〇12 (略)

(特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除)

第六十五条の四 法人の有する土地等が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該法人が当該各号に該当することとなつた土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産(以下この項において「交換取得資産」という。)の価額(当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額)が、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超え、かつ、当該法人が当該事業年度のうち同一の年に属する期間中

第九十六条の四において準用する場合を含む。)に規定する清算金(同法第五十三条の二の二第一項(同法第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。)

の規定により地積を特に減じて換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分を定めたこと又は換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分を定められなかったことにより支払われるものを除く。)を取得するとき(政令で定める場合に該当する場合を除く。)

三の二〇八 (略)

2〇12 (略)

(特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除)

第六十五条の四 法人の有する土地等が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該法人が当該各号に該当することとなつた土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産(以下この項において「交換取得資産」という。)の価額(当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額)が、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超え、かつ、当該法人が当該事業年度のうち同一の年に属する期間中

にその該当することとなつた土地等のいずれについても第六十五条の七から第六十五条の九まで又は第六十五条の十一から第六十六条の二までの規定の適用を受けないときは、その超える部分の金額と千五百万円（当該譲渡の日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額（第六十八条の七十五第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額）とのいずれか低い金額を当該譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一〇八（略）

九 地方公共団体又は景観法第九十二条第一項に規定する景観整備機構（政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）が同法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ロに規定する景観重要公共施設の整備に関する事業（当該事業が当該景観整備機構により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。）の用に供するために、当該景観計画の区域内にある土地等が、これらの者により買収される場合（第六十四条第一項第二号、第六十五条第一項第一号若しくは前条第一項第一号に掲げる場合又は第二号、第四号若しくは前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

一〇九（略）

一一〇（略）

にその該当することとなつた土地等のいずれについても第六十五条の七から第六十五条の九まで又は第六十五条の十一から第六十六条の二までの規定の適用を受けないときは、その超える部分の金額と千五百万円（当該譲渡の日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額（第六十八条の七十五第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額）とのいずれか低い金額を当該譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一〇八（略）

九 地方公共団体又は景観法第九十二条第一項に規定する景観整備機構（政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）が同法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第五号ロに規定する景観重要公共施設の整備に関する事業（当該事業が当該景観整備機構により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。）の用に供するために、当該景観計画の区域内にある土地等が、これらの者により買収される場合（第六十四条第一項第二号、第六十五条第一項第一号若しくは前条第一項第一号に掲げる場合又は第二号、第四号若しくは前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

一〇九（略）

一一〇（略）

(関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却)

第六十八条の十七 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、関西文化学術研究都市建設促進法第五条第二項に規定する建設計画の同意の日から平成二十五年三月三十一日までの間に、第四十三条の二第一項に規定する研究施設（以下この項において「研究施設」という。）を取得し、又は研究施設を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該研究施設をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該研究施設の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該研究施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該研究施設の取得価額の百分の十二（建物及びその附属設備については、百分の六）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 (略)

(特定の地区施設等の用に供されている土地等についての課税価格の計算の特例)

第七十一条の十五 課税時期において都市計画法第四条第一項に規定する都市計画に定められた同法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域（同法第十二条の五第二項第一号に掲げる地区整備計画（政令で

(関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却)

第六十八条の十七 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、関西文化学術研究都市建設促進法第五条第一項に規定する建設計画の同意の日から平成二十五年三月三十一日までの間に、第四十三条の二第一項に規定する研究施設（以下この項において「研究施設」という。）を取得し、又は研究施設を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該研究施設をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該研究施設の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該研究施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該研究施設の取得価額の百分の十二（建物及びその附属設備については、百分の六）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 (略)

(特定の地区施設等の用に供されている土地等についての課税価格の計算の特例)

第七十一条の十五 課税時期において都市計画法第四条第一項に規定する都市計画に定められた同法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域（同法第十二条の五第二項第三号に掲げる地区整備計画（政令で

定めるものに限る。)が定められている当該地区整備計画の区域に限る。
。()内にある同法第十二条の五第二項第一号に規定する地区施設その他の施設で政令で定めるものの用に供されている土地等のうち当該地区整備計画において定められた同条第七項第二号に規定する壁面の位置の制限で建築基準法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例により同項の制限として定められたものにより当該壁面の位置の制限に反して建築物の壁その他の政令で定めるものを建築してはならないこととされている部分(以下この項において「地区計画に係る特定の地区施設等」という。
。()に係る土地等(当該土地等が地区計画に係る特定の地区施設等以外の用にも供されているときは、当該土地等のうち当該地区計画に係る特定の地区施設等以外の用に供されている部分として政令で定める部分を除く。)に該当する土地等については、地価税法第六条から第八条まで及び附則第三条第二項の規定並びに第七十一条の二から第七十一条の六までの規定により地価税が非課税とされるもの並びに同法第十七条の規定及び第七十一条の七から第七十一条の十二までの規定に該当するものを除き、同法第十六条に規定する地価税の課税価格に算入すべき価額は、当該土地等の価額の三分の二に相当する金額とする。

2・3 (略)

定めるものに限る。)が定められている当該地区整備計画の区域に限る。
。()内にある同法第十二条の五第二項第三号に規定する地区施設その他の施設で政令で定めるものの用に供されている土地等のうち当該地区整備計画において定められた同条第七項第二号に規定する壁面の位置の制限で建築基準法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例により同項の制限として定められたものにより当該壁面の位置の制限に反して建築物の壁その他の政令で定めるものを建築してはならないこととされている部分(以下この項において「地区計画に係る特定の地区施設等」という。
。()に係る土地等(当該土地等が地区計画に係る特定の地区施設等以外の用にも供されているときは、当該土地等のうち当該地区計画に係る特定の地区施設等以外の用に供されている部分として政令で定める部分を除く。)に該当する土地等については、地価税法第六条から第八条まで及び附則第三条第二項の規定並びに第七十一条の二から第七十一条の六までの規定により地価税が非課税とされるもの並びに同法第十七条の規定及び第七十一条の七から第七十一条の十二までの規定に該当するものを除き、同法第十六条に規定する地価税の課税価格に算入すべき価額は、当該土地等の価額の三分の二に相当する金額とする。

2・3 (略)

改正案	現行
<p>（高速自動車国道との連結の制限）</p> <p>第十一条 次に掲げる施設以外の施設は、高速自動車国道と連結させてはならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 前号の施設と当該高速自動車国道とを連絡する通路その他の施設であつて、専ら同号の施設の利用者の通行の用に供することを目的として設けられるもの（<u>第一号に掲げる施設を除く。</u>）</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、政令で定める施設</p> <p>（連結許可等）</p> <p>第十一条の二 （略）</p> <p>2 国土交通大臣は、連結許可の申請があつた場合において、当該申請に係る施設が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める基準に適合するときに限り、連結許可をすることができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 前条第二号から第四号までに掲げる施設であつて、これを管理する者以外の者の管理する他の通路その他の施設に連結するもの 第五条第一項又は第三項の規定により定められた整備計画及び国土交通省令で定める施設の構造に関する技術的基準に適合するものであること。</p>	<p>（高速自動車国道との連結の制限）</p> <p>第十一条 次に掲げる施設以外の施設は、高速自動車国道と連結させてはならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 第一号に掲げるものを除くほか、前号の施設と当該高速自動車国道とを連絡する通路その他の施設であつて、専ら同号の施設の利用者の通行の用に供することを目的として設けられるもの</p> <p>（連結許可等）</p> <p>第十一条の二 （略）</p> <p>2 国土交通大臣は、連結許可の申請があつた場合において、当該申請に係る施設が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める基準に適合するときに限り、連結許可をすることができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 前条第二号又は第三号に掲げる施設であつて、これを管理する者以外の者の管理する他の通路その他の施設に連結するもの 第五条第一項又は第三項の規定により定められた整備計画及び国土交通省令で定める施設の構造に関する技術的基準に適合するものであること。</p>

三 前条第二号から第四号までに掲げる施設であつて、前号に掲げるものの以外のも 政令で定める連結位置に関する基準及び同号の国土交通省令で定める技術的基準に適合するものであること。

3 (略)

4 連結許可を受けた前条第二号から第四号までに掲げる施設であつて第二項第三号に該当するものを管理する者は、当該施設を同項第一号又は第二号の施設としようとする場合（政令で定める場合を除く。）には、連結許可を受けなければならない。

5 連結許可を受けた前条第二号から第四号までに掲げる施設を管理する者は、当該施設の構造について変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）を行おうとする場合には、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

6 (略)

7 第五項の許可を受けた施設は、連結許可を受けた前条第二号から第四号までに掲げる施設とみなして、第四項及び第五項の規定を適用する。

(連結許可等に係る施設の管理)

第十一条の三 連結許可及び前条第五項の許可（以下「連結許可等」という。）を受けて高速自動車国道と連結する第十一条第二号から第四号までに掲げる施設を管理する者は、国土交通省令で定める基準に従い、当該施設の維持管理をしなければならない。

(連結料の徴収)

三 前条第二号又は第三号に掲げる施設であつて、前号に掲げるものの以外のも 政令で定める連結位置に関する基準及び同号の国土交通省令で定める技術的基準に適合するものであること。

3 (略)

4 連結許可を受けた前条第二号又は第三号に掲げる施設であつて第二項第三号に該当するものを管理する者は、当該施設を同項第一号又は第二号の施設としようとする場合（政令で定める場合を除く。）には、連結許可を受けなければならない。

5 連結許可を受けた前条第二号又は第三号に掲げる施設を管理する者は、当該施設の構造について変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）を行おうとする場合には、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

6 (略)

7 第五項の許可を受けた施設は、連結許可を受けた前条第二号又は第三号に掲げる施設とみなして、第四項及び第五項の規定を適用する。

(連結許可等に係る施設の管理)

第十一条の三 連結許可及び前条第五項の許可（以下「連結許可等」という。）を受けて高速自動車国道と連結する第十一条第二号又は第三号に掲げる施設を管理する者は、国土交通省令で定める基準に従い、当該施設の維持管理をしなければならない。

(連結料の徴収)

第十一条の四 国は、第十一条第二号から第四号までに掲げる施設の高速自動車国道との連結につき、連結料を徴収することができる。

2・3 (略)

(道路法の適用)

第二十五条 高速自動車国道の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理については、この法律に定めるもののほか、道路法及び同法に基づく政令の規定の適用があるものとする。この場合において、同法第二条第二項第二号又は第六号中「第十八条第一項に規定する道路管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、同法第二十四条の二第一項、第三十九条第二項又は第六十一条第二項中「道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)」とあるのは「政令」と、同法第二十四条の三中「条例(国道にあつては、国土交通省令)」とあるのは「国土交通省令」と、同法第四十四条第一項又は第七十三条第二項中「条例(指定区間内の国道にあつては、政令)」とあるのは「政令」と、同法第四十七条の二第四項中「当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては政令で、その他の者である場合にあつては当該道路管理者である地方公共団体の条例で」とあるのは「政令で」と、同法第七十七条中「第十三条第二項又は第二十七条の規定により道路管理者に代つて」とあるのは「高速自動車国道法第九条の規定により国土交通大臣に代わつて」と、「道路管理者とみなす」とあるのは「国土交通大臣とみなす」とする。

2 (略)

第十一条の四 国は、第十一条第二号又は第三号に掲げる施設の高速自動車国道との連結につき、連結料を徴収することができる。

2・3 (略)

(道路法の適用)

第二十五条 高速自動車国道の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理については、この法律に定めるもののほか、道路法及び同法に基づく政令の規定の適用があるものとする。この場合において、同法第二条第二項第二号又は第六号中「第十八条第一項に規定する道路管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、同法第二十四条の二第一項、第三十九条第二項又は第六十一条第二項中「道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)」とあるのは「政令」と、同法第四十四条第一項又は第七十三条第二項中「条例(指定区間内の国道にあつては、政令)」とあるのは「政令」と、同法第四十七条の二第四項中「当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては政令で、その他の者である場合にあつては当該道路管理者である地方公共団体の条例で」とあるのは「政令で」と、同法第七十七条中「第十三条第二項又は第二十七条の規定により道路管理者に代つて」とあるのは「高速自動車国道法第九条の規定により国土交通大臣に代わつて」と、「道路管理者とみなす」とあるのは「国土交通大臣とみなす」とする。

2 (略)

○ 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）（抄）（附則第九十三条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（地方道路整備臨時貸付金）</p> <p>第三条 国は、都道府県又は道路法第十七条第一項の規定により一般国道の管理を行う指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。）に対し、国土交通大臣が一般国道の新設又は改築を行う場合における道路法第五十条第一項（同法第十七条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく負担金の納付に要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。</p> <p>255（略）</p>	<p>（地方道路整備臨時貸付金）</p> <p>第三条 国は、都道府県又は道路法第十七条第一項の規定により一般国道の管理を行う指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。）に対し、国土交通大臣が一般国道の新設又は改築を行う場合における道路法第五十条第一項（同法第十七条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく負担金の納付に要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。</p> <p>255（略）</p>

改正案	現行
<p>（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）</p> <p>第二十四条 激甚災害を受けた地方公共団体が政令で定める地域において施行する当該災害によつて必要を生じた公共土木施設及び公立学校施設に係る災害復旧事業のうち、公共土木施設に係るものについては、一箇所の工事の費用が都道府県及び指定都市にあつては八十万円以上百二十万円未満、その他の市町村にあつては三十万円以上六十万円未満のもの、公立学校施設に係るものについては、一学校ごとの工事の費用が十万円を超えるもの（公立学校施設災害復旧費国庫負担法第三条の規定による国の負担のないものに限る。）の費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（発行について地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなる）と認められるものを含む。次項において同じ。）に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の定めるところにより、当該地方公共団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。</p> <p>2 激甚災害を受けた地域で農地その他の農林水産業施設に係る被害の著しいものを包括する市町村のうち政令で定めるもの（以下この項において「被災市町村」という。）が施行する農地、農業用施設又は林道に係</p>	<p>（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）</p> <p>第二十四条 激甚災害を受けた地方公共団体が政令で定める地域において施行する当該災害によつて必要を生じた公共土木施設及び公立学校施設に係る災害復旧事業のうち、公共土木施設に係るものについては、一箇所の工事の費用が都道府県及び指定都市にあつては八十万円以上百二十万円未満、その他の市町村にあつては三十万円以上六十万円未満のもの、公立学校施設に係るものについては、一学校ごとの工事の費用が十万円を超えるもの（公立学校施設災害復旧費国庫負担法第三条の規定による国の負担のないものに限る。）の費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債</p> <p>に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の定めるところにより、当該地方公共団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。</p> <p>2 激甚災害を受けた地域で農地その他の農林水産業施設に係る被害の著しいものを包括する市町村のうち政令で定めるもの（以下この項において「被災市町村」という。）が施行する農地、農業用施設又は林道に係</p>

る災害復旧事業のうち、一箇所の工事の費用が十三万円以上四十万円未満のもの、事業費に充てるため、農地に係るものにあつては当該事業費の百分の五十、農業用施設又は林道に係るものにあつては当該事業費の百分の六十五に相当する額の範囲内（被災市町村の区域のうち政令で定めるところにより特に被害の著しい地域とされる地域にあつては、当該事業費のうち政令で定める部分については百分の九十の範囲内において政令で定める率に相当する額の範囲内）で発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該市町村に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

3 前二項の地方債は、国が、その資金事情の許す限り、財政融資資金をもつて引き受けるものとする。

4 第一項又は第二項に規定する地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率及び償還の方法に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日以後に発生した災害について適用する。

(削る)

る災害復旧事業のうち、一箇所の工事の費用が十三万円以上四十万円未満のもの、事業費に充てるため、農地に係るものにあつては当該事業費の百分の五十、農業用施設又は林道に係るものにあつては当該事業費の百分の六十五に相当する額の範囲内（被災市町村の区域のうち政令で定めるところにより特に被害の著しい地域とされる地域にあつては、当該事業費のうち政令で定める部分については百分の九十の範囲内において政令で定める率に相当する額の範囲内）で発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該市町村に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

3 前二項の地方債は、国が、その資金事情の許す限り、財政融資資金をもつて引き受けるものとする。

4 第一項又は第二項に規定する地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率及び償還の方法に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1| この法律は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日以後に発生した災害について適用する。

2| 平成十七年度までの間、第二十四条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「発行について同意又は許可を得た」とあるのは、「発行が許可された」とする。

○ 道路法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第六十三号）（抄）（附則第九十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 国土交通大臣は、改正後の法第十二条の規定にかかわらず、当分の間、一般国道（この法律の施行の際改正前の法の規定による一級国道であつたものを除く。）の新設又は改築でその行うべきものを、当該新設又は改築に係る一般国道の部分の在する都道府県又は指定市が行うこととすることができる。この場合においては、<u>道路法第十七条第六項</u>の規定を準用する。</p> <p>4～15 （略）</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 国土交通大臣は、改正後の法第十二条の規定にかかわらず、当分の間、一般国道（この法律の施行の際改正前の法の規定による一級国道であつたものを除く。）の新設又は改築でその行うべきものを、当該新設又は改築に係る一般国道の部分の在する都道府県又は指定市が行うこととすることができる。この場合においては、<u>道路法第十七条第五項</u>の規定を準用する。</p> <p>4～15 （略）</p>

		改正案	
別表第二（第三十条の七関係）			
二〇十一 （略）	一の二 市町村長	一 指定都市の長	提供を受ける区域内 の市町村の執行機関 事務
（略）	同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人が従前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合において公職選挙法第四十四条第三項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	特定非営利活動促進法による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの	事務
		現行	
別表第二（第三十条の七関係）			
二〇十一 （略）	一 市町村長	（新設）	提供を受ける区域内 の市町村の執行機関 事務
（略）	同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人が従前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合において公職選挙法第四十四条第三項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	（新設）	事務

別表第四（第三十条の七関係）

<p>提供を受ける他の都道府県の区域内の市町村の執行機関</p>	<p>事務</p>
<p>一 指定都市の長</p>	<p>特定非営利活動促進法による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>一の二 市町村長</p>	<p>同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人が従前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合において公職選挙法第四十四条第三項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>二十 (略)</p>	<p>(略)</p>

別表第四（第三十条の七関係）

<p>提供を受ける他の都道府県の区域内の市町村の執行機関</p>	<p>事務</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>一 市町村長</p>	<p>同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人が従前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合において公職選挙法第四十四条第三項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>二十 (略)</p>	<p>(略)</p>

○ 自転車道の整備等に関する法律（昭和四十五年法律第十六号）（抄）（附則第九十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

※地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後

改正案	現行
<p>（自転車道整備事業の実施）</p> <p>第四条 道路管理者は、道路法第三十条第一項の政令又は同条第二項の政令及び同条第三項の規定に基づく条例で定める基準に従い、自転車及び自動車の交通量、道路における交通事故の発生状況その他の事情を考慮して自転車道整備事業を実施するよう努めなければならない。</p>	<p>（自転車道整備事業の実施）</p> <p>第四条 道路管理者は、道路法第三十条第一項の政令又は同条第三項の政令及び同条第四項の規定に基づく条例で定める基準に従い、自転車及び自動車の交通量、道路における交通事故の発生状況その他の事情を考慮して自転車道整備事業を実施するよう努めなければならない。</p>

○ 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）（抄）（附則第九十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

※今通常国会に予算関連・日切れ法案として提出されている「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案」（平成二十三年四月一日施行（法律の適用期限の延長に係る改正規定は、公布日施行））による改正後

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「公害防止計画」とは、環境基本法第十七条に規定する公害防止計画をいう。</p> <p>3 (略)</p> <p>(公害防止対策事業計画)</p> <p>第二条の二 都道府県知事は、公害防止計画において、国又は地方公共団体が実施する前条第三項各号に掲げる事業（政令で定める事業を除く。）並びに下水道法第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道（同号イに該当するものに限る。）の設置及び改築の事業に関する計画（以下「公害防止対策事業計画」という。）を定めようとするときは、環境大臣に協議し、その同意を求めることができる。</p> <p>2 前項の規定は、公害防止対策事業計画を変更する場合について準用する。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「公害防止計画」とは、環境基本法第十七条第三項の規定による環境大臣の同意を得た公害防止計画をいう。</p> <p>3 (略)</p>

3 環境大臣は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の同意をしようとするときは、公害対策会議の議を経なければならない。

（公害防止対策事業に係る国の負担又は補助の割合の特例等）

第三条 地方公共団体が前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の同意を得た公害防止対策事業計画（以下「同意公害防止対策事業計画」という。）に基づいて実施する公害防止対策事業に係る経費については、他の法令の規定にかかわらず、国は、別表上欄に掲げる公害防止対策事業の区分に応じ、それぞれ同表下欄に定める国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）により、その一部を負担し又は補助するものとする。国が同意公害防止対策事業計画において定められた公害防止対策事業を地方公共団体に負担金を課して行う場合における当該公害防止対策事業に係る経費に対する国の負担割合についても、同様とする。

2 （略）

3 国は、地方公共団体が同意公害防止対策事業計画に基づいて実施する公害防止対策事業に係る経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について第一項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

4 第一項の規定は、同意公害防止対策事業計画が定められていない地域において実施される公害防止対策事業で第二条第三項第二号から第四号までに掲げるもの（政令で定める事業を除く。）のうち、総務大臣が主

（公害防止対策事業に係る国の負担又は補助の割合の特例等）

第三条 地方公共団体が公害防止計画に基づいて実施する公害防止対策事業（政令で定める事業を除く。以下この条において同じ。）に係る経費については、他の法令の規定にかかわらず、国は、別表上欄に掲げる公害防止対策事業の区分に応じ、それぞれ同表下欄に定める国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）により、その一部を負担し又は補助するものとする。国が公害防止計画において定められた公害防止対策事業を地方公共団体に負担金を課して行なう場合における当該公害防止対策事業に係る経費に対する国の負担割合についても、同様とする。

2 （略）

3 国は、地方公共団体が公害防止計画に基づいて実施する公害防止対策事業に係る経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について第一項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

4 第一項の規定は、公害防止計画が定められていない地域において実施される公害防止対策事業で前条第三項第二号から第四号までに掲げるもののうち、総務大臣が主務大臣及び環境大臣と協議して指定するものに

務大臣及び環境大臣と協議して指定するものに係る経費に対する国の負担又は補助についても、適用する。

(公害の防止のための事業に係る地方債)

第四条 (略)

2 公害防止対策事業で前条の規定の適用を受けるもの並びに同意公害防止対策事業計画に基づいて実施される下水道法第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道(同号イに該当するものに限る。)の設置及び改築の事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債については、国は、資金事情の許す限り、財政融資資金をもつて引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

附則

(施行期日等)

第一条 (略)

2 この法律は、平成三十三年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同意公害防止対策事業計画に基づく公害防止対策事業及び第三条第四項の規定により総務大臣が指定した公害防止対策事業に係る経費のうち平成三十二年度までの予算に係るもので平成三十三年度以降に繰り越されるものについてはこの法律の規定、公害防止対策事業で同条の規定の適用を受けるもの並びに同意公害防止対策事業計画に基づいて実施される下水道法第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定

係る経費に対する国の負担又は補助についても、適用する。

(公害の防止のための事業に係る地方債)

第四条 (略)

2 公害防止対策事業で前条の規定の適用を受けるもの並びに公害防止計画に基づいて実施される下水道法第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道(同号イに該当するものに限る。)の設置及び改築の事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債については、国は、資金事情の許す限り、財政融資資金をもつて引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

附則

(施行期日等)

第一条 (略)

2 この法律は、平成三十三年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、公害防止計画に基づく公害防止対策事業及び第三条第四項の規定により総務大臣が指定した公害防止対策事業に係る経費のうち平成三十二年度までの予算に係るもので平成三十三年度以降に繰り越されるものについてはこの法律の規定、公害防止対策事業で同条の規定の適用を受けるもの並びに公害防止計画に基づいて実施される下水道法第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道(同号イに

する流域下水道（同号イに該当するものに限る。）の設置及び改築の事業について必要な経費の財源に充てるため起こした地方債であつて平成三十二年以前年度の発行について同意又は許可を得たもの（発行について地方財政法第五条の三第六項の規定による届出がされたもののうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなること認められるものを含む。）については第五条の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

該当するものに限る。）の設置及び改築の事業について必要な経費の財源に充てるため起こした地方債であつて平成三十二年以前年度の発行について同意又は許可を得たものについては第五条の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第三条 前条第一項に規定する者又はこの法律の施行の際新法特定工場の設置をしている者は、工場立地法第六条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項（同項第五号の事項にあつては、同項に規定する特定工場（以下「特定工場」という。）内の同法第四条第一項第一号に規定する生産施設、緑地若しくは環境施設の面積又は同号に規定する環境施設若しくは同項第二号の主務省令で定める施設の配置に係る事項に限り、同法第六条第一項第六号の事項にあつては、当該特定工場の設置の場所が同項ただし書に規定する指定地区に属する場合に限る。）に係る変更（同法第七条第一項の主務省令で定める軽微なものを除く。）でこの法律の施行の日から九十日を経過した日以後最初に行われるものをしようとするときは、主務省令（同法第十五条の六第二項に規定する大臣の発する命令をいう。）で定めるところにより、その旨及び同法第六条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項で当該変更に係るもの以外のものを、<u>当該新法特定工場の設置の場所が町村の区域に属する場合にあつては当該新法特定工場の設置の場所が市の区域に属する場合にあつては当該新法特定工場の設置の場所を管轄する市長に届け出なければならない。ただし、当該特定工場の設置の場所が同項ただし書に規定する指定地区に属</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第三条 前条第一項に規定する者又はこの法律の施行の際新法特定工場の設置をしている者は、工場立地法第六条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項（同項第五号の事項にあつては、同項に規定する特定工場（以下「特定工場」という。）内の同法第四条第一項第一号に規定する生産施設、緑地若しくは環境施設の面積又は同号に規定する環境施設若しくは同項第二号の主務省令で定める施設の配置に係る事項に限り、同法第六条第一項第六号の事項にあつては、当該特定工場の設置の場所が同項ただし書に規定する指定地区に属する場合に限る。）に係る変更（同法第七条第一項の主務省令で定める軽微なものを除く。）でこの法律の施行の日から九十日を経過した日以後最初に行われるものをしようとするときは、主務省令（同法第十五条の六第二項に規定する大臣の発する命令をいう。）で定めるところにより、その旨及び同法第六条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項で当該変更に係るもの以外のものを<u>都道府県知事に届け出なければならない。ただし、当該特定工場の設置の場所が同項ただし書に規定する指定地区に属しない場合には、同項第六号の事項については、この限りでない。</u></p>

しない場合には、同項第六号の事項については、この限りでない

2
(略)

(削る)

第四条 前条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2
(略)

(大都市の特例)

第三条の二 前条第一項の規定により、都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)においては、指定都市の長が行うものとする。この場合においては、前条第一項の規定中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

第四条 第三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（機構の業務の特例）</p> <p>第十四条 機構は、当分の間、第四条第一項各号に掲げる業務及び第十四条の八第一項の業務のほか、国土交通大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。</p> <p>一 次に掲げる事業で道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設その他の公共の用に供する施設の整備に関するもののうち、日本電信電話株式会社の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第一号に該当するものであつて政令で定めるものを施行する者に対し、当該事業の施行に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。</p> <p>イ 第二条第二項第一号に掲げる民間都市開発事業として行われる都市計画法第四条第六項の都市計画施設又は同法第十二条の四第一項第一号の地区計画で同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区を定めるものに関する都市計画においてその配置及び規模が定められた同条第五項第一号の施設の整備に関する事業</p>	<p>附則</p> <p>（機構の業務の特例）</p> <p>第十四条 機構は、当分の間、第四条第一項各号に掲げる業務及び第十四条の八第一項の業務のほか、国土交通大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。</p> <p>一 次に掲げる事業で道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設その他の公共の用に供する施設の整備に関するもののうち、日本電信電話株式会社の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第一号に該当するものであつて政令で定めるものを施行する者に対し、当該事業の施行に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。</p> <p>イ 第二条第二項第一号に掲げる民間都市開発事業として行われる都市計画法第四条第六項の都市計画施設又は同法第十二条の四第一項第一号の地区計画で同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区を定めるものに関する都市計画においてその配置及び規模が定められた同条第五項第二号の施設の整備に関する事業</p>

口(略)

二・三(略)

2
17
(略)

口(略)

二・三(略)

2
17
(略)

○ 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（昭和六十三年法律第四十七号）（抄）（附則第四百四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（良質な住宅地の保全）</p> <p>第十条 認定事業者は、造成宅地の処分をしようとする場合において、当該造成宅地が建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六十九条の条例で定める区域内にあり、かつ、当該造成宅地について当該認定事業者以外に同条に規定する土地の所有者等が存しないときは、あらかじめ、建築物の敷地、位置、用途及び意匠に関する基準について、同法第七十六条の三第一項の規定による建築協定を定めなければならない。ただし、当該造成宅地について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 都市計画法第十二条の四第一項第一号に規定する地区計画（同法第十二条の五第二項第一号に掲げる地区整備計画が定められているものに限る。）が定められていること。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（良質な住宅地の保全）</p> <p>第十条 認定事業者は、造成宅地の処分をしようとする場合において、当該造成宅地が建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六十九条の条例で定める区域内にあり、かつ、当該造成宅地について当該認定事業者以外に同条に規定する土地の所有者等が存しないときは、あらかじめ、建築物の敷地、位置、用途及び意匠に関する基準について、同法第七十六条の三第一項の規定による建築協定を定めなければならない。ただし、当該造成宅地について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 都市計画法第十二条の四第一項第一号に規定する地区計画（同法第十二条の五第二項第三号に掲げる地区整備計画が定められているものに限る。）が定められていること。</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>別表第二（第十七条関係）</p> <p>一 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条第一項第一号（工場立地に関する準則等の公表）に規定する環境施設の用に供されている土地等（当該土地等の面積が基準面積（当該土地等の面積の同項に規定する製造業等に係る工場又は事業場の敷地の面積に対する割合に関する事項につき同項の規定により公表された同項の準則又は同法第四条の二第一項（工場立地に関する都道府県準則等）の規定により定められた同項の都道府県準則若しくは同条第二項の規定により定められた同項の市準則に適合するために必要な面積として財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）を超えるときは、当該土地等のうち当該基準面積に達するまでの部分として政令で定めるものに限る。）</p> <p>二〇九（略）</p>	<p>別表第二（第十七条関係）</p> <p>一 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条第一項第一号（工場立地に関する準則等の公表）に規定する環境施設の用に供されている土地等（当該土地等の面積が基準面積（当該土地等の面積の同項に規定する製造業等に係る工場又は事業場の敷地の面積に対する割合に関する事項につき同項の規定により公表された同項の準則又は同法第四条の二第一項（工場立地に関する地域準則）の規定により定められた同項の地域準則に適合するために必要な面積として財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）を超えるときは、当該土地等のうち当該基準面積に達するまでの部分として政令で定めるものに限る。）</p> <p>二〇九（略）</p>

○ 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）（抄）（附則第一百六条関係）（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">（看護師等確保推進者の設置等）</p> <p>第十二条 次の各号のいずれかに該当する病院の開設者は、当該病院に看護師等確保推進者を置かなければならない。</p> <p>一 その有する看護師等の員数が、医療法第二十一条第一項第一号の規定に基づき都道府県の条例の規定によって定められた員数を著しく下回る病院として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>二 （略）</p> <p>2～5 （略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（看護師等確保推進者の設置等）</p> <p>第十二条 次の各号のいずれかに該当する病院の開設者は、当該病院に看護師等確保推進者を置かなければならない。</p> <p>一 その有する看護師等の員数が、医療法第二十一条第一項第一号の規定に基づき厚生労働省令の規定によって定められた員数を著しく下回る病院として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>二 （略）</p> <p>2～5 （略）</p>

改正案	現行
<p>（都市計画に定められる第二種事業等）</p> <p>第三十九条（略）</p> <p>2 前項の規定により都市計画決定権者が届出を行う場合における第四条の規定の適用については、同条第一項中「第二種事業を実施しようとする者（国が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関（地方支分部局を含む。）の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者。以下同じ。）」とあるのは「第三十九条第一項の都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）は、第二種事業又は第二種事業に係る施設を都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定により都市計画に定めようとするとき」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、「その氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、「氏名等」とあるのは「名称等」と、「第二種事業の区分」とあるのは「当該都市計画に係る第二種事業の区分」と、「定める者」とあるのは「定める者（当該都市計画が都市計画法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）、同法第十九条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項又は第八十七条の二第三項の規定により読み替</p>	<p>（都市計画に定められる第二種事業等）</p> <p>第三十九条（略）</p> <p>2 前項の規定により都市計画決定権者が届出を行う場合における第四条の規定の適用については、同条第一項中「第二種事業を実施しようとする者（国が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関（地方支分部局を含む。）の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者。以下同じ。）」とあるのは「第三十九条第一項の都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）は、第二種事業又は第二種事業に係る施設を都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定により都市計画に定めようとするとき」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、「その氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、「氏名等」とあるのは「名称等」と、「第二種事業の区分」とあるのは「当該都市計画に係る第二種事業の区分」と、「定める者」とあるのは「定める者（当該都市計画が都市計画法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）、同法第十九条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項又は第八十七条の二第二項の規定により読み替</p>

えて適用される場合を含む。)又は都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第五十一条第二項の規定による同意(以下「都市計画同意」という。)を要するものである場合にあつては、都市計画同意を行う国土交通大臣(都市計画法第八十五条の二又は都市再生特別措置法第七十九条の規定により都市計画同意に関する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長)又は都道府県知事(以下「都市計画同意権者」という。)及び次の各号に掲げる当該都市計画に係る第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者」と、「第四号又は第五号に掲げる第二種事業を実施しようとする者が第四号又は第五号に定める主任の大臣であるときは、主任の大臣」とあるのは「都市計画同意を要しない都市計画に係る都市計画決定権者は、次の各号に定める者」と、「代えて」とあるのは「併せて」と、同条第二項中「定める者」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者」と、「第二十九条第一項」とあるのは「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十九条第一項」と、同条第三項中「定める者」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、同項第一号及び第二号中「及び前項の都道府県知事(第一項後段の場合にあつては、前項の都道府県知事」とあるのは「前項の都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者(第一項後段の場合にあつては、前項の都道府県知事及び当該第二種事業

えて適用される場合を含む。)又は都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第五十一条第二項の規定による同意(以下「都市計画同意」という。)を要するものである場合にあつては、都市計画同意を行う国土交通大臣(都市計画法第八十五条の二又は都市再生特別措置法第七十九条の規定により都市計画同意に関する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長)又は都道府県知事(以下「都市計画同意権者」という。)及び次の各号に掲げる当該都市計画に係る第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者」と、「第四号又は第五号に掲げる第二種事業を実施しようとする者が第四号又は第五号に定める主任の大臣であるときは、主任の大臣」とあるのは「都市計画同意を要しない都市計画に係る都市計画決定権者は、次の各号に定める者」と、「代えて」とあるのは「併せて」と、同条第二項中「定める者」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者」と、「第二十九条第一項」とあるのは「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十九条第一項」と、同条第三項中「定める者」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、同項第一号及び第二号中「及び前項の都道府県知事(第一項後段の場合にあつては、前項の都道府県知事」とあるのは「前項の都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者(第一項後段の場合にあつては、前項の都道府県知事及び当該第二種事業

を実施しようとする者」と、同条第四項中「当該事業を実施しよう」とあるのは「当該事業又は当該事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めよう」と、同条第五項中「第三項第二号」とあるのは「第一項各号に定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者の全てにより第三項第二号」と、「第二十九條第二項」とあるのは「第四十條第二項の規定により読み替えて適用される第二十九條第二項」と、「とられるまで（当該第二種事業に係る第一項各号に定める者が二以上である場合にあつては、当該各号に定める者のすべてにより当該措置がとられるまで）」とあるのは「とられるまで」と、同条第六項中「第二種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「同項第四号又は第五号に定める主任の大臣以外の者にあつてはこの法律」とあるのは「この法律」と、「同項各号」とあるのは「届出に係る都市計画が都市計画同意を要するものであるときは同項各号」と、「定める者に書面により通知し、これらの主任の大臣にあつてはその旨の書面を作成」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者に、都市計画同意を要しないものであるときは同項各号に掲げる第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者に書面により通知」と、同条第七項中「受け、又は同項の規定により書面を作成した者は、当該通知又は書面の作成」とあるのは「受けた者は、当該通知」と、「都道府県知事に当該通知又は作成」とあるのは「都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者に当該通知」と、同条第八項中「通知又は書面の作成」とあるのは「通知」と、同条第九項中「主

を実施しようとする者」と、同条第四項中「当該事業を実施しよう」とあるのは「当該事業又は当該事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めよう」と、同条第五項中「第三項第二号」とあるのは「第一項各号に定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者の全てにより第三項第二号」と、「第二十九條第二項」とあるのは「第四十條第二項の規定により読み替えて適用される第二十九條第二項」と、「とられるまで（当該第二種事業に係る第一項各号に定める者が二以上である場合にあつては、当該各号に定める者のすべてにより当該措置がとられるまで）」とあるのは「とられるまで」と、同条第六項中「第二種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「同項第四号又は第五号に定める主任の大臣以外の者にあつてはこの法律」とあるのは「この法律」と、「同項各号」とあるのは「届出に係る都市計画が都市計画同意を要するものであるときは同項各号」と、「定める者に書面により通知し、これらの主任の大臣にあつてはその旨の書面を作成」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者に、都市計画同意を要しないものであるときは同項各号に掲げる第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者に書面により通知」と、同条第七項中「受け、又は同項の規定により書面を作成した者は、当該通知又は書面の作成」とあるのは「受けた者は、当該通知」と、「都道府県知事に当該通知又は作成」とあるのは「都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者に当該通知」と、同条第八項中「通知又は書面の作成」とあるのは「通知」と、同条第九項中「主

務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、「が環境大臣」とあるのは「及び国土交通大臣が環境大臣」と、同条第十項中「が定めるべき」とあるのは「及び国土交通大臣が定めるべき」とする。

例）（対象事業等を定める都市計画に係る手続に関する都市計画法の特
第四十二条（略）

2（略）

3 前項の都市計画について、都市計画法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）、同法第十九条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二條第一項又は第八十七條の二第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は都市再生特別措置法第五十一条第二項の規定による同意（以下この項及び第四十五条において「都市計画同意」という。）を行うに当たっては、国土交通大臣（都市計画法第八十五条の二又は都市再生特別措置法第七十九条の規定により都市計画同意に関する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長）又は都道府県知事（第四十五条において「都市計画同意権者」という。）は、評価書の記載事項及び第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十四条の書面に基づいて、当該都市計画につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるもの

主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、「が環境大臣」とあるのは「及び国土交通大臣が環境大臣」と、同条第十項中「が定めるべき」とあるのは「及び国土交通大臣が定めるべき」とする。

例）（対象事業等を定める都市計画に係る手続に関する都市計画法の特
第四十二条（略）

2（略）

3 前項の都市計画について、都市計画法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）、同法第十九条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二條第一項又は第八十七條の二第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は都市再生特別措置法第五十一条第二項の規定による同意（以下この項及び第四十五条において「都市計画同意」という。）を行うに当たっては、国土交通大臣（都市計画法第八十五条の二又は都市再生特別措置法第七十九条の規定により都市計画同意に関する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長）又は都道府県知事（第四十五条において「都市計画同意権者」という。）は、評価書の記載事項及び第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十四条の書面に基づいて、当該都市計画につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるもの

であるかどうかを審査しなければならない。

(事業者が環境影響評価を行う場合の都市計画法の特例)

第四十五条 (略)

2 前項の都市計画について都市計画法第十八条(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む、同法第十八条第一項及び第二項にあつては同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)又は同法第十九条第一項から第四項まで(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む、同法第十九条第三項にあつては同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む、同法第十九条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)にあつては同法第八十七条の二第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む、同法第十九条第四項にあつては同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定が適用される場合には、第四十二条第二項の規定は都市計画決定権者が前条第五項の規定により送付を受けた評価書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする場合について、第四十二条第三項の規定は当該都市計画について都市計画同意権者が都市計画同意を行う場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される」とあるのは「第四十四条第五項の規定により送付を受けた」と、同条第三項中「前項の都市計画」とあるのは「第四十五条第一項の都市計画」と、「記載事項及び第四十条第二項の規定により読み

であるかどうかを審査しなければならない。

(事業者が環境影響評価を行う場合の都市計画法の特例)

第四十五条 (略)

2 前項の都市計画について都市計画法第十八条(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む、同法第十八条第一項及び第二項にあつては同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)又は同法第十九条第一項から第四項まで(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む、同法第十九条第三項にあつては同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む、同法第十九条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)にあつては同法第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む、同法第十九条第四項にあつては同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定が適用される場合には、第四十二条第二項の規定は都市計画決定権者が前条第五項の規定により送付を受けた評価書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする場合について、第四十二条第三項の規定は当該都市計画について都市計画同意権者が都市計画同意を行う場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される」とあるのは「第四十四条第五項の規定により送付を受けた」と、同条第三項中「前項の都市計画」とあるのは「第四十五条第一項の都市計画」と、「記載事項及び第四十条第二項の規定により読み

替えて適用される第二十四条の書面」とあるのは「記載事項」と読み替えるものとする。

替えて適用される第二十四条の書面」とあるのは「記載事項」と読み替えるものとする。

3 (略)	(略)	三 この法律の失効前に第八十二条の規定により適用される地域雇用開発促進法第五項第五項の規定による同意を得た地域雇用開発計画	(略)	附則 （この法律の失効） 第二条（略） 2 次の表の中欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。	改正案
	(略)	第八十二条	(略)		
3 (略)	(略)	三 この法律の失効前に第八十二条の規定により適用される地域雇用開発促進法第五項第四項の規定による同意を得た地域雇用開発計画	(略)	附則 （この法律の失効） 第二条（略） 2 次の表の中欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。	現行
	(略)	第八十二条	(略)		

改 正 案	現 行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十四条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 障害者職業能力開発校（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項第五号に規定する障害者職業能力開発校をいう。）のうち同法第十六条第四項の規定により機構にその運営を行わせるものの運営を行うこと。</p> <p>六～八 （略）</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十四条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 障害者職業能力開発校（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項第五号に規定する障害者職業能力開発校をいう。）のうち同法第十六条第五項の規定により機構にその運営を行わせるものの運営を行うこと。</p> <p>六～八 （略）</p> <p>2～4 （略）</p>

改正案	現行
<p>（土地改良法の準用）</p> <p>第十五条 機構がかんがい排水に係る第十二条第一項第一号の業務（特定施設に係るものを除く。）を行う場合については、土地改良法（昭和十四年法律第百九十五号）第百二十二条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「第十条第三項、第四十八条第十項（第九十五条の二第三項において準用する場合を含む。）、第八十七条第五項（第八十七条の二第十項、第八十七条の三第六項、第十項及び第十三項、第九十六条の二第七項並びに第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。）、第九十五条第四項、第九十八条第十項又は第九十九条第十二項（第百条の二第二項（第百十一条において準用する場合を含む。）及び第百十一条において準用する場合を含む。）の規定による公告」とあるのは、「独立行政法人水資源機構法第十三条第五項の規定による公示」と読み替えるものとする。</p>	<p>（土地改良法の準用）</p> <p>第十五条 機構がかんがい排水に係る第十二条第一項第一号の業務（特定施設に係るものを除く。）を行う場合については、土地改良法（昭和十四年法律第百九十五号）第百二十二条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「第十条第三項、第四十八条第十項（第九十五条の二第三項及び第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。）、第八十七条第五項（第八十七条の二第十項並びに第八十七条の三第六項、第十項及び第十三項において準用する場合を含む。）、第九十五条第四項、第九十六条の二第七項、第九十八条第十項又は第九十九条第十二項（第百条の二第二項（第百十一条において準用する場合を含む。）及び第百十一条において準用する場合を含む。）の規定による公告」とあるのは、「独立行政法人水資源機構法第十三条第五項の規定による公示」と読み替えるものとする。</p>

○ 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）（抄）（附則第一百二十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（工場立地法の特例）</p> <p>第十条 同意基本計画（第五条第二項第四号に掲げる事項が定められているものに限る。）において定められた同項第三号に規定する区域（以下「同意企業立地重点促進区域」という。）の存する市町村は、同意企業立地重点促進区域における製造業等（工場立地法第二条第三項に規定する製造業等をいう。以下この条において同じ。）に係る工場又は事業場の緑地（同法第四条第一項第一号に規定する緑地をいう。以下この条において同じ。）及び環境施設（同法第四条第一項第一号に規定する環境施設をいう。以下この条において同じ。）のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項（以下この条において「緑地面積率等」という。）について、条例で、次項の基準の範囲内において、同法第四条第一項の規定により公表され、又は同法第四条の二第一項若しくは第二項の規定により定められた準則に代えて適用すべき準則を定めることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項の規定により準則を定める条例（以下「緑地面積率等条例」といい、市が定めるものに限る。）が施行されている間は、当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域に係る工場立地法第九条第二</p>	<p>（工場立地法の特例）</p> <p>第十条 同意基本計画（第五条第二項第四号に掲げる事項が定められているものに限る。）において定められた同項第三号に規定する区域（以下「同意企業立地重点促進区域」という。）の存する市町村は、同意企業立地重点促進区域における製造業等（工場立地法第二条第三項に規定する製造業等をいう。以下この条において同じ。）に係る工場又は事業場の緑地（同法第四条第一項第一号に規定する緑地をいう。以下この条において同じ。）及び環境施設（同法第四条第一項第一号に規定する環境施設をいう。以下この条において同じ。）のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項（以下この条において「緑地面積率等」という。）について、条例で、次項の基準の範囲内において、同法第四条第一項の規定により公表され、又は同法第四条の二第一項の規定により定められた準則に代えて適用すべき準則を定めることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（新設）</p>

項の規定による勧告をする場合における同項第一号の規定の適用については、同号中「第四条の二第一項の規定により都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則が定められた場合にあつては、その都道府県準則又は市準則」とあるのは、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とする。

4| 緑地面積率等条例（町村が定めるものに限る。）が施行されている間は、工場立地法の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務であつて、当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域に係るものは、当該同意企業立地重点促進区域の存する町村の長が行うものとする。

5| 前項の規定により町村の長が事務を行う場合においては、工場立地法の規定及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八号）附則第三条第一項の規定中都道府県知事に関する規定は、当該同意企業立地重点促進区域については、町村の長に関する規定として当該町村の長に適用があるものとする。この場合において、工場立地法第九条第二項第一号中「第四条の二第一項の規定により都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則が定められた場合にあつては、その都道府県準則又は市準則」とあるのは、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とする。

3| 第一項の規定により準則を定める条例（以下「緑地面積率等条例」という。）が施行されている間は、工場立地法の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務であつて、当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域に係るものは、当該同意企業立地重点促進区域の存する市町村の長が行うものとする。

4| 前項の規定により市町村の長が事務を行う場合においては、工場立地法の規定及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八号）附則第三条第一項の規定中都道府県知事に関する規定は、当該同意企業立地重点促進区域については、市町村の長に関する規定として当該市町村の長に適用があるものとする。この場合において、工場立地法第九条第二項第一号中「第四条の二第一項の規定により地域準則が定められた場合にあつては、その地域準則」とあるのは、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とする。

第十一条 (略)

2 前項の規定により経過措置を定める条例(市が定めるものに限る。)が施行されている間は、同項の特定工場に係る工場立地法第九条第二項の規定による勧告をする場合における同項第一号の規定の適用については、同号中「第四条の二第一項の規定により都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則が定められた場合にあつては、その都道府県準則又は市準則」とあるのは、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十一条第一項の規定により条例が定められた場合にあつては、その条例」とする。

3 第一項の規定により経過措置を定める条例(町村が定めるものに限る。)が施行されている間は、工場立地法の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務であつて、同項の特定工場に係るものは、当該条例に係る同意企業立地重点促進区域に係る町村の長が行うものとする。

4 前項の規定により町村の長が事務を行う場合においては、前条第五項の規定を準用する。この場合において、同項中「第十条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とあるのは、「第十条第一項の規定により条例が定められた場合にあつては、その条例」と読み替えるものとする。

第十二条 (略)

2 (略)

3 緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、同意企業立地重点促進区域の

第十一条 (略)

(新設)

2 前項の規定により経過措置を定める条例が施行されている間は、工場立地法の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務であつて、同項の特定工場に係るものは、当該条例に係る同意企業立地重点促進区域に係る市町村の長が行うものとする。

3 前項の規定により市町村の長が事務を行う場合においては、前条第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「第十条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とあるのは、「第十一条第一項の規定により条例が定められた場合にあつては、その条例」と読み替えるものとする。

第十二条 (略)

2 (略)

3 緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、同意企業立地重点促進区域の

廃止又は前条第一項の規定により経過措置を定める条例（以下この項において「経過措置条例」という。）の廃止若しくは失効により、当該緑地面積率等条例（経過措置条例が定められている場合にあっては、当該経過措置条例）で定めた準則の適用を受けないこととなった特定工場について、それぞれ当該緑地面積率等条例の廃止若しくは失効の日、当該同意企業立地重点促進区域の廃止の日又は当該経過措置条例の廃止若しくは失効の前日に当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域に係る事務又は当該経過措置条例に係る同条第一項の特定工場に係る七条第一項若しくは第八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による届出は、それぞれの廃止又は失効の日（以下この条において「特定日」という。）以後においては、当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域に係る都道府県の知事にされたものとみなす。ただし、当該届出であつて特定日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がされていないものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

4
(略)

廃止又は前条第一項の規定により経過措置を定める条例（以下この項において「経過措置条例」という。）の廃止若しくは失効により、当該緑地面積率等条例（経過措置条例が定められている場合にあっては、当該経過措置条例）で定めた準則の適用を受けないこととなった特定工場について、それぞれ当該緑地面積率等条例の廃止若しくは失効の日、当該同意企業立地重点促進区域の廃止の日又は当該経過措置条例の廃止若しくは失効の前日に当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域に係る事務又は当該経過措置条例に係る同条第一項の特定工場に係る七条第一項の指定都市の長を除く。）にされた工場立地法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による届出は、それぞれの廃止又は失効の日（以下この条において「特定日」という。）以後においては、当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域に係る都道府県の知事にされたものとみなす。ただし、当該届出であつて特定日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がされていないものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

4
(略)

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二十三条（略）</p> <p>2 施行日以後に新研究所法附則第九条第一項に規定する業務のうち旧機構法第十一条第一項第七号イ若しくは第八号の事業又は新研究所法附則第十一条第一項に規定する業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号。以下「旧農用地整備公団法」という。）第十九条第一項第一号イ若しくは第二号の事業が施行された場合における租税特別措置法第三十三条第一項、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項及び第三十四条の三第二項の規定の適用については、<u>同法第三十三条第一項第三号中「土地改良事業」とあるのは</u>「土地改良事業若しくは独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号。以下この号、次条第一項第二号、第三十三条の三第一項及び第三十四条の三第二項において「研究所法」という。）附則第九条第一項に規定する業務のうち独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三十号。以下この号、次条第一項第二号、第三十三条の三第一項及び第三十四条の三第二項において「旧緑資源機構法」</p>	<p>附則</p> <p>（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二十三条（略）</p> <p>2 施行日以後に新研究所法附則第九条第一項に規定する業務のうち旧機構法第十一条第一項第七号イ若しくは第八号の事業又は新研究所法附則第十一条第一項に規定する業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号。以下「旧農用地整備公団法」という。）第十九条第一項第一号イ若しくは第二号の事業が施行された場合における前条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この条において「<u>新租税特別措置法</u>」という。）<u>第三十三条第一項、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項及び第三十四条の三第二項の規定の適用については、新租税特別措置法第三十三条第一項第三号中「土地改良事業」とあるのは</u>「土地改良事業若しくは独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号。以下この号、次条第一項第二号、第三十三条の三第一項及び第三十四条の三第二項において「研究所法」という。）附則第九条第一項に規定する業務のうち独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三十号。以下この号、次</p>

という。) 第十一条第一項第七号イの事業若しくは研究所法附則第十一条第一項に規定する業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十号) 附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号。以下この号、次条第一項第二号、第三十三条の三第一項及び第三十四条の三第二項において「旧農用地整備公団法」という。) 第十九条第一項第一号イの事業」と、「第九十六条の四第一項」とあるのは「第九十六条の四第一項並びに研究所法附則第九条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧緑資源機構法第十六条第二項及び研究所法附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項」と、「清算金(同法)」とあるのは「清算金(土地改良法)」と、「同法第三十三条の二第一項第二号中「土地改良事業又は」とあるのは「土地改良事業、」と、「第十三条の二第一項の事業」とあるのは「第十三条の二第一項の事業又は研究所法附則第九条第一項に規定する業務のうち旧緑資源機構法第十一条第一項第八号の事業若しくは研究所法附則第十条第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第二号の事業」と、「同法第三十三条の三第一項中「土地改良事業」とあるのは「土地改良事業、研究所法附則第九条第一項に規定する業務のうち旧緑資源機構法第十一条第一項第七号イの事業若しくは研究所法附則第十一条第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業」と、「同法第三十四条の三第二項中「次に掲げる場合」とあるのは「次に掲げる場合及び土地等(旧緑資源機構法第十一条第一項第七号イ又は旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イに規定する

条第一項第二号、第三十三条の三第一項及び第三十四条の三第二項において「旧緑資源機構法」という。) 第十一条第一項第七号イの事業若しくは研究所法附則第十一条第一項に規定する業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十号) 附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号。以下この号、次条第一項第二号、第三十三条の三第一項及び第三十四条の三第二項において「旧農用地整備公団法」という。) 第十九条第一項第一号イの事業」と、「第九十六条の四」とあるのは「第九十六条の四並びに研究所法附則第九条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧緑資源機構法第十六条第二項及び研究所法附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項」と、「清算金(同法)」とあるのは「清算金(土地改良法)」と、「新租税特別措置法第三十三条の二第一項第二号中「土地改良事業又は」とあるのは「土地改良事業、」と、「第十三条の二第一項の事業」とあるのは「第十三条の二第一項の事業又は研究所法附則第九条第一項に規定する業務のうち旧緑資源機構法第十一条第一項第八号の事業若しくは研究所法附則第十一条第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第二号の事業」と、「新租税特別措置法第三十三条の三第一項中「土地改良事業」とあるのは「土地改良事業、研究所法附則第九条第一項に規定する業務のうち旧緑資源機構法第十一条第一項第七号イの事業若しくは研究所法附則第十一条第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業」と、「新租税特別措置法第三十四条の三第二項中「次に掲げる場合」とあるのは「次に掲

農用地及び当該農用地の上に存する権利に限る。)につき研究所法附則第九条第一項に規定する業務のうち旧緑資源機構法第十一条第一項第七号イの事業又は研究所法附則第十一条第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により研究所法附則第九条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧緑資源機構法第十六条第二項又は研究所法附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用する土地改良法第五十四条の二第四項に規定する清算金(当該土地等について、研究所法附則第九条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧緑資源機構法第十五条第六項若しくは研究所法附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法第二十一条第六項において準用する土地改良法第八条第五項第二号に規定する施設の用若しくは同項第三号に規定する農用地以外の用途に供する土地又は研究所法附則第九条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧緑資源機構法第十六条第二項若しくは研究所法附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用する土地改良法第五十三条の三の二第一項第一号に規定する農用地に供することを予定する土地に充てるため研究所法附則第九条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧緑資源機構法第十六条第二項又は研究所法附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用する土地改良法第五十三条の二

げる場合及び土地等(旧緑資源機構法第十一条第一項第七号イ又は旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イに規定する農用地及び当該農用地の上に存する権利に限る。)につき研究所法附則第九条第一項に規定する業務のうち旧緑資源機構法第十一条第一項第七号イの事業又は研究所法附則第十一条第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により研究所法附則第九条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧緑資源機構法第十六条第二項又は研究所法附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用する土地改良法第五十四条の二第四項に規定する清算金(当該土地等について、研究所法附則第九条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧緑資源機構法第十五条第六項若しくは研究所法附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法第二十一条第六項において準用する土地改良法第八条第五項第二号に規定する施設の用若しくは同項第三号に規定する農用地以外の用途に供する土地又は研究所法附則第九条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧緑資源機構法第十六条第二項若しくは研究所法附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用する土地改良法第五十三条の三の二第一項第一号に規定する農用地に供することを予定する土地に充てるため研究所法附則第九条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧緑資源機構法第十六条第二項又は研究所法附則第十一条第三項の規定によ

二第一項の規定により、地積を特に減じて換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分を定めたこと又は換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分が定められなかつたことにより支払われるものに限る。)を取得する場合」とする。

3・4 (略)

5 施行日以後に新研究所法附則第九条第一項に規定する業務のうち旧機構法第十一条第一項第七号イ若しくは第八号の事業又は新研究所法附則第十一条第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イ若しくは第二号の事業が施行された場合における租税特別措置法第六十四条第一項、第六十五条第一項、第六十八条の七十第一項及び第六十八条の七十二第一項の規定の適用については、同法第六十四条第一項第三号中「土地改良事業」とあるのは「土地改良事業若しくは独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第九十八号。以下この号並びに第六十五条第一項第二号及び第三号において「研究所法」という。)附則第九条第一項に規定する業務のうち独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律(平成二十年法律第八号)による廃止前の独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第三百十号。以下この号並びに第六十五条第一項第二号及び第三号において「旧緑資源機構法」という。)第十一条第一項第七号イの事業若しくは研究所法附則第十一条第一項に規定する業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十号)附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法(昭和

りなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用する土地改良法第五十三条の二の二第一項の規定により、地積を特に減じて換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分を定めたこと又は換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分が定められなかつたことにより支払われるものに限る。)を取得する場合」とする。

3・4 (略)

5 施行日以後に新研究所法附則第九条第一項に規定する業務のうち旧機構法第十一条第一項第七号イ若しくは第八号の事業又は新研究所法附則第十一条第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イ若しくは第二号の事業が施行された場合における新租税特別措置法第六十四条第一項、第六十五条第一項、第六十八条の七十第一項及び第六十八条の七十二第一項の規定の適用については、新租税特別措置法第六十四条第一項第三号中「土地改良事業」とあるのは「土地改良事業若しくは独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第九十八号。以下この号並びに第六十五条第一項第二号及び第三号において「研究所法」という。)附則第九条第一項に規定する業務のうち独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律(平成二十年法律第八号)による廃止前の独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第三百十号。以下この号並びに第六十五条第一項第二号及び第三号において「旧緑資源機構法」という。)第十一条第一項第七号イの事業若しくは研究所法附則第十一条第一項に規定する業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十号)附則第八条の規定による廃止前の農用地整

四十九年法律第四十三号。以下この号並びに第六十五条第一項第二号及び第三号において「旧農用地整備公団法」という。）第十九条第一項第一号イの事業」と、「第九十六条の四第一項」とあるのは「第九十六条の四第一項並びに研究所法附則第九条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧緑資源機構法第十六条第二項及び研究所法附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項」と、「清算金（同法）」とあるのは「清算金（土地改良法）」と、「同法第六十五条第一項第二号中「土地改良事業又は」とあるのは「土地改良事業、」と、「第十三条の二第一項の事業」とあるのは「第十三条の二第一項の事業又は研究所法附則第九条第一項に規定する業務のうち旧緑資源機構法第十一条第一項第八号の事業若しくは研究所法附則第十一条第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第二号の事業」と、同項第三号中「土地改良事業」とあるのは「土地改良事業、研究所法附則第九条第一項に規定する業務のうち旧緑資源機構法第十一条第一項第七号イの事業若しくは研究所法附則第十一条第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業」とする。

備公団法（昭和四十九年法律第四十三号。以下この号並びに第六十五条第一項第二号及び第三号において「旧農用地整備公団法」という。）第十九条第一項第一号イの事業」と、「第九十六条の四」とあるのは「第九十六条の四並びに研究所法附則第九条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧緑資源機構法第十六条第二項及び研究所法附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項」と、「清算金（同法）」とあるのは「清算金（土地改良法）」と、「新租税特別措置法第六十五条第一項第二号中「土地改良事業又は」とあるのは「土地改良事業、」と、「第十三条の二第一項の事業」とあるのは「第十三条の二第一項の事業又は研究所法附則第九条第一項に規定する業務のうち旧緑資源機構法第十一条第一項第八号の事業若しくは研究所法附則第十一条第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第二号の事業」と、同項第三号中「土地改良事業」とあるのは「土地改良事業、研究所法附則第九条第一項に規定する業務のうち旧緑資源機構法第十一条第一項第七号イの事業若しくは研究所法附則第十一条第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業」とする。

○ 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）（抄）（附則第百十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（観光圏整備計画）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 市町村又は都道府県は、第二項第五号に掲げる事項に、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）<u>第三条各号に掲げる要件に該当する地域に係る同法第五条第二項第二号又は第三号に掲げる事業又は事務（いずれも同項第二号ハに掲げる事業に係るものに限る。）であつて同法第六条第二項の交付金を充てて実施をしようとするもの（第九条において「農山漁村交流促進事業」という。）のうち、同法第五条第四項に規定する農山漁村交流促進事業</u>等が実施するものに関する事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該農山漁業団体等の同意を得なければならない。</p> <p>7～9（略）</p>	<p>（観光圏整備計画）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 市町村又は都道府県は、第二項第五号に掲げる事項に、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）<u>第三条各号に掲げる要件に該当する地域に係る同法第五条第二項第三号又は第四号に掲げる事業又は事務（いずれも同項第三号ハに掲げる事業に係るものに限る。）であつて同法第六条第二項の交付金を充てて実施をしようとするもの（第九条において「農山漁村交流促進事業」という。）のうち、同法第五条第三項に規定する農山漁業団体</u>等が実施するものに関する事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該農山漁業団体等の同意を得なければならない。</p> <p>7～9（略）</p>

○ 空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）（抄）（附則第一百五十五条関係）（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">第三條（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特定地方管理空港に対する空港法第十二条第四項の規定の適用については、同項中「地方管理空港」とあるのは、「地方管理空港及び空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）附則第三條第一項に規定する特定地方管理空港」とする。</p> <p>4 5 6（略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">第三條（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新規）</p> <p>3 4 5（略）</p>

○ 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）（抄）（附則第一百六条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三条 障害者自立支援法の一部を次のように改正する。</p> <p>(略)</p> <p>第八十八条第二項及び第三項第一号中「又は指定相談支援」を「指定地域相談支援又は指定計画相談支援」に改める。</p> <p>第八十九条第二項第一号中「又は指定相談支援」を「指定地域相談支援又は指定計画相談支援」に改め、同条第三項第一号中「指定相談支援」を「指定地域相談支援」に改め、同項第二号中「又は指定相談支援」を「指定地域相談支援又は指定計画相談支援」に改め、同条第五項中「（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）」を削る。</p> <p>(略)</p>	<p>第三条 障害者自立支援法の一部を次のように改正する。</p> <p>(略)</p> <p>第八十八条第二項第一号及び第二号中「又は指定相談支援」を「指定地域相談支援又は指定計画相談支援」に改める。</p> <p>第八十九条第二項第一号中「又は指定相談支援」を「指定地域相談支援又は指定計画相談支援」に改め、同項第二号中「指定相談支援」を「指定地域相談支援」に改め、同項第三号中「又は指定相談支援」を「指定地域相談支援又は指定計画相談支援」に改め、同条第四項中「（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）」を削る。</p> <p>(略)</p>

○ 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）（抄）（附則第一百七
 条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（地域連携保全活動計画の作成等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 市町村は、地域連携保全活動計画を作成しようとする場合において、第二項第三号に掲げる事項に係る行為が次に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該事項について、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、環境大臣に協議し、当該行為が第一号から第三号まで又は第五号に掲げる行為のいずれかに該当する場合にあっては、その同意を得なければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十七条第四項の許可又は同法第三十九条第一項の届出を要する行為</p> <p>四 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十四条第二項（同法第三十七条第四項に係る部分に限る。）の規定による協議を要する行為</p> <p>五（略）</p>	<p>（地域連携保全活動計画の作成等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 市町村は、地域連携保全活動計画を作成しようとする場合において、第二項第三号に掲げる事項に係る行為が次に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該事項について、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十七条第四項の許可、同法第三十九条第一項の届出又は同法第五十四条第二項（同法第三十七条第四項に係る部分に限る。）の同意を要する行為</p> <p>四（略）</p>

<p>7 (略)</p> <p>8 前項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定は、市が地域連携保全活動計画を作成する場合には、適用しない。</p> <p>9～13 (略)</p>	<p>7 (略)</p> <p>8 前項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市が地域連携保全活動計画を作成する場合には、適用しない。</p> <p>9～13 (略)</p>
--	---

○ 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）（抄）（附則第一百八条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（地域連携保全活動計画の作成等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 市町村は、地域連携保全活動計画を作成しようとする場合において、第二項第三号に掲げる事項に係る行為が次に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該事項について、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、環境大臣に協議し、当該行為が第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる行為のいずれかに該当する場合にあつては、その同意を得なければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第二十五条第四項若しくは第二十七条第三項の許可又は同法第二十八条第一項の届出を要する行為</p> <p>三 自然環境保全法第三十条において読み替えて準用する同法第二十一条第一項後段（同法第二十五条第四項又は第二十七条第三項に係る部分に限る。）の規定による協議を要する行為</p>	<p>（地域連携保全活動計画の作成等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 市町村は、地域連携保全活動計画を作成しようとする場合において、第二項第三号に掲げる事項に係る行為が次に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該事項について、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、環境大臣に協議し、当該行為が第一号から第三号まで又は第五号に掲げる行為のいずれかに該当する場合にあつては、その同意を得なければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第二十五条第四項若しくは第二十七条第三項の許可、同法第二十八条第一項の届出又は同法第三十条において読み替えて準用する同法第二十一条第一項後段（同法第二十五条第四項又は第二十七条第三項に係る部分に限る。）の同意を要する行為</p>

7
～
13
(略)

四
～
六
(略)

7
～
13
(略)

三
～
五
(略)

改正案	現行
<p>（工場立地法及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の特例）</p> <p>第二十三条 指定地方公共団体が、第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として、工場等新增設促進事業（国際戦略総合特別区域において製造業等（工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第二条第三項に規定する製造業等をいう。以下この項において同じ。）を営む者がその事業の用に供する工場又は事業場（以下この項において「工場等」という。）の新增設を行うことを促進する事業をいう。第六項第二号及び別表第一の四の項において同じ。）を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた指定地方公共団体（市町村に限る。以下この条において「認定市町村」という。）は、当該国際戦略総合特別区域における製造業等に係る工場等の緑地（同法第四条第一項第一号に規定する緑地をいう。）及び環境施設（同法第四条第一項第一号に規定する環境施設をいう。）のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項について、条例で、同法第四条第一項の規定により公表され、又は同法第四条の二第一項若しくは第二項の規定により定められた準則（第十三項において「工場立地法準則」といい、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成</p>	<p>（工場立地法及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の特例）</p> <p>第二十三条 指定地方公共団体が、第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として、工場等新增設促進事業（国際戦略総合特別区域において製造業等（工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第二条第三項に規定する製造業等をいう。以下この項において同じ。）を営む者がその事業の用に供する工場又は事業場（以下この項において「工場等」という。）の新增設を行うことを促進する事業をいう。第五項第二号及び別表第一の四の項において同じ。）を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた指定地方公共団体（市町村に限る。以下この条において「認定市町村」という。）は、当該国際戦略総合特別区域における製造業等に係る工場等の緑地（同法第四条第一項第一号に規定する緑地をいう。）及び環境施設（同法第四条第一項第一号に規定する環境施設をいう。）のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項について、条例で、同法第四条第一項の規定により公表され、又は同法第四条の二第一項の規定により定められた準則（第十</p>

十九年法律第四十号。以下この条において「地域産業集積形成法」という。〕第十条第一項の規定により準則が定められた場合又は地域産業集積形成法第十一条第一項の規定により条例が定められた場合にあつては、その準則又はその条例（以下この条において「地域産業集積形成法準則等」という。）を含む。）に代えて適用すべき準則を定めることができる。

2| 前項の規定により準則を定める条例（以下この条において「国際戦略総合特区緑地面積率等条例」といい、認定市町村である市が定めるものに限る。）が施行されている間は、当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例に係る国際戦略総合特別区域に係る工場立地法第九条第二項の規定による勧告をする場合における同項第一号の規定の適用については、同号中「第四条の二第一項の規定により都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則が定められた場合にあつては、その都道府県準則又は市準則」とあるのは、「総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）第二十三条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とする。

3| 国際戦略総合特区緑地面積率等条例（認定市町村である町村（以下この条において「認定町村」という。）が定めるものに限る。）が施行されている間は、工場立地法の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務であつて、当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例に係る国際戦略総合特別区域に係るものは、当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例を定めた認定町村の長が行うものとする。

4| 前項の規定により認定町村の長が事務を行う場合においては、工場立

十号。以下この条において「地域産業集積形成法」という。〕第十条第一項の規定により準則が定められた場合又は地域産業集積形成法第十一条第一項の規定により条例が定められた場合にあつては、その準則又はその条例（以下この条において「地域産業集積形成法準則等」という。）を含む。）に代えて適用すべき準則を定めることができる。

（新規）

2| 前項の規定により準則を定める条例（以下この条において「国際戦略総合特区緑地面積率等条例」という。）が施行されている間は、工場立地法の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務であつて、当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例に係る国際戦略総合特別区域に係るものは、当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例を定めた認定市町村の長が行うものとする。

3| 前項の規定により認定市町村の長が事務を行う場合においては、工場

地法の規定及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八号）附則第三条第一項の規定中都道府県知事に関する規定は、当該国際戦略総合特別区域については、町村の長に関する規定として当該認定町村の長に適用があるものとする。この場合において、工場立地法第九条第二項第一号中「第四条の二第一項の規定により都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則が定められた場合にあつては、その都道府県準則又は市準則」とあるのは、「総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）第二十三条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とする。

5・6 | (略)

7 | 前項の規定により経過措置を定める条例（以下この条において「国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例」といい、市が定めるものに限る。）が施行されている間は、同項の特定工場に係る工場立地法第九条第二項の規定による勧告をする場合における同項第一号の規定の適用については、同号中「第四条の二第一項の規定により都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則が定められた場合にあつては、その都道府県準則又は市準則」とあるのは、「総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）第二十三条第六項の規定により条例が定められた場合にあつては、その条例」とする。

8 | 国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例（町村が定めるものに限る。）が施行されている間は、工場立地法の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務であつて、第六項の特定工場に係るものは、当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例を定めた町村

立地法の規定及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八号）附則第三条第一項の規定中都道府県知事に関する規定は、当該国際戦略総合特別区域については、市町村の長に関する規定として当該認定市町村の長に適用があるものとする。この場合において、工場立地法第九条第二項第一号中「第四条の二第一項の規定により地域準則が定められた場合にあつては、その地域準則」とあるのは、「総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）第二十三条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とする。

4・5 | (略)

(新規)

6 | 前項の規定により経過措置を定める条例（以下この条において「国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例」という。）が施行されている間は、工場立地法の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務であつて、同項の特定工場に係るものは、当該国際戦略総合

の長が行うものとする。

9| 前項の規定により町村の長が事務を行う場合においては、第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「第二十三条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とあるのは、「第二十三條第六項の規定により条例が定められた場合にあつては、その条例」と読み替えるものとする。

10|
12| (略)

13| 国際戦略総合特区緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、第六項各号に掲げる事由の発生又は国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により、当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例（国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例が定められている場合にあつては、当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例）で定めた準則の適用を受けないこととなつた特定工場（当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、同項各号に掲げる事由の発生又は当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により工場立地法準則の適用を受けることとなつたものに限る。）について、それぞれ当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例の廃止若しくは失効の日、同項各号に掲げる事由の発生の日又は当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効の日（以下この項及び次項において「特定日」という。）前に第三項又は第八項の規定によりこれらの規定に規定する事務を行うものとされた町村の長にされた工場立地法第六條第一項、第七條第一項若しくは第八條第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第三條第一項の規定による届出

特区緑地面積率等経過措置条例を定めた市町村の長が行うものとする。

7| 前項の規定により市町村の長が事務を行う場合においては、第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第二十三条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とあるのは、「第二十三條第五項の規定により条例が定められた場合にあつては、その条例」と読み替えるものとする。

8|
10| (略)

11| 国際戦略総合特区緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、第五項各号に掲げる事由の発生又は国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により、当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例（国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例が定められている場合にあつては、当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例）で定めた準則の適用を受けないこととなつた特定工場（当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、同項各号に掲げる事由の発生又は当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により工場立地法準則の適用を受けることとなつたものに限る。）について、それぞれ当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例の廃止若しくは失効の日、同項各号に掲げる事由の発生の日又は当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効の日（以下この項及び次項において「特定日」という。）前に第二項又は第六項の規定によりこれらの規定に規定する事務を行うものとされた市町村の長（指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の長を除く。）にされた工場立地法第六條第一項、第七條第一項若しくは第

は、特定日以後においては、当該町村の存する都道府県の知事にされたものとみなす。ただし、当該届出であつて特定日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がされていらないものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

14
(略)

15| 前二項の規定は、国際戦略総合特区緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、第六項各号に掲げる事由の発生又は国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により、当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例（国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例が定められている場合にあつては、当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例）で定めた準則の適用を受けないこととなつた特定工場（当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、同項各号に掲げる事由の発生又は当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により地域産業集積形成法準則等の適用を受けることとなつたものに限る。）について準用する。この場合において、第十三項中「当該町村の存する都道府県の知事」とあるのは、「地域産業集積形成法第十条第四項又は第十一条第三項の規定によりこれらの規定に規定する事務を行うものとされた当該町村の長」と読み替えるものとする。

八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による届出は、特定日以後においては、当該市町村の存する都道府県の知事にされたものとみなす。ただし、当該届出であつて特定日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がされていらないものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

12|
(略)

13| 前二項の規定は、国際戦略総合特区緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、第五項各号に掲げる事由の発生又は国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により、当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例（国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例が定められている場合にあつては、当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例）で定めた準則の適用を受けないこととなつた特定工場（当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、同項各号に掲げる事由の発生又は当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により地域産業集積形成法準則等の適用を受けることとなつたものに限る。）について準用する。この場合において、第十一項中「市町村の長（指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の長を除く。）」とあるのは、「市町村の長」と、「当該市町村の存する都道府県の知事」とあるのは、「地域産業集積形成法第十条第三項又は第十一条第二項の規定によりこれらの規定に規定する事務を行うものとされた当該市町村の長」と読み替えるものとする。

(老人福祉法の特例)

第四十八条 指定地方公共団体が、第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、民間事業者特別養護老人ホーム設置事業（地域活性化総合特別区域の全部又は一部が属する特別養護老人ホーム不足区域（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十八条第二項第一号の規定により都道府県が定める区域であつて、当該区域における特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）の入所定員の総数が、老人福祉法第二十条の九第一項の規定により都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定める当該区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を下回る区域をいう。以下この項において同じ。）のうち当該地域活性化総合特別区域内にある区域であつて、当該区域における地域の活性化を図るため特別養護老人ホームの設置を促進する必要があると認められるものにおいて、選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第五項に規定する選定事業者をいい、社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）である法人が特別養護老人ホームを設置する事業をいう。別表第二の六の項において同じ。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けた

る。

(老人福祉法の特例)

第四十八条 指定地方公共団体が、第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、民間事業者特別養護老人ホーム設置事業（地域活性化総合特別区域の全部又は一部が属する特別養護老人ホーム不足区域（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十八条第二項第一号の規定により都道府県が定める区域であつて、当該区域における特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）の入所定員の総数が、老人福祉法第二十条の九第一項の規定により都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定める当該区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を下回る区域をいう。以下この項において同じ。）のうち当該地域活性化総合特別区域内にある区域であつて、当該区域における地域の活性化を図るため特別養護老人ホームの設置を促進する必要があると認められるものにおいて、選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第五項に規定する選定事業者をいい、社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）である法人が特別養護老人ホームを設置する事業をいう。別表第二の六の項において同じ。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けた

ときは、当該認定の日以後は、選定事業者である法人は、老人福祉法第十五条第一項から第五項までの規定にかかわらず、当該地域活性化総合特別区域内の特別養護老人ホーム不足区域において、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において単に「中核市」という。））においては、当該指定都市又は中核市の長。以下この条において同じ。）の認可を受けて、特別養護老人ホームを設置することができる。

255 (略)

ときは、当該認定の日以後は、選定事業者である法人は、老人福祉法第十五条第一項から第五項までの規定にかかわらず、当該地域活性化総合特別区域内の特別養護老人ホーム不足区域において、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事（指定都市及び地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において単に「中核市」という。））においては、当該指定都市又は中核市の長。以下この条において同じ。）の認可を受けて、特別養護老人ホームを設置することができる。

255 (略)

○ 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第 号）（抄）（附則第二百二十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（空港法の特例等）</p> <p>第三十二条 空港運営権者が特定空港運営事業を実施する場合における空港法の規定の適用については、同法第十二条第一項中「空港管理者」とあるのは「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第 号）第二十九条第二項に規定する空港運営権者（以下「空港運営権者」という。）」と、同条第三項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）」とあり、同条第四項及び同法第十三条中「空港管理者」とあり、同法第十四条第二項第二号中「次条第三項に規定する指定空港機能施設事業者」とあり、同法第三十二条第一項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）及び指定空港機能施設事業者」とあり、及び同条第二項中「空港管理者及び指定空港機能施設事業者」とあるのは「空港運営権者」と、同法第三十三条中「空港管理者、指定空港機能施設事業者」とあるのは「空港管理者（国土交通大臣を除く。）、空港運営権者」とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>附則</p>	<p>（空港法の特例等）</p> <p>第三十二条 空港運営権者が特定空港運営事業を実施する場合における空港法の規定の適用については、同法第十二条第一項中「空港管理者」とあるのは「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第 号）第二十九条第二項に規定する空港運営権者（以下「空港運営権者」という。）」と、同条第二項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次条において同じ。）」とあり、同法第十三条中「空港管理者」とあり、同法第十四条第二項第二号中「次条第三項に規定する指定空港機能施設事業者」とあり、同法第三十二条第一項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）及び指定空港機能施設事業者」とあり、及び同条第二項中「空港管理者及び指定空港機能施設事業者」とあるのは「空港運営権者」と、同法第三十三条中「空港管理者、指定空港機能施設事業者」とあるのは「空港管理者（国土交通大臣を除く。）、空港運営権者」とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>附則</p>

(空港法の適用に関する経過措置)

第十一条 会社は、施行日前においても、空港法第十二条第一項の規定の例により、両空港に係る空港供用規程（同項の空港供用規程をいう。以下この条において同じ。）を定め、同法第十二条第三項の規定の例により、国土交通大臣に届け出ることができる。

2 前項の規定による届出は、施行日以後は、空港法第十二条第三項の規定による届出とみなす。

3 施行日前に会社が関西国際空港に係る空港供用規程について第一項の規定による届出をしなかった場合には、施行日前に関西空港会社が空港法第十二条第三項の規定により届け出た関西国際空港に係る空港供用規程は、施行日以後は、同項の規定により会社が届け出た関西国際空港に係る空港供用規程とみなす。

4 施行日前に会社が大阪国際空港に係る空港供用規程について第一項の規定による届出をしなかった場合には、施行日前に国土交通大臣が空港法第十二条第一項の規定により定めた大阪国際空港に係る空港供用規程は、施行日以後は、同条第三項の規定により会社が届け出た大阪国際空港に係る空港供用規程とみなす。

5・6 (略)

(空港法の適用に関する経過措置)

第十一条 会社は、施行日前においても、空港法第十二条第一項の規定の例により、両空港に係る空港供用規程（同項の空港供用規程をいう。以下この条において同じ。）を定め、同法第十二条第二項の規定の例により、国土交通大臣の認可を受けることができる。

2 前項の規定による認可は、施行日以後は、空港法第十二条第二項の規定による認可とみなす。

3 施行日前に会社が関西国際空港に係る空港供用規程について第一項の規定による認可を受けなかった場合には、施行日前に関西空港会社が空港法第十二条第二項の規定により認可を受けた関西国際空港に係る空港供用規程は、施行日以後は、同項の規定により会社が認可を受けた関西国際空港に係る空港供用規程とみなす。

4 施行日前に会社が大阪国際空港に係る空港供用規程について第一項の規定による認可を受けなかった場合には、施行日前に国土交通大臣が空港法第十二条第一項の規定により定めた大阪国際空港に係る空港供用規程は、施行日以後は、同条第二項の規定により会社が認可を受けた大阪国際空港に係る空港供用規程とみなす。

5・6 (略)

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（所掌事務） 第四条 環境省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三 （略） 四 削除 五～二十五 （略）</p>	<p>（所掌事務） 第四条 環境省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三 （略） 四 公害防止計画（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十七条第一項に規定する計画をいう。）の策定の指示及び同意に関すること。 五～二十五 （略）</p>